

第3 監査結果及び意見

1. 総括的意見

意見

(1) 指定管理制度対象施設の範囲について

管理範囲の設定について

公の施設1単位に拘泥することなく、また、所管部局の枠に拘泥することなく、相乗効果等も考慮して、指定管理対象施設の範囲を決定することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者による公の施設の管理は、公の施設の設置目的を効率的に最大限発揮させることにある。そのためには、指定された施設の範囲も、相乗効果等を最大限発揮できるように配慮されるべきである。後述の個別意見でも記載しているが、現在は別管理になっている複数の施設を一体として管理することにより相乗効果等が期待される余地のある施設がある。たとえば、複数の公の施設が別管理されているつつじが岡公園の例や県民会館における施設内のレストランが指定管理対象業務から除外されているといった事例がそれである。公の施設の効用を最大限に発揮させるため、単一施設の枠、所管部局の枠に囚われず、広く横断的に管理対象施設の範囲の見直しを検討する必要がある。

(改善策)

公の施設の効用を効率的に最大限発揮させる観点から、指定管理対象施設の範囲を見直すことが必要である。

(2) 指定管理者選定における問題について

公募の実施について

指定管理者の選定は、入札方式によらず、原則として、公募によるプロポーザル方式が採用されているが、非公募により選定されている例も多い。また、契約における所謂、兼業禁止規定の適用もない。透明性確保に向けて、法制度等のより一層の整備が望まれる。

(現状及び問題点)

(i) 非公募理由について

指定管理者を公募によらず非公募で選定できる場合は、「公募への応募がなかったとき 応募者はいたが、審査の結果、水準に達した者がいなかったとき 知事等が当該施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき (「群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例(以下「条例」)第5条(指定管理者の候補者の選定の特例)」

に限定され、そのうえで、「その旨、非公募の理由を公告するものとする」(群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(以下「規則 4 条」)とされている。また、全国と比較しても、群馬県の指定管理者制度採用施設数における公募の割合は、62.3%と全国都道府県平均の 51.2%に比べ高水準にある。

指定管理者選定手続の状況

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	割合%	施設数	割合%
公 募	職員以外中心の合議体で選定	33	62.3%	2,218	31.3%
	職員を中心とした合議体で選定			812	11.5%
	上記以外			595	8.4%
	小計	33	62.3%	3,625	51.2%
	従前の管理者を公募以外で選定	13	24.5%	3,353	47.3%
	その他	7	13.2%	105	1.5%
	合計	53	100.0%	7,083	100.0%

しかしながら、これまで非公募で選定された団体は、条例第 5 条で言うところの、知事等が特に必要と認める団体として選定されてきた団体ではあるが、当該事業を実施できる唯一無二の団体であるのかという水準まで突っ込んで検討されたうえで決定されたといえるのか、非公募理由を読む限り疑問の向きもなくはない(資料「公募によらない理由」参照)。本件についての監査人としての意見は、以下の個別施設単位での意見(女性会館、かぶら文化ホール、伊香保森林公園、宝台樹キャンプ場、宝台樹スキー場、武尊牧場スキー場、川場キャンプ場、青少年会館、総合スポーツセンター伊香保リンク)で表明しているので、参考にしていきたい。

(ii) 公正性確保の手続について

指定管理者の「指定」は、「契約」ではなく行政処分の一つであるとされていることから、地方自治法第 92 条の 2 や第 142 条の規定、所謂、兼業禁止・関係私企業からの隔離規定が適用されない。したがって、知事や議員関連の団体が指定管理者になることも可能である。しかしながら、「契約」であれ「行政処分」であれ、地方自治法の兼業禁止規定の趣旨(= 首長や議員が役員である企業等への請負契約を禁じ、議会運営や行政処分の公正を確保すること)からすれば区別する理由はないものと思われる。外形的にも指定管理者選定の公正性と透明度を高める観点からの、法制度の整備が望まれる

(改善策)

非公募方式採用については、選定にあたっての、公平性、透明性確保の観点から、可

能な限り、厳密な運用がなされることが望ましい。

また、公募団体の応募基準については、公正性・透明度を高めるための法制度の整備が望まれる。

公募によらないで指定管理者を選定した施設及びその理由

所管部局・課	施設の名称	公募によらない理由	指定管理者	昨年度の管理委託先	
総務 人権男女共同参画課	群馬県女性会館	(財)群馬県女性会館は県内女性団体が中心となって設立したものであり、これら団体と連携した事業運営を実施している。また高度な守秘義務が求められる配偶者暴力相談支援センターの運営で安定した実績を上げている団体であるため。	(財)群馬県女性会館	(財)群馬県女性会館	
福祉 保健福祉課	群馬県福祉マンパワーセンター	社会福祉法第93条に規定する都道府県社会福祉人材センターの業務を行う施設であり、社会福祉事業従事者の確保を目的とした社会福祉法人を、都道府県ごとに1個限り指定することができるもの。本県でこの目的で設立された社会福祉法人は、群馬県社会福祉協議会のみ。	(社福)群馬県社会福祉協議会	(社福)群馬県社会福祉協議会	
環境・森林局 自然環境課 緑づくり推進セク-	つつじが岡公園 (花山部分に限る)	文化財保護法による名勝地に指定されており、館林市が同法に基づく管理団体となっていることから、文化財保護の観点から館林が管理を行う必要があるため。	館林市	館林市	
	伊香保森林公園	隣接する渋川市の上ノ山公園と一体的に管理する必要があるため。	渋川市	渋川市	
	桜山森林公園	藤岡市の桜山公園と一体となった公園を形成し、一元的に公園を管理する必要があるため。	藤岡市	藤岡市	
産業局 観光国際課	宝台樹キャンプ場	施設内に存在する管理棟やオートキャンプ場など武尊山観光開発㈱所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	武尊山観光開発(株)	みなかみ町	
	宝台樹スキー場	施設内に存在するリフトや休憩舎など武尊山観光開発㈱所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	武尊山観光開発(株)	みなかみ町	
	武尊牧場スキー場	施設内に存在するリフトや管理棟など武尊山観光開発㈱所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	武尊山観光開発(株)	片品村	
	川場キャンプ場	施設内に存在するコテージやバンガローなど川場村所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	川場村	川場村	
	利根川河川境運動場	施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、施設内に存在する伊勢崎市所有の財産を含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	伊勢崎市	伊勢崎市	
	利根川河川尾島児童園地	施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、施設内に存在する太田市所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	太田市	太田市	
	利根川河川尾島運動場	施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、施設内に存在する太田市所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	太田市	太田市	
	烏川河川玉村運動場	施設の設置目的を効果的・効率的に達成するためには、施設内に存在する玉村町所有の財産も含め、施設の一体的な管理が必要であるため。	玉村町	玉村町	
教育委員会 生涯学習課	群馬県青少年会館	県の青少年活動の拠点施設であり、青少年活動団体の振興及び青少年の健全育成が設置目的。(財)群馬県青少年会館は、青少年活動推進の中心的団体で、その活発な活動により青少年活動の活性化できるため。	(財)群馬県青少年会館	(財)群馬県青少年会館	
	文化課	群馬県みかばみらい館	多野藤岡地域の文化振興の中核施設であり、藤岡市は当該法人を通して同地域の文化振興事業の大部分を実施しており、地域と一体となった文化振興を効果的に実施するため。	(財)藤岡市文化振興事業団	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
		県立自然史博物館 附帯ホール	富岡市が管理するもみじ平総合公園内に存在し、公園内施設との一体的運営が不可欠であるため。	富岡市	(財)かぶら文化ホール
	スポーツ健康課	群馬県総合スポーツセンター	行政施策としてのスポーツ推進、競技者育成、団体等育成を行う施設。(財)群馬県スポーツ振興事業団は、専門職員等を擁し、数々の事業を実施。管理運営面でも万全な体制。施設の設置目的に沿った効果的な運営が可能であるため。	(財)群馬県スポーツ振興事業団	(財)群馬県スポーツ振興事業団
群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク		結氷、製氷管理技術といった施設管理に関する専門職員を擁していること、渋川市として観光振興の一環として位置付けて運営を行うことが可能であるため。	渋川市	(財)群馬県スポーツ振興事業団	
企業局 財務管理課	高崎城址地下駐車場	高崎市所有の城址第二地下駐車場と隣接し、一体的な管理が必要であるため。	(財)高崎市都市整備公社	高崎市	
	ウエストパーク1000	(財)高崎市都市整備公社と共有施設であり、当該財団と共同経営するため。	(財)高崎市都市整備公社	(財)高崎市都市整備公社	

選定委員会における透明性・公正性の確保について

指定管理者は公募を原則としていることから、応募する団体間の競争が予想される。しかも、客観的な数値である応募価格で決定する入札方式と異なり、審査によって決定されることから、選定の過程や手続の公正性と透明性の確保が、制度運営上重要である。

(現状及び問題点)

指定管理者の選定は、諮問機関としての「指定管理者選定委員会」の審査結果に対して県として候補者を決定し議会が議決することにより指定されるが、この過程の公正性・透明性が確保されることが必要である。特に、選定委員の人選と選定審査手続の公開が重要なポイントになると思われる。

()選定委員について

選定委員会の委員の選定の方法の変遷は以下の通りであり、平成 16 年 12 月導入当初は職員中心であった委員構成が、平成 20 年 3 月には外部有識者のみの構成に変わり、加えて、専門性の必要とされる財務諸表の審査に精通する者を指定する方法に進化してきている。また、選定委員の氏名も公表されることから、導入当初に比べ、公正性・信頼性は高まったといえる。

ただし、財務諸表の審査において、特定の専門家のみはその責任を過重に課すような事態は、可能な限り回避すべきであり、特定の専門課題については、複数の専門家または、専門家に近い委員が在籍し、意見交換ができる構成にすることが望ましい。

群馬県では、過去に、群馬ヘリポートの指定管理者が、指定取り消しとなった例がある。この指定管理者は、選定段階で債務超過であったにもかかわらず選定された経緯があるが(指定取り消し後、資金ショートにより経営破綻)このような事態が、専門性のある複数の委員間の関連な意見交換等を経て未然に防止されるような仕組み作りが必要である。

一方で、上記対応による委員会の肥大化等は、指定管理者制度導入目的に照らせばさけるべきであり、選定に係るコストも十分考慮しながら、進めなければならないことは言うまでもない。

平成 16 年 12 月「指定管理者制度移行に係る事務処理ガイドライン」から抜粋

公募前までに要綱を定め、原則として各局等ごとに「指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置するものとする。選定委員会の構成員については、各局等の関係職員のほか、外部の有識者等も加えることが望ましい。例としては、次のような構成が考えられる。

< 選定委員会の構成例 >

委員長	理事兼	局長		
委員		課長(主管課長)	課長(施設所管課長)
		外部有識者	等	



平成 18 年 3 月「指定管理者制度移行に係る事務処理ガイドライン」から抜粋

選定委員会の設置

募集要項の内容、選定基準、審査基準、申請の審査等を行う「指定管理者選定委員会」を原則として各局等ごとに設置するものとする。

選定委員会は諮問機関としての位置付けであり、各局（各理事）は、選定委員会の結論を踏まえて、指定管理者の候補者を選定するものとする。

なお、性格が全く異なる施設がある場合や個々の審査項目において専門的な知識が要求される場合などは、局内に複数の選定委員会を設置したり、一の選定委員会内に専門部会等を設置して審査することも可能である。

選定委員会の構成

選定委員会は原則として外部有識者をもって構成（7～10名程度を目安）するものとするが、審査に際して当該施設に関する専門的知識が必要な場合には、県職員を加えることも可能とする。その場合も選定委員の過半数は外部有識者をもって充てることとする。

なお、選定委員の選任に際しては、公平・公正な審査に対する信頼性確保のため、申請団体の役員等に就任している者の選任は不可とする。

選定委員の選任に際しての人事課協議

附属機関等（指定管理者選定委員会も該当）の委員の選任及び選任替えに際しては、平成 17 年 3 月 2 日付け事務連絡（人事課）に基づき、人事課人事グループに事前協議が必要である。

選定委員氏名等の秘匿

選定委員氏名等は当該選定委員会が所管する全施設の指定管理者の指定が議決されるまでの間は公表しないものとする。

但し、県議会における指定議案の審議等で必要となる場合は、審議の場に限定して選定委員名を公表することは差し支えない。



平成 20 年 3 月「指定管理者の指定手続き等に関するガイドライン」から抜粋

選定委員会の設置

各部局ごとに「指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会は募集要項の内容及び審査基準の決定、申請の審査等を行う。

選定委員会は諮問機関としての位置付けであり、各部局は、選定委員会の結論を踏まえて、指定管理者の候補者を選定する。

なお、必要により部局内に複数の選定委員会を設置したり、一の選定委員会内に専門部会等を設置することも可能である。

また、選定委員会については、例えば、財務諸表等の特殊項目について専門委員による事前審査を行うなど、その効果的な運営に努める必要がある。

選定委員会の構成

選定委員会は原則として外部有識者をもって構成(7～10名程度を目安)する。

選定委員会には各分野の専門的知識を有する者を選任するが、財務諸表の審査に精通している者(公認会計士、中小企業診断士等)を選任するものとする。

公平・公正な審査に対する信頼性確保のため、申請が見込まれる団体の役員等に就任している者の選任は行わない。

選定委員氏名等の公表

選定委員の氏名等は当該選定委員会が所管する全施設の選定結果公表以降に公表する。

()選定審査手続について

利害関係を有しない第三者による審査手続の透明性を確保する観点からは、具体的な審査基準等が公開される必要がある。群馬県では、選定基準、選定手続の事前公表および選定理由の公開が、ホームページを通じて実施されている。

情報公開による制度の透明性の確保の状況については、群馬県は全国と比べて遜色のない状況であり、今後は開示内容の充実等に向け、一層の取組強化が望まれる。

指定管理者選定方法等の公開状況

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

	群馬県		全国都道府県	
	数	割合%	数	割合%
選定基準の事前公表	ホームページ 53	100%	6,866	96.9%
選定手続の事前公表	ホームページ 53	100%	5,252	74.1%
選定理由の公表	53	100%	6,712	94.8%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

(改善策)

- ()選定委員会の委員の選定にあたり、内部職員中心主義から、外部有識者のみによる構成、専門性のある委員を選任する方針に変更するなど、外形的信頼性・公正性を高める仕組みは、制度発足以来、格段に進歩している。委員会の機能アップに向け、一層の取組み強化が望まれる。
- ()選定過程についての、より一層の情報公開を検討されたい。

選考における財務数値の審査について

指定管理者が指定期間中、指定管理業務を安定的に実施する能力を有していなければならないことは、選考における最も基本的な事項の一つである。この能力を測るうえで最も重要な資料が、指定管理者の提出する団体としての決算書であるが、従来の選考において、決算書の数値が十分に活用されているとは言えない。今後、一層活用するための仕組み作りが望まれる。

(現状及び問題点)

上記「選定委員会における透明性・公正性の確保について」についてでも記載しているとおり、群馬県は過去の失敗と財務諸表審査の重要性に鑑み、指定管理者選定委員会における委員の選考にあたって、決算数値活用のための仕組み(「選定委員会には、、、、財務諸表の審査に精通している者(公認会計士、中小企業診断士等)を選任するものとする」(「指定管理者の指定手続き等に関するガイドライン」平成 20 年 3 月)を工夫してきている。

過去の選考委員会における各審査項目の配点基準を見ても、決算数値等を基にした経営安定性等の項目についての配点は、決して高いものではなかった。たとえば、指定取消しの事例となった平成 18 年から指定期間の開始する群馬ヘリポートの第 2 次審査での配点は、100 点満点中、「財務状況の健全性」は、たった 5 点に過ぎず、この項目が 0 点であっても、当選する可能性は十分あり、実際、このときの例では、指定後、指定取り消しとなった、(株)ジャパン・エア・クラフトサービス(「J社」)は、債務超過の状態でありながら、100 点満点

換算で、66点（内財務状況の健全性は1点）で、総合点で他の2社を上回ったため、指定された経緯にある。（同社は、指定取り消し後、資金ショートにより経営破綻。）

何にせよ、指定管理者として選定された団体が指定期間中の存続、業務継続能力に懸念がある場合には、いかによいアイデアを出している団体であっても、指定すべきではないことは明らかである。団体の存続、業務継続能力については、その他の、審査項目とは、別次元の基準、審査項目（たとえば、第1次審査における足切り基準等）としての設定を検討すべきであったし、今後もそうあるべきと思われる。

平成18年度指定管理者審査における群馬ヘリポート2次審査総括表

審査項目			配点	J社	A社	B社
公益性	管理運営方針	設置目的との整合性	5	3	3	3
		公平な利用の確保	5	3	3	3
	計(10点)		10	6	6	6
経済性	収支計画に関する事項	経費節減度	10	8	3	5
		収支計画の有効性	10	6	4	5
	計(20点)		20	14	7	10
効果性	実施計画に関する事項	事業計画内容の有効性	5	4	3	3
		事業計画の実現性	5	3	3	3
		保安管理体制	5	4	3	3
		危機管理体制	5	4	3	3
	管理運営体制に関する事項	組織体制	5	3	3	3
		勤務ローテーションの適切さ	5	4	3	3
		責任体制	5	3	3	3
		有資格者の状況	5	4	3	2
計(40点)		40	29	24	23	
安定性	団体に関する事項	人的・物的業務遂行能力	5	3	3	4
		管理運営体制の安定性、信頼性	10	6	6	7
		財務状況の健全性	5	1	3	4
		業務実績	10	7	6	6
	計(30点)		30	17	18	21
合計(100点)		100	66	57	61	

(改善策)

群馬県は、選定委員の人選において、応募団体の存続、業務継続能力を審査するに足る専門家を加える等の工夫を加えてきており、この点評価できるが、さらに、具体的な審査手続きにおいても、団体の存続、業務継続能力を他の審査項目を審査する前段階での審査項目として設定すること等も検討すべきと思われる。

再委託割合の高い指定管理者の選定について

再委託割合の高い場合には、効率が低くなる傾向にある。再委託割合の高い団体が選定の対象になる場合には、特に効率性に留意した選定、検討が行われる必要がある。

(現状及び問題点)

指定管理者は、管理運営上必要な場合、更に他の事業者¹に業務を委託することが可能となっているが(指定管理業務の一括委託、所謂丸投げは禁止)再委託の割合が高い場合は、中間で余分なコストが発生することから、一般的には、効率的であるとはいえない。再委託割合の多い団体に対して、県との従来からの委託関係における調整能力や実績を重視する立場から、指定管理者の選定を非公募にしているような場合もあるが、これらの理由は非公募とする理由としては不十分である。公募を実施しコストの面も十分考慮した審査のうえでの選定が必要と考える。

(改善策)

再委託割合の高い団体が選定の対象になる場合には、特に効率性、コストの比較も十分に行った上での選定が行われるように留意する必要がある。

(3) 指定管理業務の実施管理について

指定管理業務の範囲の不明確性について

指定管理業務の範囲が、協定書、仕様書上も不明確な場合がある。特に、施設の清掃、警備、貸出し等に加えて、事業(所謂自主事業)がある場合が曖昧である。

(現状及び問題点)

たとえば、みかぼみらい館とかぶら文化ホールという同じ文化ホールにおいても、自主事業が指定管理者の業務範囲であるのか否かについて、明らかに解釈、取扱い異なる事例がある。

みかぼみらい館；仕様書の「1. 指定管理者が行う管理の業務の範囲(9)その他、みかぼみらい館の設置目的を達成するために必要な業務」とある。これが自主企画事業を指すかどうか曖昧であるが、みかぼみらい館の事業報告書には、指定管理範囲内の業務として、「文化事業収入」が経理上取り込まれている。

かぶら文化ホール；仕様書の「1. 管理業務の範囲(7)その他ホールの設置の目的を達成するために必要な業務 広報業務をはじめ、目的を達成するために必要な業務を行う。」とある。これが自主企画事業を指すのかどうか曖昧であるが、事業報告書には、自主企画事業については、経理上とりこまれていない。指定管理業務範囲外の事業と位置づけられて報告されていないものと思われる。

事業範囲が曖昧なままでは、責任関係も明確にされず、指定管理者に過重な負担を強いたり、管理業務に空白業務が生じたり、指定管理料の算定や指定管理者の評価にも影響を与え、的確な管理は困難である。

また、指定管理対象の公の施設を利用して指定管理者によって実施される自主事業が、指定管理対象業務の範囲外とである場合には、当然、その自主事業実施における、当該公の施設の利用権は、その他一般の利用者と同等の扱いでなければならず、優先利用等がないように留意しなければならないことは言うまでもない。

(改善策)

業務範囲が明確に規定されているか否かについて確認を行い、不十分な場合は覚書等を作成することによって明確にすべきである。

管理費用の算定について

指定管理者に指定管理業務の対価として支払う指定管理費用は、過去の実績からの積算方式によって算定されていることが多いが、算定時の市況、時価等も十分勘案して算定することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度対象6施設の往査、その他の47施設への書面調査、ヒアリングによると、指定管理者への指定管理料の算定は従来の管理委託方式における体制下で発生した原価を元にした積算方式で決定されている場合がほとんどである。この積算の過程において、削減係数等を加味して調整されている場合もあるが、これら係数も含めて、基本的には、過去からの時系列情報が基礎とされており、算定時における市場価格、民間が工夫して調達・購入している価格等の外部マーケット情報が十分考慮されているとは言いがたい状況にある。

(改善策)

過去からの時系列情報に加え、市場価格情報等をより積極的に取り入れた上で指定管理料を算定することが望まれる。

決算書の適時入手について

指定管理者団体の決算書が、毎決算期ごとに、入手されていない場合が多い。指定管理者団体の業務継続能力のチェックのためには、必ず毎期適時に入手して、チェックする必要がある。

(現状及び問題点)

選定時点における、指定管理団体の存続、業務継続能力のチェック、財務諸表審査の重要性について既に記載しているが、このことは、指定管理期間中も同じである。指定管理団体の存続、業務継続能力のチェックに最も重要かつ有効な資料が、指定管理者団体が決算期ごとに作成する決算書であるが、毎期、入手されていない場合が多い。

(改善策)

指定管理者団体の決算書を、毎期適時に、必ず入手し、疑問点等はヒアリングすべきである。また、指定管理団体の存続、業務継続能力に問題が発生した場合には、債権の保全、指定管理業務を継続させるための対応措置と指定取消し等の手続準備に入るべきである。

区分経理のチェックにおける根本的な問題点について

指定管理者団体には、指定管理事業と他の事業を明確に区分経理して、事業を実施し報告することが義務付けられている。区分経理が適正に実施されているか否かは、指定管理者団体全体の経理が適正であることが前提であり、区分経理された指定管理事業の経理のみをチェックしているだけでは、本来、不十分である。

(現状及び問題点)

県は、指定管理者により、事業報告書に記載された指定管理事業についての損益計算書・収支報告書(=区分経理の状況)が真正な決算状況を示しているか否かをチェックする必要があるが、区分経理された事業報告書が適正か否かについては、区分経理される母体である、指定管理者団体全体の経理が粉飾なく適正に行われているかどうか为前提であり、そのうえで、経理区分間に跨る数値のチェックや必要に応じて、指定管理事業以外の数値のチェックも必要となる。

区分経理チェックの前提となる、指定管理者団体全体の決算書が適正であるかどうかは、公認会計士等の監査証明が添付されていれば、最も問題がないが、実際には、そのような場合は稀であると考えられるので、多くの場合は、とりあえず、指定管理者団体の決算書は適正なものであるとみなして、次の段階のチェックに入らざるを得ない。その場合、指定管理者団体の規模がそれほど大きくなく、経理区分も少ない場合には、経理区分間に跨る数値のチェックや、指定管理事業以外の数値のチェックもある程度は可能であるが、指定管理者団体が規模も大きく、多種多様な事業を実施している場合等には、それらの数値を的確にチェックすることは、時間、コスト、専門的能力等を考えれば、非常に困難であ

るといわざるをえない。

(改善策)

指定管理者団体全体の決算書や区分経理に、大きな疑問を生じ解決できないような場合には、指定管理者団体に対して、公認会計士等の専門家の起用によるチェック等の対応を検討する必要がある。

月例、年次報告における管理費用支出等のチェックの不備について

月例報告書、事業報告書に基づく調査において管理費用支出等の会計に関するチェックが十分に行われていない。

(現状及び問題点)

県は、ほとんどの協定書で、指定管理者に対して月例報告書と年次の事業報告書の提出を義務付け、「月例報告書に関しては、必要がある場合に、経理状況に関して報告を求め、実地に調査し、必要な指示ができる」とし、また、「事業報告書に関しては、管理者は収支に関する帳票その他指定管理業務等に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。事業報告書の内容等に関して、必要に応じて説明を求め、実地に調査をすることができる」としている。

しかしながら、実際には、指定管理者に対して、月例報告書入手時に経理状況についての報告を一度も求めたこともない施設も存在する等、期の途中において必要な指示、対応ができる体制が敷かれているのかどうか疑問である。同様に、年次の事業報告書入手段階においては、より厳格な会計的チェックが必要とされるが、総勘定元帳や証憑類に基いた必要十分な会計的チェックが実施できる体制が敷かれているかどうかも疑問である。

(改善策)

指定管理者団体の業務継続能力、破綻リスクを未然に防止する観点からも、月例報告書入手時の会計に関するチェックが必要であり、その精度を高める必要がある。チェックの手法としては、初期段階では、指定管理者の使用口座の通帳の閲覧等の簡易な方法を駆使する等の方法も有効であると考ええる。

また、年次報告書入手時は、月例報告書入手時に比して、厳格な手法がとられる必要がある。厳格な手続を実施するにあたっては、それなりの知識も必要とされる場所であるが、チェックへの公認会計士の起用 アドバイザーとしての公認会計士の起用 内部人材への監査知識の研修等による付与等の施策を、行政コスト削減の目的の許容範囲内で、実施することが望まれる。

目標管理の徹底が十分でないことについて

指定管理者制度の管理行動は、従来の官以外の発想による計画立案・実行・評価・改善の所謂PDCAの業務改善サイクルを基礎として成り立っているが、目標＝計画の設定方法、達成度管理方法等に不十分な点が多い。

（現状及び問題点）

指定管理者選定後の、指定管理者の管理活動は、県との協議により協定書、仕様書に規定された計画の策定（Plan） 実施活動（Do） 実施行動の結果報告・評価（Check） 改善活動（Act）から成り立っており、典型的な業務改善管理のサイクルとして、構成されている。しかしながら、各段階において、未だ、不十分な点が多いのも事実である。

具体的には、施設の利用者数目標は、公の施設のうちほとんどの施設で、住民満足度を図る観点から、また、収入金額等の金額数値に比べ、掲げるのにわかりやすく行動に直結しやすい実数値であることから、重要な目標指標であるが、設定されていない施設が多い現状にある。（稼働率、利用者数等の目標を別途掲げている施設もあるが、単純に指定管理対象53施設中、利用者数目標を掲げている施設は僅か16施設30%程度に過ぎない。）

また、往査した多くの施設の個別意見としても記載したが、目標達成度を示す事業報告書等の報告様式にしても、計画と実績達成度が対比できるような様式になっていないことが多い。目標管理意識の徹底が望まれる。

（改善策）

PDCAの継続的業務改善サイクルを十分に認識したうえで、有効な数値目標の設定、達成度管理、評価のための様式・ツールの改善を図り、目標管理を徹底することが望まれる。

個人情報の保護について

指定管理者制度の信頼性を確保するためには、個人情報の保護は最も重要な課題である。個人情報保護について、県は基本協定書に特記事項として定めているが、遵守されていない施設が多い。部局横断的な早急な対策が望まれる。

（現状及び問題点）

官の管理から民間も含む団体に管理を委託できるようになった、指定管理者制度の信頼性を確保するためには、個人情報の漏洩は最もあってはならないことの一つである。個人情報保護について、県は基本協定書に特記事項として定め、その遵守を義務付けているが、基本となる個人情報保護規程も未整備な施設が多い。具体的には、監査人が現場往査を実施した6施設のうち、3施設で作成されていなかった。詳細は往査6施設に対する個別意見を参照されたい。

(改善策)

全ての施設に共通の課題であり、個人情報保護の実効をならしめる部局横断的な早急な対策が望まれる。

(4) 年度評価等について

設置目的・使命の曖昧さに派生する評価の困難性について

施設の設置目的や使命が曖昧なまま、指定管理者の選定や評価が行われている場合が多い。結果として、目的や使命達成のために、真に相応しい指定管理者が選定されているのか、その指定管理者の実施した管理業務が目的・使命適合的に実施されているか等の評価が的確にできるのかについて不安がある。

(現状及び問題点)

指定管理者制度は、公の施設の住民サービスの一層の向上と効率性のアップを目的として導入されているが、公の施設の設置目的や使命が明確になっていない場合には、サービスの水準・方向性、効率性の尺度等が判明せず、結果として、真に相応しい指定管理者が選定されているのか、施設の設置目的に対応した管理がなされ住民満足度が向上したのか等の判断も曖昧なままとなり、改善につながらない中途半端な運営に終わってしまう懸念がある。

(改善策)

条例もしくは協定書上で、施設の設置目的、使命をより具体的に明示し、指定管理者の選定、実施する業務の方向性、事後評価が、明確にできるようにすべきである。

モニタリング制度の充実について

指定管理者制度が、PDCAの管理サイクルの下に、継続的な改善活動として、有効性・効率性を上昇させていくためには、モニタリング制度のより一層の充実が必要である。

(現状及び問題点)

モニタリングとは、「指定管理者による公共サービスの履行に関し、約定(協定書、事業計画書、仕様書等)にしたがって、適正なサービスの提供がなされているかの確認であり、施設の設置者である県が、指定管理者により提供される公共サービスの水準を確認する行為である。(指定管理者の指定手続等に関するガイドライン平成20年3月改訂群馬県)」とされている。

PDCAサイクルのC(=Check)評価に該当する部分であり、指定管理者が、安定的、継続

的にサービスを提供することが可能であるか監視・評価し、評価結果の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた助言や指導を行う役割を担っている。

このモニタリングの機能について、群馬県の取組方針を、「指定管理者制度移行に係る事務処理ガイドライン(平成 16 年 12 月版)・(平成 18 年 3 月改訂版)」「指定管理者の指定手続等に関するガイドライン(平成 20 年 3 月改訂版)」の変遷を通して検討すると、平成 16 年 12 月版・平成 18 年 3 月改訂版では、モニタリング制度についての記載は全くなかったのに対して、平成 20 年 3 月版では、中項目「(8)モニタリングの実施」として 17 ページ中のほぼ 1 ページを割いて実施方法等について記載している。

モニタリングの方法については、月例報告書、四半期報告書、年次報告書等による報告をベースに実施する方法、アンケート等による利用者満足度調査を実施する方法、利用者や第三者による評価等がある。従来は、に加えて自主的にの方法も実施している施設もあったが、十分に活用されていない場合が多く、結局、協定書で定められている方法であるの方法がとられているだけの場合が多かったと言える。したがって、協定書や仕様書等での約定による履行状況の確認が主であり、利用者満足度については、ほとんどモニタリングできていなかったというのが実状であった。これらの点については、各施設単位での個別意見(「アンケート等の実施状況について」、「アンケート等の有効活用について」等として)にも記載してある通りである。

(改善策)

「指定管理者の指定手続等に関するガイドライン平成 20 年 3 月版」では、の方法でのモニタリングを最低年 1 回の実施を義務付けているので、今後は、その活用が期待される。また、県土整備部においては、既に、の方法の一つである「利用者や第三者による評価委員会」を立ち上げ、積極的なモニタリングを実施しているところであり、その成果が期待される。

モニタリング体制の構築等にあたり、留意すべき点としては、「指定管理者の指定手続等に関するガイドライン平成 20 年 3 月版」で、なお書として記載があるが、指定管理者の過重な負担(県の過度な関与)にならないようにすること、第三者委員会等の組成および運営にはコストがかかることが予想されるが、指定管理者制度導入の目的の一つである行政コスト削減の趣旨を損なわない範囲のコストで実施されること、評価委員会の委員と指定管理者選定委員会の委員は重複しない方が望ましいこと、評価の結果を、単なる格付け等に終わらせず、その後の改善に生かすことが主眼であることを明確にしておくこと、行政の観点よりも、住民・市民の観点を重視した評価基準が作成され、その評価基準が標準化されるのが望ましいこと等が上げられる。

コスト削減効果と住民満足度の公表について

指定管理者制度導入に伴う行政コスト削減効果は、約 6 億円と開示されている。一方で、指定管理者制度導入の最重要目的である住民サービスの向上効果については、その分析結果等は開示されていない。

(現状及び問題点)

指定管理者制度導入に伴う行政コスト削減効果は、従来の外郭団体への委託費用と指定管理者への管理費用の差額として「第 2 監査対象の概要 5 . 指定管理者制度導入に伴う効果額」に引用している表の通り、約 6 億円と開示されている。しかしながら、更に重要な目的である、住民サービスの向上、住民満足度の向上について、どのように変化したのかの情報が開示されていない。

(改善策)

指定管理者制度の導入の効果として、行政コスト削減効果のよりの確な分析とともに、住民サービスの向上についての分析がなされ、県民に開示されることが望まれる。

管理運営状況の開示等の情報公開について

指定管理者による公の施設の管理運営について、公正性、透明性を確保し、住民からも支持されるためには、管理運営情報の公開も重要な要素である。

(現状及び問題点)

群馬県においては、指定管理者団体から提出された事業報告書や、モニタリングの結果等がこれまで公開されて来なかったが、平成 20 年度(平成 19 年度分)から、指定管理者制度導入 53 全施設の管理運営状況を、県のホームページで公開することとなった。現在、開示様式等も決まり、公開準備中であるが、公正性・透明性向上の観点から、早期の公開が望まれる。

(改善策)

指定管理者の管理運営状況のタイムリーな公開と、情報の充実が望まれる。

(5) その他

外郭団体の今後への対応について

従来、公の施設の管理委託を受けるために存在し、中心的な役割を果たしてきた、所謂、外郭団体が、指定管理者制度導入に伴い、民間団体等との競争に曝されることになり、解散・清算に追い込まれる場合があるが、雇用の問題等も含め、今後のあり方等の方針をより前広に検討しておくことが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 3 年の地方自治法改正以来、公の施設の管理受託者に加えられ、その中心的な役割を担ってきた、公の施設の管理委託を主たる業務として設立された地方公共団体の一定の出資法人(地方公共団体の 1/2 以上の出資法人、1/4 以上の出資法人のうち 1/2 以上の役員派遣法人)は、指定管理者導入に伴い、他の団体と同様のレベルでの競争に曝されることになり、ぐんまフラワーパークの管理を目的として設立された、「群馬県フラワー協会」のように、既に清算した団体も出てきている。雇用問題等を前面に出したとしても、指定管理者制度導入の趣旨からして、選定において、外郭団体等にのみ優越的位置を付与することは当然不可能であり、民間団体等と同レベルでの競争になる。県としては、外郭団体の存続可能性について、専門性や将来性を見据えたうえで検討しておくことが重要になる。

(改善策)

危機感をばねに、実際に計画的・組織的に戦略を練り、高い信頼性を勝ち得て生き残っている外郭団体が他県においても存在している例もある。一方で、その役目を終え、解散清算に及んでいる例もある。仮に、解散等の事態が生じても、外郭団体等の職員が、事前に十分な対応が取れるように、前広な方針決定を促す努力が必要である。

2. 群馬ヘリポート

(指定管理者 ; (株)日本空港コンサルタンツ・大成サービス(株)連合体)



(施設の概要)

所管課	交通政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

- (1) 県民の航空交通の用に供すること
- (2) 防災、救急及び警察業務のためのヘリコプターの活動拠点

施設の概要

設置年月日	昭和63年8月25日
建物規模(延べ床面積、階)	延床面積831.4㎡、2階建て
建設費(単位:千円)	1,463,433
敷地面積(所有者)	42,000㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	

監査結果(指摘事項)

(1) 指定管理者の経営状況・事業継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、事業継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料を定期的に入手することが望まれる。県は指定管理者の事業継続能力等を判断するため、指定管理者団体全体の決算書を入手し定期的に経営状況・事業継続能力を確認すべきである。

(現状及び問題点)

県は、指定管理者の事業継続能力等を判断するため、指定管理者団体全体の決算書を定期的に入手して経営状況・財務状況を確認すべきであるが、この手続を実施していない。指定管理業務を無事に運営できたとしても、他の業務で指定管理者自体の経営状況・財務状況が悪化し、債務超過に至っているような場合には団体として事業の継続性に問題が生じることがある。団体全体の決算書を入手し、経営状況・財務状況を把握することにより、このような事態を可能な限り早く察知できる体制をとっておくべきである。

(改善策)

県は指定管理者から指定管理者団体全体の決算書を入手し、全体の経営状況・財務状況を把握し、団体自体の事業継続能力へのチェックを実施し、住民サービスに支障が生じることがないように体制をとっておくべきである。

(2) 仕様書記載の業務内容と条例記載の業務内容の不一致について

指定管理者の業務内容について、仕様書に記載されているものと、条例に記載されているものが不一致となっていた。

(現状及び問題点)

指定管理者の行う業務は、群馬県ヘリポートの設置及び管理に関する条例(昭和63年群馬県条例14号(以下「条例」という))の第2条の3の1号から8号までに記載されている。仕様書に記載されている業務の内容と条例に記載されている業務内容を照らし合わせてみると、条例に記載されている内容が網羅的に記載されているとは言い難い内容となっていた。

仕様書は指定管理者選定前に提供されるものであり、そこに記載されている業務が指定管理者の業務として予定されるものである。したがって、仕様書に記載される業務内容は少なくとも条例で記載されている内容を網羅すべきであり、今回作成されていた仕様書の記載は適当なものとは言えない。

(改善策)

仕様書に記載する指定管理者の業務内容は、群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例に記載されている業務内容を網羅するような記載とすべきである。

(3) 学習館の目的・運営業務範囲が不明確なことについて

指定管理者が実施すべきヘリコプター学習館の目的・運営業務の内容が明確ではない。

(現状及び問題点)

指定管理者が実施する業務の中には、群馬ヘリポート内に設置されているヘリコプター学習館の施設管理が含まれている。ヘリコプター学習館は群馬ヘリポート内の他の施設と開館時間が異なり、また、館内に展示されている備品があるため館内の整備等の管理・運営業務の内容も他の施設と異なっている。

しかし、学習館の目的・運営業務については、基本協定書あるいは指定管理業務等仕様書上に具体的に明示されていない。

(改善策)

学習館をより有効に活用するため、学習館の目的・運営業務について、群馬ヘリポート内の他の施設とは区別して、基本協定書・仕様書等でその業務内容を明確にする必要がある。

(4) 備品台帳の記載誤りについて

指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されている数量に記載誤りがあった。

(現状及び問題点)

群馬県が指定管理者へ貸与する備品台帳上に記載されている貸与備品の数量について、現場監査で実際に数量をカウントした結果、下記の通り記載数量が誤っているものがあった。

品目	場所	備品台帳	実際数量
会議用テーブル	1階ロビー	5台	3台

(改善策)

所有権の明確化、管理責任の明確化のためにも、貸与備品の台帳は正確に記載する必要がある。また、管理業務の引き継ぎ時には、群馬県及び指定管理者双方で引き継ぎ物品の数量をお互いに確認する必要がある。

さらには、貸与する備品には、整理番号を記載したラベル等を添付して台帳と現物の対応関係を明確にして漏れなく管理することが望ましい。

(5) 所有備品台帳の記載漏れについて

指定管理者へ貸与する備品の台帳に記載されていない備品があった。

(現状及び問題点)

現場で備品の実地調査を行った結果、備品台帳に記載されていないものが下記の通り

あった。

品目	場所	数量	摘要
冷蔵庫	2階倉庫	1台	
製図用プリンター	2階倉庫	1台	
棚	2階倉庫	4台	
地図棚	2階倉庫	3台	
ハンガー	2階運航要員休憩室	1個	
ハンガー	1階応接室	1個	
ベンチシート	1階ロビー	9脚	
展示用ヘリコプター	ヘリコプター学習館	1機	
学習館内のベンチシート、ショーケース及びパソコン等の備品	ヘリコプター学習館	1式	

これらの備品は、以前に群馬ヘリポートを管理運営していた財団法人群馬県航空振興公社が購入した備品等がそのまま残されているものなど、必ずしも所有関係が明確になっていない物品もあるようである。また、1階ロビーの来客者用のカウンターの下に、現在使用していない備品や財団法人群馬県航空振興公社の過去の出勤簿等の書類が段ボール箱に入った状態で保管されており、ホールのカウンター利用の利便性や美観を損ねていると考える。

(改善策)

所有関係が明確でない備品については、再度調査して県の所有物である場合には備品台帳に記載する必要がある。また、1階ロビーの来客者用のカウンターの下に保管されている備品・書類等についても、利便性や美観を損ねるため、廃棄するか別の場所で保管する必要がある。

意見

(1) ヘリポート運營業務の見直しについて

ヘリポートの利用実態が一部受益者の利用に止まっていることから、受益者負担の増額、実施業務の見直しによる管理コストの削減を検討すべきである。

(現状及び問題点)

群馬ヘリポートの設置目的は、「県民の航空交通の用に供するため」(群馬ヘリポートの設置及び管理に関する条例(以下「設置条例」という)第2条)とされている。しかしながら、現在は定期ヘリコプター路線もなく、専ら警察・救難・消火活動(平成19年度総利用回数1,485回のうち、同目的の利用回数766回で52%を占める。)に利用されているのが実状である。その他公共の利用と考えられる、人員輸送・遊覧・視察についてもそれぞれ人員輸送(56回3.8%)遊覧(7回0.5%)視察(12回0.8%)と僅かな利用に止まっている。また、時系列で比較しても、年々減少の一途を辿っている(それぞれの開港以来の通算の割合は、人員輸送(4.1%)遊覧(8.3%)視察(2.8%))。ましてや、構成比の高い警察・救難・消火活動目的の利用は、当ヘリポートに常駐する県警航空隊・県防災航空隊によるところが大きいと考えられるので、県民の公共交通の用に供しているというよりも、両航空隊と一部の民間機の中継地点として、当ヘリポートの利用実態を位置づけるのが妥当と思われる。平成19年度ベースで、県が得る着陸料・停留料は僅か1.4百万円、格納庫等の土地使用料収入2.7百万円を足しても4.1百万円であるのに対して、負担しているコストは23.4百万円に上っている。差額19.3百万円をかけて、ヘリコプター事業者や一部愛好家のためのコストを県民全体が負担していることになるが、この状況は合理的ではないと思われる。

(改善策)

受益者が偏在していることから、受益者負担額(着陸料・停留料)の増額を検討すべきである。また、ヘリポート管理業務のうち「飛行援助用航空無線局の運用」業務を削減し、航空機発着に必要な設備の維持管理のみの実施に変更する等によるコスト削減もあわせて検討すべきである。

また、近在する、同じ公共ヘリポートである、高崎ヘリポート(常駐人員なし)との棲み分けによる合理化等も検討すべきである。

(2) リスク負担の取り決めが不十分な事例について

群馬県と指定管理者との間でリスク負担について取り決めを行っているが、営業時間外の警備等についてのリスク負担が明確に決められていなかった。

(現状及び問題点)

基本協定書に添付の指定管理業務等の実施に係るリスク等の分担表において群馬県と指定管理者との間のリスク負担を区分している。しかしながら、リスク負担表に掲げられている項目の中で、たとえば指定管理者のリスク負担とされている施設等の保安管理が、これが業務時間内についての取り決めなのか、時間外についても及ぶのか等が明確ではない。

(改善策)

施設の保安・警備業務は必ずしも施設の営業時間帯のみ実施すればよいという業務ではないので、営業時間外についてどのようにするかを明確にしておく必要がある。

(3) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について

事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。

(現状及び問題点)

事業計画書の収支計画と、実績報告である事業報告書の収支報告の支出項目の勘定が一致していない。両者の科目が一致していないということは、計画と実績の比較が不能であり、当初の計画がどの程度の精度のものか、実際の発生額が当初予定していた内容のものかどうかといった分析ができない。計画・実績を比較して内容を検討することは、効率性・経済性を向上させるために有用な手続であり、これができない状況にあることは適切ではない。

(平成19年度)

事業計画書における収支計画 (単位：千円)		事業報告書における収支報告 (単位：円)	
収入	9,800	収入合計	9,333,373
県委託料	9,800	指定管理料	9,333,333
雑収入	0	雑収入	40
支出	9,604	支出合計	8,926,661
人件費	4,490	人件費	4,238,412
維持管理費	3,634	直接人件費	3,524,819
事務費	1,339	法定福利費	296,659
修繕費	0	臨時職員給与	416,934
租税公課	142	事務費	583,198
学習館拡充費	0	事務用品消耗費	49,625
イベント開催費	0	備品費	148,685
差引収支額	196	通信費	73,076
		印刷費	96,350
		広告宣伝費	195,000
		図書費	20,462
		管理費	4,105,051

			旅費交通費	1,600
			維持管理費	1,984,922
			水道光熱費	1,132,525
			リース料	45,600
			租税公課	7,900
			保険料	506,300
			その他管理費	426,204
			収支差額	406,712

収支計画書と収支報告書の勘定科目が異なっていたのでは、計画に対する実績比較が困難である。

(改善策)

収支計画書と事業報告書の収支報告書の勘定科目を統一し計画と実績の比較を容易にできるように工夫することが望まれる。

(4) 事業計画で予定されている事項のうち実施されていない事項について

事業計画に記載されていた事項のうち、実施されていないため事業報告書に記載されていない事項があった。計画の実行管理を徹底するとともに、事業計画に記載した事項について実際は必要がなかったなどの理由により実施されていない場合でも、事業報告書にその旨を記載することが望ましい。

(現状及び問題点)

事業計画書に記載があるものの、実際には実施されなかった等の理由により事業報告書に実施状況の記載がなかったものとして以下の事項が検出された。

指定管理者となった連合体各社の監査役による監査

個人情報に関する第三者の監査

区分経理に関する別個の経理規程の作成

実際のところ、については監査役による伝票チェックを行っているとのことであり、については個人情報に関して第三者の監査を必要となるような個人情報を取り扱っていないため監査自体が不要であったとのことであり、については作成未了であるとのことであった。

(改善策)

については監査と称する手続について事業計画段階である程度具体的に記載することにより指定管理者内部でのチェック手続が明確になるものと思われる。については計画段階で予定していたものの、実際に必要ではなかったとのことであり、事業報告書の

中でその旨を記載することが望ましい。 については早急に作成すべきである。

今後、上記以外の事項についても事業計画書で記載された内容については事業報告書でその顛末を記載されることが望まれる。

(5) 区分経理に関するチェック機能の不備について

指定管理者団体全体の会計と指定管理対象施設に関する会計についての区分経理の適切性に関するチェックが十分に機能している状況にあるとは言えない。

(現状及び問題点)

指定管理者となった団体等が、指定管理者として施設の管理運営をしたことに関連する会計と、それ以外の業務にかかる会計が適切に区分経理されなければならない、県にとって重要なチェックポイントである。しかしながら、区分経理が適切に行われているかどうかについての検証作業が行われていない。

(改善策)

区分経理が適切になされていることが、その結果から導き出される県が支払う委託料が妥当な水準にあるかどうかを測る前提である。したがって、県は区分経理の適正性についてのチェックを十分に行なうべきである。

(6) 会計帳簿における記帳日付の誤りについて

指定管理期間は4月1日から3月31日までであるが、記帳上の取引日付が指定管理期間後、現金収支のあった4月あるいは5月の日付になっているものがある。

(現状及び問題点)

指定管理期間は4月1日から3月31日までであるが、記帳上の取引日付が指定管理期間後の4月あるいは5月の収支取引日付で記帳されているものがあつた。指定管理者団体自体の決算は8月31日であるが、指定管理業務にかかる経理業務は指定管理者の本社の経理担当者が行っているため、経理担当者は指定管理業務にかかる決算という認識がなかったことから3月に締めを行わず実際の収支のあつた日で記帳したものであると思われるが、区分経理された指定管理業務に係る帳簿上には取引発生日ベースで記帳されるべきである。

(改善策)

指定管理業務に係る決算は3月31日ベースで行い、帳簿への記帳は取引発生日ベースで行われる必要がある。また、県は適切な記帳指導を行うべきである。

(7) 収支報告書作成における記帳修正手続について

収支報告書の作成に際して帳簿の誤りがある場合には、帳簿の修正を行った上で収支報告書を作成すべきである。

(現状及び問題点)

区分経理の区分を間違えて記帳されている以下のケースについて、記帳修正を省いたまま、直接、収支報告書が作成されているが、記帳の修正という段階を踏んだ上で、収支報告書を作成すべきである。

指定管理業務に係るパソコン(117,600円)を購入したが、指定管理業務を行っているのとは別の部署である業務管理部が購入したものと記帳された。

ヘリポートの賠償責任保険料(423,920円)は指定管理者の指定に先立ち加入していたため、やはり指定管理業務を行っているのとは別の部署の支出として記帳された。本来であれば、他部門で記帳されたこれらの取引を、指定管理業務の部門の帳簿に記帳修正したうえで、収支報告書を作成すべきであるが、上記の件につき、担当者は、帳簿の修正記帳を実施することなく、帳簿外の表計算で修正し収支報告書を作成していた。事業年度終了後、60日間を決算の準備期間として確保されているのであるから、帳簿の修正という正当な手続を踏んだ上で修正すべきであったと思われる。

(改善策)

事業年度終了後、60日間の期間を決算の準備期間として確保しているのであるから、当該期間内に帳簿の修正という正当な手続を踏んだ修正が実施されることが望ましい。

3. つつじが岡公園（花山部分を除く）

（指定管理者；（財）群馬県公園緑地協会）



（施設の概要）

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠（法律、条例等）

都市公園法第2条、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。「つつじ古木群」を中心に、つつじの季節のみでなく年間を通じて各種の花が楽しめる「四季型公園」として整備。

施設の概要

設置年月日	昭和32年7月
建物規模（延べ床面積、階）	-
建設費（単位：千円）	約2,540,000
敷地面積（所有者）	12.5ha
備考（大規模改修等）	-

監査結果（指摘事項）

（1）基本協定書条文の脱漏もしくは削除漏れについて

基本協定書第12条第3項の3行目の文章の前半部分の文章が脱漏もしくは後半文章が削除漏れとなり、訂正されていない。

（現状及び問題点）

基本協定書第12条（備品の取り扱い）第3項の全文を記載すると以下の通りである。

「3. 乙は故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、甲に対して弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

充てて購入した場合、当該備品の所有権は甲に帰属するものとする。」

上記条文中、3行目の文意が不明であるが、他の施設における協定書では、

「3. 乙は故意又は過失により備品をき毀損滅失したときは、甲に対して弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。」という第3項のあとに、第4項として

「4. 乙が、群馬県財務規則第210条第1項第1号に規定する備品を、第7条に規定する管理費用を、充てて購入した場合、当該備品の所有権は甲に帰属するものとする。」となっており、文意も明確である。

通常の協定書における第4項の前半部分が、つつじが岡公園の基本協定書では脱漏したか、もしくは、他の施設における協定書第3項の全文削除の漏れがあったのかいずれかであるが、正式文書作成・調印・そして現時点まで放置されていることになる。

(改善策)

基本協定書作成時の、条文チェックを、より入念に実施すべきである。

(2) 公園の維持管理に関する計画書の提出状況について

年度協定書添付のつつじが岡公園業務仕様書で提出が要請されている「維持管理実施計画書」が適時に提出されていなかった。

(現状及び問題点)

年度協定書添付のつつじが岡公園業務仕様書の . 1 . (3) で「毎年度当初年間維持管理作業実施計画書(様式第2号)を提出すること」とされている。

平成18年度における維持管理作業実施計画書の提出状況を確認したところ、4月の月例報告時に提出したとのことである。上記計画書は、公園内の植物の管理、施設の管理についての計画書であり、事業年度開始前に計画の妥当性が検討されるべきものと考えられる。したがって、事業計画書の中に含まれる書類として、事業年度開始前に県に提出し了解を貰う必要があり、4月の月例報告時に提出されている状況は適時に提出されているとは言い難い。

(改善策)

「維持管理作業実施計画書」はつつじが岡公園の管理運営の基本的な業務を計画したものであり、県は事業計画書に合わせて提出させることを明確にすべきである。

(3) 「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について

基本協定書の第10条で規定している「指定管理者としての業務」と「その他の業務」

に係る区分経理がなされていない。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園の管理及び運営に関する基本協定書の第 10 条では、「指定管理者は、指定管理業務等に係る収入及び支出について、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して管理しなければならない」としている。つつじが岡公園の指定管理者となっている財団法人群馬県公園緑地協会は、つつじが岡公園以外にも水産学習館と敷島公園についても指定管理者となっている。指定管理者の作成したつつじが岡公園の収支報告書の内容を確認したところ、つつじが岡公園の収支とすべき直接費が別の施設の収支とされていたり、共通的な支出である共通費について適切に各施設に負担させることなく特定の施設の支出として処理されているといった不適切な処理が見受けられ、適切な区分経理がなされていない。

(改善策)

管理者は、区分された業務ごとに個別直接的に把握される直接費を適切に各業務区分に経理し、各業務区分に共通に発生する共通費は適切な配賦基準で各業務区分に按分計算して、適切な区分経理に基づく収支報告書を作成すべきであり、県は適切な指導を行うべきである。

(4) 管理対象施設・備品の範囲が明確でないことについて

指定管理者が管理すべき施設及び備品が明確ではない。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園の管理及び運営に関する基本協定書においては、「指定管理者が管理すべき公園の施設等(管理物件)は、つつじが岡公園の管理及び運営に関する年度協定書で定める業務仕様書に基づくものとする」と定められている(第 4 条)。また、「群馬県は年度協定書で定める業務仕様書で示す備品を無償で指定管理者に貸与する」と定められている(第 12 条)。

しかし、年度協定書及び業務仕様書には、基本協定書第 4 条にある管理対象物件に関する具体的な記載がなく、基本協定書の第 12 条に規定されている無償貸与備品についても対象となる備品類のリストが記載されていない。従って、指定管理者が管理すべき公園の施設等や備品の範囲が明確ではなく、管理の責任の範囲が不明確である。

(改善策)

指定管理者が管理すべき公園の建物、付属設備、構築物あるいは植栽などの管理物件を、業務仕様書に個別に明記して管理の責任の範囲を明確にする必要がある。また、備品についても同様に、指定管理者に無償貸与する備品の台帳を業務仕様書に記載する必要がある。

(5) 指定管理者が行った高額な補修・修繕工事の負担について

指定管理者が行った補修・修繕工事の中に、本来は県が負担すべき高額のもの、指定管理者負担として含まれている。

(現状及び問題点)

仕様書 維持管理業務の(6)では、原則1件あたり20万円未満の補修・修繕工事は指定管理者が負担して実施し、20万円以上は県の負担で実施することになっている。しかしながら、平成18年度および平成19年度に指定管理者の負担で行った補修・修繕工事で20万円以上のものは下記のとおりであり、20万円以上の工事についても指定管理者が負担するケースが多い実態にある。仕様書では、例外的に、「その他、甲との個別協議により行う補修・修繕等」を指定管理者の負担で実施する業務範囲としているが、平成18年度、19年度に関しては、例外処理事例が頻繁に生じて、指定管理者の負担が増大していたことを示している。

平成18年度		平成19年度	
工事名	金額(千円)	工事名	金額(千円)
ファンコンベクター洗浄業務	682	柱塗装	861
汚染ポンプバルブ交換	648	監視カメラ増設工事	390
汚水ポンプ場配管修繕	640	朝顔噴水入水槽パテライト取り付け	262
マンホールオーバーホール	598		
温室排水ポンプ交換	472		
ブラインド修理	329		
合計	3,372	合計	1,514

(改善策)

上記の事例については、緊急な対応が必要になり、安全性の観点から放置しておくわけにも行かず一時的に指定管理者が負担したとの事であるが、仕様書規定の趣旨、当初の想定からすれば、原則的には県が負担すべきものである。仮に、仕様書作成時に想定したものと実態が大きく乖離して、その負担関係を考え直さなければならないとすれば、仕様書規定の原則を実態に合わせて改定すべきものとする。例外処理を少なくして事務処理の効率化を図るべきである。

(6) 再委託に関する手続の不備について

指定管理業務について指定管理者が第三者に委託等する場合の手続において、基本協定書で取り決められた手続の一部が適切に実施されていなかった。

(現状及び問題点)

基本協定書第 20 条では、委託に関して次のような規定がなされている。

第 1 項 乙(指定管理者)は、指定管理業務等を行うに当たり、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲(県)の書面による承諾を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

第 2 項 前項ただし書の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写し、その他必要な資料を甲に提出しなければならない。

(以下省略)

指定管理者による再委託は基本協定書の第 20 条第 1 項ただし書きにより県の承認を前提に認められているが、第 2 項に掲げられている再委託時の手続について実施状況について確認したところ、指定管理者からの契約書等の写しの提出もなく、県土木事務所からの確認、督促等もされなかったとのことである。

(改善策)

基本協定書で規定した手続に従って処理すべきである。

意見

(1) つつじが岡公園一体としての管理について

つつじが岡公園は、従来から、花山部分(環境森林部・自然環境課)・花山以外(県土整備部・都市計画課)・水産学習館(農政部・蚕糸園芸課)で区分して管理されている。現在は、花山部分は指定管理者として館林市、花山部分以外と水産学習館は指定管理者として財団法人群馬県公園緑地協会が管理主体となって、各々が各々の立場から、住民サービスを展開している。公園施設としての効用を高め、住民サービスの向上のために、全体を一体としてとらえた包括的な施設の整備・管理の実施が望まれる。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園は、環境森林部自然環境課(花山部分=指定管理者;館林市)・県土整備部・都市計画課(花山部分以外=指定管理者;(財)群馬県公園緑地協会)・農政部蚕糸園芸課(水産学習館=指定管理者;(財)群馬県公園緑地協会)にタテ割り3分化され管理されている。それが原因の一つとも考えられるか、公園一体としての案内や設備投資がなされているのか等素朴な疑問を投げかけたくなるような事象がいくつか存在している。たとえば、公園へのアプローチが不案内で、館林市作成のつつじが岡公園へ

のアクセスマップに、「つつじが岡公園正門」と記載されている入口が、緑地協会作成のリーフレットでは、記載されておらず、来訪者には極めてわかり難い案内になっている。正門へ伸びる道路の途中から、花山以外の都市公園部分へのアプローチとして、細長い緑道及びカスケードが整備されているが、園地の地形からは丁度盲腸のように突き出た位置にあり、花山にも都市公園施設からも回遊するような位置にはなく、離れているため、このアプローチを利用する人通りはまばらな状態であり、設備投資の効果に疑問がつく。このような事例を見る限り、縦割り行政の3分化の弊害と取られてもいたし方のないところであると思われる。

(改善策)

花山部分(自然文化財の保護)と都市公園の両面を有するつつじが岡公園を各々のより専門的な観点から管理するという発想もわからなくはないが、住民の観点からは、つつじが岡公園は、3分化して管理されるのではなく、全体を一つとして複合的・機能的に総合管理することにより、シナジー効果を活かしたより充実したサービスが提供可能となると考えられる。

したがって、複合施設としての一体管理方式を検討すべきである。具体的には、3分化されている管理者のうち1者を総合コーディネーターとして機能させることを検討すべきである。

また、現状のまま、管理主体が3分化されたままであるとしても、権限、機能をあわせもつ各施設間での定例調整会議・連絡会議等の組織を設置すべきであり、この組織において、タテ割の弊害が生じないように、議長等のリーダー・コーディネーターを明確にして、総合調整が機能し、統合的な判断がなされ、一体としてのサービスが提供できるように配慮すべきである。

(2) 現場説明会の未実施について

公募手続において、応募者及び選定委員に対して現場説明会を実施していなかったが、現状を把握した上で指定管理者の応募をさせることが望ましい。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園の指定管理者選定にあたっての公募手続において、対象となる施設における現場説明会が実施されなかったとのことである。施設の説明は県庁で行われたとのことであるが、管理対象となる施設の状況を十分に把握できないものと思われる。

また、選定委員に対して選定対象となる施設の現場説明会が行われなかった。指定管理者選定にあたって考慮しなければならない事項を検討するためにも現場の状況等を十分に把握しておくことが重要であると思われる。

(改善策)

応募者が、実態に即した提案を行えるように現場説明会を開催すべきである。また、選定委員に対しても現場説明会を実施して現地の状況等を十分に把握してもらう機会を設けることが必要である。

(3) 申請資料として提出される申請団体の財務資料の不足について

申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の添付を要請しているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。

(現状及び問題点)

申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の提出を求めているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。申請団体の財務内容や経営成績を把握するためには1期分の決算書のみでは推移が把握できず不十分といわざるを得ない。

(改善策)

申請団体の過去の財務内容や経営成績を把握するためには少なくとも3期程度の決算書を手し、過年度における推移を把握することが必要である。

(4) 温室の機械運転に係る委託業務が随意契約であることについて

温室の機械運転に係る委託業務は過去5年間1者による随意契約で他から見積書も入手していない。

(現状及び問題点)

温室の機械運転に係る委託業務費は平成18年度に8,184千円、平成19年度に7,900千円が支出されている。当該業務に係る契約は過去5年以上A社と1者随意契約が締結されており、他から見積書を手した形跡がない。指定管理者が主張する1者随意契約および見積書を手していない理由は、業務の実施に宿泊が伴うこと及び温室の室内温度を一定に保つためのノウハウが必要であり、このノウハウが無いと逆に重油の消費量が増加してしまう可能性があるためとのことであるが、県の財務規則レベルでは100万円以上の契約には入札が適用される現状からも、過去5年間1者随意契約で他から見積書を手していないのは問題である。

(改善策)

温室の機械運転に係る年間委託料は多額でもあり、1者随意契約による十分なメリットが説明できないならば少なくとも他社から見積書を手することは必要である。

(5) 収支報告書に計上される法人税額の按分基準について

平成 19 年度の収支報告書において法人税額の按分基準が各管理業務の事業費の比率によっているが、所得基準で算定することが望ましい。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の収支報告書において法人税額が 2,264 千円計上されており、管理者は法人税額の按分比率として敷島公園、水産学習館、つつじが岡公園の事業費支出の比率を使用している。しかし、法人税額は法人の所得に対して課税されるものであるから、所得金額の比率を使用すべきである。平成 19 年度のつつじが岡公園の収支報告書において、収支計算上の利益に対する法人税の負担比率は 49%であり、指定管理者全体における利益と法人税の負担率は 29%程度であることと比べると異常な数値となっている。したがって、つつじが岡公園の収支計算に計上されている法人税額は適切な金額とは言いがたいものとする。

(改善策)

法人税額の按分計算は所得金額を基準として行うことが望まれる。

(6) 公園において制限される行為等に関する掲示について

群馬県立公園条例において制限もしくは禁止される行為について利用者に明示されていない。

(現状及び問題点)

群馬県立公園条例第 4 条において制限される行為が規定されており、第 6 条で禁止される行為が規定されている。制限される行為については知事の許可が必要とされている。つつじが岡公園業務仕様書 1(2) において公園施設の利用方法等について園内掲示板等により提供するものと規定されているが公園内においてそのような制限、禁止される行為があることを看板等で利用者に明示していない。

(改善策)

公園の利用者に適切な利用を促すために、禁止される行為や制限される行為について看板等で明示するのが望ましい。

4. 群馬の森（指定管理者；グリーンクラフトマン（株））



（施設の概要）

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。「明治百年記念事業」。平野部の貴重な樹林地の保全・活用と、県民の文化的レクリエーションの場として整備。

施設の概要

設置年月日	昭和49年10月
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約1,020,000
敷地面積(所有者)	26.2ha(群馬県・財務省)
備考(大規模改修等)	-

監査結果（指摘事項）

（1）基本協定書の契約者が適切に変更されていないことについて

指定管理者は平成18年10月にGreen Craftsmen からグリーンクラフトマン株式会社に変更となっているが、基本協定書の当事者はGreen Craftsmen のままであった。指定管理者が契約期間中に何らかの理由で変更となった場合には、変更後の状況に合わせて基本協定書を適時適切に変更しなければならない。

（現状及び問題点）

群馬の森の指定管理者は、当初群馬庚申園株式会社を代表者とする Green Craftsmen という団体となっていたが、Green Craftsmen に所属となっていた職員について社会保険が加

入できないなどの不都合が生じたため、平成 18 年 10 月にグリーンクラフトマン株式会社という会社を設立している。グリーンクラフトマン株式会社は Green Craftsmen という任意の団体を構成していた会社等が設立した会社であったため、Green Craftsmen からグリーンクラフトマン株式会社へ指定管理者が変更したことを県の手続きとしては名称変更及び代表者の変更として処理されていた。

しかしながら、契約の当事者としては Green Craftsmen という団体からグリーンクラフトマン株式会社という団体へ変わっていることを考えると、基本協定書に記載されている指定管理者が従前のままで良いとは考えられない。指定管理者が何らかの理由により変更となった場合には、基本協定書の指定管理者についても適時適切に変更して契約を結び直すべきである。

(改善策)

基本協定書は県と指定管理者との間で締結される重要な契約であることを十分認識していただき、協定書の当事者が変更となった場合には適切に対応するべきである。

(2)「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理について

基本協定書の第 10 条で規定している「指定管理者としての業務」と「その他の業務」に係る区分経理がなされていない。

(現状及び問題点)

基本協定書の第 10 条では「指定管理者は、指定管理業務等に係る収入及び支出について、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して管理しなければならない」としている。指定管理者は群馬の森の指定管理業務のほかに平成 20 年 1 月から県の緑化フェアの業務を受託しており、当該業務に関する直接費については、これらを区分して「指定管理業務の収支報告書」と「その他に係る業務に係る収支報告書」を作成しているものの、双方の業務に共通に発生する共通費に関しては按分計算を行わず全額が「指定管理業務の収支報告書」のみに記載されており、区分経理が適切になされていない。区分経理が適切になされないと指定管理に係る管理経費の金額も適切に算定することができず、次年度以降の管理経費を適切に算定することもできない。区分経理が適切になされていないのは基本協定書に反しており問題である。

(改善策)

県は指定管理者に対して、指定管理業務に係る収支のうち共通的な支出に関する按分計算の方法を明確にするなどして適切な収支報告書が作成できるように指導すべきである。

(3) 文書等の管理及び保存の不備について

基本協定書及び仕様書において指定管理者は、文書等の管理及び保存が義務付けられているが適切に行われていない。また、県の指導も十分ではない。

(現状及び問題点)

公園管理運営及び会計経理状況に関する帳簿等の保管については、次のように規定されている。

まず、基本協定書第 11 条では「指定管理者は、指定管理業務等に関して作成し、または取得した文書、図面及び電磁的記録について、群馬県文書管理規程（昭和 61 年訓令甲第 1 号）に準じて管理及び保存するものとする」としている。

さらに、群馬の森の指定管理に関する仕様書の「5. その他」では、「公園管理運営及び会計経理状況に関する帳簿等は常に整理し、群馬県から公園の管理運営業務及び会計経理状況に関する報告や実地調査を求められた際には、速やかに群馬県担当者の指示に従い、誠実に対応するとともに、公園管理業務に関する書類（施設管理、植栽管理に関する作業状況等を記録した書類及び作業を記録した映像データ）については、群馬県から請求があった際には速やかに提示できるようにすること」としている。

これらの規定に基づいて群馬の森への往査時に、指定管理者の帳簿等の保管状況を確認したが、管理事務所では事業計画書や月例報告書、年次報告書が保管されておらず、規程に即した管理がなされているとは言い難い状況であった。

県も、基本協定書に基づき指定管理者の文書保管等について指導監督できる立場にあったが、結果的に適切な指導がなされていなかった。

(改善策)

仕様書や基本協定書により管理及び保存が義務付けられている文書等の保存管理を徹底すべきである。県は指定管理者の業務について管理監督する立場にあるので適切な指導をすべきである。

(4) 群馬の森サポーターズクラブの運営の一部未実施について

指定管理者の業務には、群馬の森サポーターズクラブの運営が含まれているが、その運営業務の内の一部を行っていない。

(現状及び問題点)

指定管理者の業務には、群馬の森サポーターズクラブの事務局として当該クラブを運営することが含まれており、その業務の中には会員名簿の管理、会費の管理等の業務が含まれている（業務仕様書 5）。

しかし実際には、サポーターズクラブの会長が名簿の管理を行っており、会費の管理はクラブの会計担当者が行っており、指定管理者は業務仕様書に記載されている業務を行っ

ていないことになる。

(改善策)

指定管理者は、業務仕様書に従って、適切に業務を実施すべきである。

(5) 契約書の不作成について

指定管理者は、重要な業務の再委託・派遣についての契約書を作成していない。また、再委託であるとする、再委託契約について定められた群馬県による承諾を受けていないことになる。

(現状及び問題点)

指定管理者は、植栽維持管理業務等、指定管理者が実施すべき主要な業務を第三者に委託もしくは派遣を受ける形で実施している。そもそも、指定管理者は、群馬の森の指定管理業務を行うために県内の造園業者が集まって設立された法人であり、指定管理業務を実施する当初から、設立に参加した株主である造園事業者へ主要な業務を再委託もしくは派遣を受ける形で実施することが想定されていたものと推測されるが、この契約書自体が作成されていない。

県は、群馬の森の管理及び運営に関する基本協定書において、指定管理者が指定管理業務を行うに当たっての当該業務の第三者への再委託等を禁止しており、あらかじめ書面による承諾を受けた場合には、第三者への再委託等を行うことができる旨を定めている。また、群馬県による承諾を受ける場合には、第三者との間で締結した契約書の写し等の資料を提出しなければならない旨を定めている(第20条)。

したがって、これらの業務が再委託であれば、指定管理者は、業務の再委託について群馬県による書面による承諾を受けていないことになる。また、再委託・派遣のいずれにする第三者との間で契約書が作成されていないのは問題である。

(改善策)

指定管理者は、重要な業務に関する委託・派遣等について契約書を締結する必要がある。基本協定書では、第三者への業務の再委託については、必要書類を群馬県に提出して、書面による承認を得る必要があることが定められており、それを遵守しなければならない。

また、県は、指定管理者の業務実施内容を適切に管理すべきである。

(6) 管理物件の記載漏れについて

指定管理者が管理すべき公園施設・備品として、業務仕様書に記載されていない管理物件がある。

(現状及び問題点)

群馬県は、指定管理者が管理すべき公園施設および備品を業務仕様書上で物件ごとに記載しているが、現場監査で公園施設の視察や、貸与備品を実際にカウントした結果、下記の通り業務仕様書に記載されていない施設等があった。

品目等	場所	数量等	摘要
日本庭園	近代美術館西に隣接	1カ所	
ベンチ	公園内各所	複数	
物置	管理事務所脇	1棟	
物置	多目的会議室となり	1棟	旧車庫
温室	多目的会議室となり	1棟	
焼却炉、ゴミ置き場	未整備地区	1式	
机、書庫	管理事務所内	複数	高崎土木事務所記名のシール添付あり

これらの施設等の中には、以前に群馬の森を管理運営していた財団法人群馬県公園緑地協会が設置または、購入した施設等もあるようであり、必ずしも所有関係が明確ではない施設等もある。

(改善策)

所有権の明確化、責任関係の明確化のためにも、指定管理者が管理すべき施設等は漏れなく正確に業務仕様書に管理物件として記載する必要がある。

また、そもそも所有関係が明確ではない施設等に関しても、再度調査して、所有権が群馬県に帰属する施設等については、同様に管理物件として記載する必要がある。

(7) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者は、個人情報保護規程を制定しておらず、また、群馬県はその規程の報告を受けていない。

(現状及び問題点)

群馬の森の管理及び運営に関する基本協定書では、「個人情報等の保護に関して、指定管理者がその適正な管理のために必要な措置を講じなければならない」旨を定めている(第14条)。また別記の「個人情報取扱特記事項」第2において、「指定管理者は、個人情報の収集、利用、提供及び適正管理等についての個人情報保護規程を制定し、また、その制定した規程を群馬県に報告しなければならない」旨を定めている。

しかし、指定管理者は個人情報保護規程を制定しておらず、また群馬県に対する報告も行われていない。

(改善策)

公園利用者の個人情報等が適正にとり扱われる様に、指定管理者は個人情報保護規程を速やかに制定し、群馬県に報告すべきである。

意見

(1) 群馬の森所在施設の一括管理等について

群馬の森園地内には、県立近代美術館・歴史博物館等の複数の施設が所在している。群馬の森園地は指定管理の管理施設であるのに対して、美術館・博物館は県直営と各々の管理主体が異なっており、各々が各々の立場から、住民サービスを展開している。住民サービス向上のためには、これら複合施設を一体ととらえた施設の整備・管理、施策の実施が有効であると考えられる。

(現状及び問題点)

群馬の森園地の県の所管は県土整備部都市計画課であり、県立近代美術館・県立歴史博物館の県の所管は、生活文化部文化振興課となっており、管理方法も、園地が指定管理者、美術館・博物館は直営と異なっている。園地内にある、これらの施設と公園自体が協調して施策を実施することが住民サービスの向上につながると思われるが、そのような協議の場も設けられていないのが現状である。これら施設を複合的・機能的に総合管理することにより、シナジー効果を活かしたより充実したサービスが提供可能となると考えられる。

(改善策)

複合施設としての一体管理方式を検討すべきである。具体的には、美術館・博物館を含む群馬の森全体を指定管理者に総合コーディネーターとして機能させることも検討すべきである。

あるいは、現状のまま、管理主体が園地と美術館・博物館とに分けたままであるとしても、各施設間での定例調整会議・連絡会議等の組織を設置すべきである。ただし、その場合にも、タテ割の弊害が生じないように、議長等のリーダー・コーディネーターを明確にして、総合調整が機能し、統合的な判断がなされ、一体としてのサービスが提供できるように配慮すべきである。

(2) 現場説明会の未実施について

公募手続において、応募者及び選定委員に対して現場説明会を実施していなかったが、現状を把握した上で指定管理者の応募をさせることが望ましい。

(現状及び問題点)

群馬の森の指定管理者選定にあたっての公募手続において、対象となる施設における現場説明会が実施されなかったとのことである。施設の説明は県庁で行われたとのことであるが、管理対象となる施設の状況を十分に把握できないものと思われる。

また、選定委員に対して選定対象となる施設の現場説明会が行われなかった。指定管理者選定にあたって考慮しなければならない事項を検討するためにも現場の状況等を十分に把握しておくことが重要であると思われる。

(改善策)

応募者が、実態に即した提案を行えるように現場説明会を開催すべきである。また、選定委員に対しても現場説明会を実施して現地の状況等を十分に把握してもらう機会を設けることが必要である。

(3) 申請資料として提出される申請団体の財務資料の不足について

申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の添付を要請しているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。

(現状及び問題点)

申請書の添付資料として申請団体の財務諸表の提出を求めているが、申請年度の直前年度の1期分のみであった。申請団体の財務内容や経営成績を把握するためには1期分の決算書のみでは推移が把握できず不十分といわざるを得ない。

(改善策)

申請団体の過去の財務内容や経営成績を把握するためには少なくとも3期程度の決算書を入手し、過年度における推移を把握することが必要である。

(4) 提出書類・報告書類の作成について

申請書類・報告書類の作成、収受に関して、指示の不明確さや行き違い等から、訂正、変更が多く発生する状況があった。

(現状及び問題点)

指定管理者からの、具体的な例としては、収支報告書記載に関する
県の側における会計のルールと民間における会計のルールの違いから起こる計上数値のやり取り

県の事情による、他施設との比較のための、勘定科目の中途での変更のやり取り等があげられている。

(改善策)

官民間では、全般的に、各々の風土文化・価値観・基準等の違いから齟齬が生じることを前提としての、やり取りが必要である。十分なコミュニケーションを図り、非効率にならないよう事務処理を進めていく必要がある。

(5) 事業計画書の項目と事業報告書の項目の不一致について

年度開始前に提出される事業計画書と年度終了後に提出される事業報告書の項目が一致していないため、計画の達成状況に係る評価が困難である。

(現状及び問題点)

指定管理者は基本協定書第 16 条に基づき、県が定める日までに翌年度に係る事業計画書を提出し、県から承認を受けるとともに、第 18 条では毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を県に提出しその確認を受けなければならないこととなっている。これに基づき各年度ごとに事業計画書、報告書が提出されているが、平成 19 年度の実績を事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. 年間維持管理作業実施状況
3. 収支計画(平成 19 年度)	3. 平成 19 年度月別入園者数調査
	4. 収支報告
	5. 自主事業経費内訳書

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(6) 事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について

事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していな

い。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。

(現状及び問題点)

事業計画書の収支計画と、実績報告である事業報告書の収支報告の支出項目の勘定が一致していない。両者の科目が一致していないということは、計画と実績の比較が不能であり、当初の計画がどの程度の精度のものか、実際の発生額が当初予定していた内容のものかどうかといった分析ができない。計画・実績を比較して内容を検討することは、効率性・経済性を向上させるために有用な手続であり、これができない状況にあることは適切ではない。

平成19年度における事業計画書に記載されている収支計画書と事業報告書に記載されている収支報告書の経費に関する勘定科目を比較すると以下のとおりである。

(単位：千円)

事業計画書における収支計画		事業報告書における収支報告	
人件費	11,400	人件費	14,260
維持管理費	7,200	賃金	10,498
清掃費	2,160	旅費	40
光熱水費	7,200	需要費	2,883
事業費	2,000	役務費	2,714
事務費	3,600	委託料	436
保険費	130	使用料及び賃借料	2,654
通信費	300	原材料費	734
租税公課	150	備品購入費	136
		負担金	1,690
		自主事業	259
		その他	14
支出合計	34,140	支出合計	36,324

収支計画書と収支報告書の勘定科目が異なっていたのでは、計画に対する実績比較が困難である。

(改善策)

収支計画書と事業報告書の収支報告書の勘定科目を統一し計画と実績の比較を容易にできるように工夫することが望まれる。

(7) 業務仕様書に記載されていない管理業務の実施について

指定管理者に、業務仕様書に記載されていない施設の管理負担が発生している事例があ

る。

(現状及び問題点)

指定管理者は、業務仕様書に基づき指定管理業務を行うが、実際には仕様書に記載されていない下記の業務も指定管理者が行っている実態にある。

- ・公園内を通る自転車の管理（融雪剤の散布、駐輪場 3 か所の管理、自転車の杭修理など）
- ・粕川親水ゾーンの管理（ゴミ掃除、草刈り等を実施）

(改善策)

群馬県は、現場における業務実態等を踏まえた業務内容を詳細に検討した上で、業務仕様書を作成し、指定管理者が適切にその業務を実施できるようにすべきと考える。

(8) 県によるボランティア団体への関与について

県は群馬の森サポーターズクラブの事務局としての運営業務にまで関与している実態がある。ボランティア団体の公の施設への自主的な協力は望ましいことであるが、ボランティア団体であり、過度な関与は避け、その自主性を損なわない範囲での運営を支援することが望ましい。

(現状及び問題点)

指定管理者の指定管理業務の中には、群馬の森サポーターズクラブの事務局として当該クラブを運営することが含まれており、その業務の中には会員名簿の管理、会費の管理等の業務が含まれている（業務仕様書 5）。

しかしながら、群馬の森サポーターズクラブは、県民によって組織されるボランティア団体であり、その自主性により運営されるべきものである。従って、群馬県や指定管理者がその運営に過度に関与するべきではなく、当該クラブの事務局としての運営業務である会員名簿の管理、会費の管理等の業務まで、関与するのは、適当ではないと考える。

(改善策)

ボランティア団体の自主的な公の施設の清掃や維持管理業務への参加は、官民協調という観点から評価できる行為であり、積極的な支援を官の側からも実施すべきと考える。

その前提の下で、ボランティア団体の自主性を促し、官としての支援は最低限必要な範囲に限定することが望ましい。

(9) 公園において制限される行為等に関する掲示について

群馬県立公園条例において制限もしくは禁止される行為について利用者に明示されてい

ない。

(現状及び問題点)

群馬県立公園条例第4条において制限される行為が規定されており、第6条で禁止される行為が規定されている。制限される行為については知事の許可が必要とされている。群馬の森業務仕様書 1(2) において公園施設の利用方法等について園内掲示板等により提供するものと規定されているが、公園内においてそのような制限、禁止される行為があることを看板等で利用者に明示していない。

(改善策)

公園の利用者に適切な利用を促すために、禁止される行為や制限される行為について看板等で明示するのが望ましい。

5. 新玉村ゴルフ場（指定管理者；金井興業（株））



（施設の概要）

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和60年10月28日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,913yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	1,321,125千円
敷地面積(所有者)	539,949㎡
備考(大規模改修等)	-

監査結果（指摘事項）

（1）収入の範囲の定義が不明であることについて

新玉村ゴルフ場は利用料金制度を採用しており、県への納付金は事前に決められている金額以外に、ゴルフ場の運営で生じた利益に応じて追加的に納付金が納められる仕組みとなっている。しかしながら、利益の計算をするためのベースとなる収入について、どこまでの収入がゴルフ場の利益計算に含められるのか定義が曖昧であり改善すべきである。

（現状及び問題点）

新玉村ゴルフ場は利用料金制を導入しており、ゴルフ場の利用に係る料金は全て指定管理者の収入となり、指定管理者は県に納付金を支払うという形態をとっている。この納付金は2種類定められており、固定金額として年額203,700千円の支払と、ゴルフ場の運営で獲得される利益額を基に計算される金額の支払を行うこととなっている。

納付金のうち利益額をベースに算定するものについては、利益額がどのような収入（利益）と支出（費用）により算定されるかが明確でなければ正確に計算することはできない。これに対して、ゴルフ場の利用料金として群馬県ゴルフ場管理条例にプレー料、カート料、年間パスポート料が定められているものの、付随的に生じる食堂やクラブハウス内のショップからの収支については仕様書の中で「クラブハウス内での飲食の提供、物品の販売等は指定管理者の責任において行う。」とされているだけで、利益額の算定に含まれるいわゆるゴルフ場の利用に係る料金なのかそうでないのか明確ではない。

（改善策）

利益額を基に算定される納付金があることから、利益額をどのように算定するかは明確に定義される必要がある。ゴルフ場の運営から付随的に生じる食堂等の収支について、これが利益額の算定に含まれる収支なのかそうでないのかを協定書等において明確に定義づけるべきである。

（2）収支状況報告書と会計帳簿との不整合及び区分経理について

収支状況報告書は3月末の決算整理事項が不明瞭であり、会計帳簿との整合性が確認できなかった。区分経理の適正性について検証できない。

（現状及び問題点）

基本協定書第17条第2項の事業報告書には「管理及び運営に係る収支状況に関する事項」として収支状況報告書の提出が求められている。収支状況報告書には4月1日から翌年3月31日までの1年間の収入・支出（収益・費用）を記載することとされている。当施設の指定管理者の事業年度は6月1日から翌年5月31日であり、当施設の収支状況を把握するためには、指定管理者の行う他の事業との区分経理を要するほか、前期の4月・5月の2カ月と当期の6月から3月までの10カ月を合算して1年間の収支を把握しなければならない。

新玉村ゴルフ場の実際の収支状況が報告されるためには、指定管理者の事業全体の帳簿から区分経理・決算期間調整等が誘導的に実施され、一つの事業部門である新玉村ゴルフ場の収支状況が導出される必要がある。

しかしながら、その導出の過程に以下のような不整合が生じており、結果として、指定管理事業の収支状況報告書が会計帳簿にもとづいて適正に作成されているとは判断できない結果となっている。

収支状況報告書を作成するために3月に調整された項目の根拠資料が不明である。

同様に、3月に調整された項目と事業全体の帳簿との一致が得られない。

収支状況報告書の期首商品棚卸高は平成19年3月末の商品棚卸高であるべきにもかかわらず、平成19年5月末の商品棚卸高となっている。また、期末商品棚卸高は平成20年3月末の商品棚卸高であるべきにもかかわらず、貸借対照表の棚卸資産の内訳としての商品残高と合致していない。

会社全体の総勘定元帳を検証したところ、指定管理事業決算のための3月末調整項目である棚卸資産、前払費用、仮払消費税等、買掛金、未払金、仮受消費税等、未払消費税等の科目について、総勘定元帳の3月末残高は調整前残高であるのに対して、総勘定元帳の4月分の月初繰越残高としては調整後の3月末残高が繰り越されるという不一致が生じており、3月から4月にかけての総勘定元帳の連続性が途切れている。

(改善策)

指定管理者全体の帳簿体系において、区分経理を明確にするために、その一部門である指定管理事業である新玉村ゴルフ場について部門別管理(部門別元帳等)を導入する、決算期調整のためには中間決算で用いられている精算表方式による調整処理を実施する等の工夫が必要である。

また、については、指定管理者の決算日を当施設としての決算日3月31日に変更するの一法である。

(3) 備品の現物管理の不備について

備品について現場で管理台帳が作成されていない。指定管理者は企業局から管理を委託されている備品について管理台帳を作成する必要がある。

(現状及び問題点)

企業局には固定資産台帳一覧表があるが、あくまで企業局の管理台帳であり、指定管理者として現物管理に利用されるべき台帳が作成されていない。

(改善策)

指定管理者は、現場管理用の備品台帳を作成し管理する必要がある。また、各備品に連番シール等を貼付し管理台帳と現品を明確に結びつける必要がある。

(4) 指定管理業務等の実施に必要な文書等の管理諸規則の未整備について

「新玉村ゴルフ場の管理および運営に関する基本協定書」(平成18年3月14日)(以下、基本協定書)第24条では、「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸

規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが文書等の管理に関する諸規則の整備が十分とはいえない。

(現状及び問題点)

基本協定書第 24 条では「指定管理者は、ゴルフ場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが、指定管理者は、指定管理業務に関する文書等について、必要な内規を定めておらず、また県に届け出ていない。

(改善策)

必要な内規を定め、県に届け出る必要がある。

(5) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報保護条例の趣旨に即して、規程を制定しなければならないが、規程は作成されていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 2 によれば

「乙(指定管理者)は、指定管理業務等に係る個人情報の適正な取り扱いに資するため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び群馬県個人情報保護条例(平成 12 年群馬県条例第 85 号)の趣旨に即して、収集、利用、提供及び適正管理等のほか、開示、訂正、利用停止の申し出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

2 乙は、前項の規定により制定した規程について、甲に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。」とされている。

金井興業株式会社は「個人情報の取り扱いについて(平成 17 年 3 月 10 日)」を企業局に提出しているが、当該「個人情報の取り扱いについて」の内容は方針に過ぎず規程にはなっていない。

(改善策)

個人情報特記事項に即して規程を制定し企業局に報告する必要がある。

(6) 個人情報の利用及び提供の制限に関する未承認について

指定管理者は委託先である P 社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが、企業局の承認を受けていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 5 によれば

「乙（指定管理者）は、甲（企業局）の指示があるときを除き、指定管理業務等に関して知ることができた個人情報を業務の目的以外のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。」とされている。しかし、指定管理者は委託先である P 社に予約業務及びダイレクトメール発送業務を委託し、個人情報を提供しているが企業局の正式な承諾を受けていない。

（改善策）

業務の目的を達成するためであり、かつ、指定管理者と業務委託先に守秘義務契約があったとしても、個人情報取扱特記事項に基づき、企業局の正式な承認を受けなければならない。

意見

（１）事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告の費目の不一致について

事業計画書の収支計画と事業報告書の収支報告に記載されている費目が一致していない。両者の記載が一致していなければ計画・実績対比が適切に行えないので一致させるべきである。

（現状及び問題点）

事業計画書の収支計画と、実績報告である事業報告書の収支報告の支出項目の勘定が一致していない。両者の科目が一致していないということは、計画と実績の比較が不能であり、当初の計画がどの程度の精度のものか、実際の発生額が当初予定していた内容のものかどうかといった分析ができない。計画・実績を比較して内容を検討することは、効率性・経済性を向上させるために有用な手続であり、これができない状況にあることは適切ではない。

平成 19 年度における事業計画書に記載されている収支計画書と事業報告書に記載されている収支報告書の経費に関する勘定科目を比較すると以下のとおりである。

（単位；千円）

事業計画書における収支計画				事業報告書における収支報告		
収入	売上	ゴルフ収入		収	グリーンフィ	
		レストラン			諸経費	
		プロショップ			キャデアイ	
		その他			カート	
		小計			ショップ売店	

支出	販売コスト	レストラン			入	レストラン	
		プロショップ				コース売店	
		その他				その他売上	
		小計				競技収入	
	人件費	フロント				会員年会費	
		レストラン				収入計	
		コース管理				売上原価	
		その他				売上総利益	
		小計				受取利息	
	営業経費	営業・フロント				雑収入	
		レストラン			総合計		
		ハウス管理			支 出	人件費等計	
		運営				一般管理費等計	
		総務				一般管理費合計	
		水道光熱費				広告宣伝費	
		手数料				販売促進費	
		保険料				販売費計	
		地代家賃				企業局納付金	
		リース料				雑損失	
		本社経費				支出計	
企業局納付金			収支				
小計							
経費合計							
収支							

収支計画書と収支報告書の勘定科目が異なっていたのでは、計画に対する実績比較が困難である。

(改善策)

収支計画書と事業報告書の収支報告書の勘定科目を統一し計画と実績の比較を容易にできるように工夫することが望まれる。

(2) 管理台帳で管理すべき備品の範囲について

企業局の資産として計上すべき備品は取得価額が10万円以上であるが、現物管理の観点から現場で管理台帳で管理すべき備品の範囲は10万円未満とすることが望ましい。

(現状及び問題点)

企業局の固定資産として計上すべき備品は群馬県企業局財務規程第168条第1項第一号により10万円以上としている。現場監査の結果、コース管理機械またレストラン家具等はゴルフ場を経営する上では重要な物品であるが、個々は10万円未満である。財務上は財務規程により10万円以上で足りるが、10万円未満の備品についても現品管理、県民財産の確保の観点から管理台帳で管理することが望まれ、指定期間満了時の引き継ぎにも支障が生じないと考えられる。

(改善策)

10万円未満の企業局所有の備品については、個々に台帳管理することが望ましい。しかしながら、管理コストの増加等の問題もあるので、レストラン内に机何脚、椅子何脚といった総数管理による簡便的な方法での管理も考えられる。

(3) 事業報告書提出時の受領印漏れについて

指定管理者からの定期報告書に受領日付印がなく、実際の提出日が確認できなかった。

(現状及び問題点)

基本協定書第17条には指定管理者から企業管理者への定期報告の提出期限が定められているが、報告書の授受にあたりどちらの保存分にも受領印が押印されていなかった。

企業局担当者に聴取したところでは、定期報告書への受領印押印は実施していなかったとの回答であった。

報告書には作成日または提出日の記載はあるが、受領印がないため実際の提出日が確認できなかった。

(改善策)

指定管理者からの定期報告書には月報、四半期報告、事業報告があるがどれも提出期限が定められている。期限遵守状況の確認のため、企業局の受領日付印押印を徹底することが望まれる。

(4) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるかどうか、業務継続能力を継続的にモニタリング

するためには指定管理者の経営状況等を把握する資料（決算書等）を定期的に入手することが望まれる。

（現状及び問題点）

基本協定書で定期報告を求めているのは指定管理事業についてのみであり、指定管理者の経営状況等に関する資料（決算書等）の提出を求めている。指定管理者制度においては、指定管理者が安定的に指定管理業務を遂行できるかどうかは重要な評価ポイントであると考えられる。指定管理者が指定管理事業以外の事業を行っている場合に、指定管理者の業務継続能力を確認するには指定管理者団体全体の決算書等、指定管理者そのものを知ることのできる資料を指定期間中にも定期的に確認する必要がある。

したがって、指定管理者選定後においても、指定管理者の経営状況等について継続的にモニタリングする手続を実施すべきものとする。

（改善策）

定期報告の一環として指定管理者の経営状況を把握するための書類（決算書等）の提出を求めることとし、それに基づいて指定管理者の業務遂行の安定性等を検証することが望まれる。

（５）区分経理における按分負担額の検証不足について

本社経費の按分負担額は算定根拠の妥当性を検証する資料が不足している。

（現状及び問題点）

基本協定書第 9 条第 1 項では指定管理者が行っている「指定事業以外の事業」と「指定事業」の経理を明確に区分しなければならないとされ、第 2 項では各事業間の共通経費の按分等が必要になる場合はその負担割合について事前承認を要することとされている。

新玉村ゴルフ場の平成 20 年度分の承認は平成 20 年 7 月 8 日課長決裁の回議書「新玉村ゴルフ場平成 20 年度収支計画に係る本社経費分負担額の承認について」によっている。指定管理者からの申請額は社長・担当部長ほか本社スタッフの給与・間接費に按分率を掛けて算定されているが、本社経費の範囲、按分率とも妥当性を検証する資料が添付されていない。

承認については「承認金額を上限とし、売上に応じて調整をする」との条件が付されているが、具体性に欠けると判断される。結果としては、平成 18 年度、平成 19 年度とも 1 千 2 百万円であり、平成 20 年度も同額が継続する見込みとなっている。

（改善策）

区分経理における按分負担額算定の妥当性を検証するためには、指定管理者の決算書の

事業部門別損益表、本社経費明細表など共通経費等の資料を添付することが必要である。

また、付帯条件については、売上がどんな状況であれば、どんな調整をするのか相互に確認できるよう具体化しておくことが必要である。

(6) 収支状況報告書の会計的チェック(会計監査)の必要性について

企業局では指定管理者から提出された収支状況報告書について会計帳簿との照合など監査的なチェックを実施していない。

(現状及び問題点)

企業局では指定管理者から提出された収支状況報告書は適正なものとして受け止めているため、現状は会計監査的なチェックは実施していない。

ただし、現場レベルでの売上金、経費などの収支の会計管理については評価委員の公認会計士にチェックを依頼している。

新玉村ゴルフ場は利用料金制が適用され、ゴルフ場の利用料金は全て指定管理者の収入となる。指定管理者からの企業局納付金は基本協定書第8条において「経常利益額」「総収入額」にもとづいて調整する場合があることが予定されている。したがって、収支状況報告書は指定事業の実績概況把握資料としてのみでなく、協定書にもとづく企業局納付金の算定基礎資料であることを認識する必要がある。この観点から、本来は専門的な会計監査も要する状況にある。

(改善策)

収支状況報告書に対しては、現状、会計監査が制度化されていない。したがって、その適正性を確認するのは企業局の責務と考える。企業局では収支状況報告書の適正性を確認できるだけの専門性を備える必要がある。

(7) 事業報告書に対する評価不足について

事業報告書にもとづく年度評価は評価結果が書面として残されていない。評価の実態に乏しいものと判断する。

(現状及び問題点)

平成19年度の事業報告書については、平成20年6月26日決裁の企業局回議書によれば財務管理課長により承認決裁されている。実施状況、利用状況については事業計画との比較確認を行うものの比較分析結果のコメントは書面では残されていない。さらに、収支状況に関しては総収入・総支出・収支差額を確認するレベルでとどまっている状況にあり、収支計画との対比によるコメントもない。平成18年度、平成19年度とも利用人員が増加し、平成19年度の収支差額が若干の黒字を確保している報告結果のため、差し迫って協定

書第 19 条の指定の取り消し等を発動することも考えられず問題意識に乏しかったと推察される。現状は制度導入で精一杯の状況にあり、将来を見通す対応は具体的な事例が生じてからの問題解決的な対処となるとの方針にとどまっている。

(改善策)

事業報告書による年度評価を制度として実施することとし、少なくとも評価結果を書面として作成し、指定管理者の管理に役立てることが望まれる。

収支状況については計画と実績の比較可能性に留意し、収支項目を同一とするなど様式の統一を図ることが必要である。

(8) 事業計画の提出時期の遅延及び検討不足について

事業計画書の提出時期が遅く、内容の検討不足が推察される。

(現状及び問題点)

平成 20 年度の事業計画書は平成 20 年 3 月 25 日作成とあるが、年度協定書の締結と事業計画書の承認を事案とする回議書局長決裁は平成 20 年 4 月 1 日付であった。提出日は受付日付印がないため明確でないが、事業計画書を十分に検討する時間がなかったものと推察される。

平成 20 年度の利用人員は前年比 1%程度に抑えられているほか、増減の著しい費目もあり、内容確認・協議等も必要であったと判断される。

(改善策)

企業局は 5 カ所のゴルフ場を管理する立場にあり、各所の比較分析により指定管理者を指導することも可能と考える。事業計画の分析により、指導性を発揮するためにも計画書の提出時期を 1 カ月ほど早めることが望まれる。

(9) 個人情報の取扱いにおける従事者への周知及び監督の不足について

指定管理者は、指定管理業務等に従事している者に対して、個人情報の取扱いについて必要な事項を周知するとともに、適切な監督を行わなければならないが、周知すべき必要事項の文書化がなく、また、監督方法も明確にされていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 10 によれば

「乙(指定管理者)は、指定管理業務等に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知すると

ともに、指定管理者業務等処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。」とされている。しかし、周知すべき必要事項の文書化がなく、監督方法も明確にされていない。

(改善策)

指定管理者は、個人情報保護についての必要事項を文書化(個人情報保護に関する必要知識及びルールのマニュアル化)し、周知し監督する必要がある。具体的な周知及び監督方法としては、入社時および定期的な研修や退職時の確認書への署名等が考えられる。

(10) 個人情報利用中止の申し出窓口明示の不備について

個人情報の利用目的(ダイレクトメールの発送等)についてはフロント受付の備付の書面にて明示しているが、利用中止の申し出の窓口を明示していない。

(現状及び問題点)

お客様が受付時に「ご来場受付票」に氏名・住所・生年月日等の個人情報を記載していただくときは、フロント受付の備付の書面にて個人情報の利用目的を明示しているが、利用中止の申し出の窓口を明示していない。指定管理者から提出された「個人情報の取り扱いについて(平成17年3月10日)」においては、前橋市鳥羽町の指定管理者所在地が窓口とされているが、これはお客様には掲示されていない。新玉村ゴルフ場は県営であるが、指定管理者としてK社があり、また、ダイレクトメールではP社管理のホームページを参照させている。このように、お客様側からはどこが利用中止の申し出の窓口を把握することが困難な状況である。

(改善策)

お客様が、個人情報の利用中止の申し出を受けやすいように窓口を明示する必要がある。

(11) 新玉村ゴルフ場ホームページでの「個人情報保護と取り扱いについて」について

新玉村ゴルフ場のホームページ上の「個人情報保護と取り扱いについて」をクリックしても空白画面が表示されるだけである。

(現状及び問題点)

業務委託先のP社管理の新玉村ゴルフ場ホームページ(オンライン予約が可能で、県庁ホームページより県営ゴルフ場としてリンク)上の「個人情報保護と取り扱いについて」をクリックしても往査時点では空白画面が表示されるだけであった。

(改善策)

ホームページはP社の提携先ゴルフ場として紹介されており、企業局および指定管理者の直接の管理下ではないかもしれないが、県営ゴルフ場として県庁のホームページからのリンク先であり、オンライン予約も可能なことから企業局および指定管理者の広い意味では管理下であると考えられる。ゆえに、P社に対してホームページの改善を求める必要がある。

(12) 申請者に対して、申請書類が情報公開条例に基づき公開される可能性があることを適切に伝達していないことについて

申請者から提出される申請書類は情報公開条例に基づき公開される可能性があるが、そのことについて申請者に適時適切に伝達されているとは言い難い状況であるので、改善することが望ましい。

(現状及び問題点)

申請書類は情報公開条例に基づき申請書の情報が公開される可能性があるが、そのことについて募集要項など事前に提供される資料に記載がなされていなかった。申請者にとっては、申請に当たって提出した資料が公開請求により開示される可能性があるということは事前に認識しておくべき事項であると考えられるため、その旨を適時適切に情報提供することが望ましい。

(改善策)

募集要項に情報公開条例に基づき申請書の情報が公開される可能性がある旨を記載するなど事前に情報提供することが望まれる。

(13) 申請に当たって提出された資料を返却していたことについて

申請に当たって添付資料として提出された書類の一部を返却していたが、申請団体の適格性を確認するために提出を要請した資料であることから、県が保管すべきである。

(現状及び問題点)

募集要項では申請に当たって、事業計画書や提案書と合わせて添付書類として以下の資料の提出を求めている。

経営の状況を示す書類

定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

登記事項証明書その他これに類する書類又は代表者の住民票の写し

納税証明書

労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

団体又は代表者が欠格事項に該当しない旨の申告書

上記の資料の入手状況を確認するために提出を求めたところ、～の資料が無かった。資料が無かった理由は指定管理者に返却したためであるとのことであるが、指定管理者として適格な団体であるかどうかの確認のために提出を求めた資料であり、適切に入手されていることを証明するためにも当然保管されるべきものとする。

(改善策)

県が必要と認めて提出を求めた資料は、県が適切に管理保管すべきである。

6. 高崎城址地下駐車場 (指定管理者;(財)高崎市都市整備公社)



(施設の概要)

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県自動車駐車場条例

施設の設置目的

市街地の渋滞解消、交通の円滑化を図り、都市機能を確保することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	平成6年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	RC造、地下1階自走式、6,500㎡
建設費(単位:千円)	2,400,000千円
敷地面積(所有者)	6,500.00㎡
備考(大規模改修等)	-

監査結果(指摘事項)

(1) 仕様書の不作成について

指定管理者の選定にあたり、作成されるべき仕様書が作成されていない。

(現状及び問題点)

仕様書は、「公の施設」の維持管理業務の詳細を記載したものである。申請者は仕様書に基づき業務の実施が可能か否か判断するとともに、指定管理者に指定された後も、県と指定管理者の業務区分を明確にするものであり、年度終了後及び指定期間終了後、業務の実施結果の評価を行うにあたって基礎となるものである。また、仕様書は業務の効率化による費用の削減や利用者数の増加及び利用者満足度の改善等も考慮に入れて作成されるべきものである。

このような指定管理者の選定、業務の実施、業務の評価、業務の効率化を行うにあたって重要な基礎となる仕様書が作成されていないのは問題である。

(改善策)

県は指定管理者の選定にあたって仕様書を作成すべきである。

(2) 指定管理業務等の実施に必要な諸規則の未整備について

「高崎城址地下駐車場の管理および運営に関する基本協定書〔平成 18 年 3 月 15 日〕以下、基本協定書) 第 24 条では、「指定管理者は、駐車場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に届け出なければならない」としているが諸規則の整備が十分とはいえない。

(現状及び問題点)

基本協定書第 24 条では「指定管理者は駐車場の指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、これを県に提出しなければならない」としている。確かに指定管理者は、寄附行為や就業規則等の諸規則についてはこれを作成し県に提出しているが、駐車場業務に関する諸規則、たとえば駐車場交代時の引継に関しての取り扱いを定めた規則や、現金の管理の方法を定めた経理規則等が必要と考えられるが、これらが作成、整備されていない。

(改善策)

指定管理者は、必要な諸規則を作成し、県に届け出る必要がある。

(3) 「事業計画」の自己検証・評価の不備について

指定管理者の選定に際して県に提出する「指定管理者申請書」に「事業計画」として効率化やサービス向上の記載をしているが、これに係る評価・自己検証を行っていない。

(現状及び問題点)

指定管理者は平成 17 年 10 月 20 日付で高崎城址地下駐車場の指定管理者の指定を受けるため、県に「指定管理者指定申請書」を提出している。この申請書の中の「事業計画」の中で利用者サービスの質的向上として「常に利用者の声に耳を傾け、指定管理者として許される範囲で、利用者の立場にたった柔軟な施設運営に努める」とし、効率的経営の実現として「財団経営に係る経費の縮減に努めるとともに、各業務のプロセスの見直しを行い、効率的な業務執行体制を整備する」としている。

しかしながら、実際には、指定管理者は利用者の声に耳を傾けるべく意見箱を設置したり、ホームページ上から意見を聴取できるようにしたり、アンケートを取ったりといった

作業は行っておらず、指定管理者がどの程度、利用者の立場にたった柔軟な施設運営に努めたのかどうかの材料も入手できず、自己検証・評価ができる状況にはない。

また、財団経営の効率化については、3 期間程度の費用の期間比較をして費用の縮減を検討したり、各業務のプロセス見直しを実施するといった作業が行われておらず、自己検証・評価ができる状況になっていない。

指定管理者制度の導入の主眼は、市民サービスの向上 行政コストの削減の二つであるが、これらの達成状況を自己検証・評価するための手続がとられていない。

(改善策)

指定管理者は、選定の申請書に記載した事項について年度ごとに資料・情報等を収集して、どの程度達成されているのか、自己検証・評価を行うことが必要である。

(4) 不適切な現金管理について

「指定管理者申請書」の「管理計画」において現金は金庫にて保管すると記載しているが机の引き出しに保管されていた。

(現状及び問題点)

指定管理者が県に提出した「指定管理者指定申請書」の「管理計画」の中で、「現金の保管は各係員ごとの売上現金を精算機の小計記録と照合し、金庫で保管する」としているが、現場監査をしたところ事務所の机の中に保管されていた。事務所の扉も施錠されていない状況であった。

(改善策)

現金は「管理計画」で規定しているとおり、金庫で保管すべきである。

(5) 第三者への業務委託に関する承認の不備について

事業計画書及び事業報告書に業務委託先として3 者の業者及び委託業務内容が記載されているが、実際には4 者の業者に業務を委託していた。基本協定書では第三者への業務委託は群馬県企業管理者の承認を要するものとされているが、事業計画書及び事業報告書に委託先の記載が洩れていることは委託に関する承認が不十分であり改善すべきである。

(現状及び問題点)

指定管理者である財団法人高崎市都市整備公社は、高崎城址地下駐車場の運営管理に当たって、業務のうち一部を外部の業者に委託している。基本協定書第27 条で「乙(財団法人高崎市都市整備公社)は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、軽微な委託又はあらかじめ甲(群馬県企業管理者)の承認を受けた場合

はこの限りでない。」とされているため、事業計画書において委託する業務の内容及び委託先を記載し、事業計画書の承認を得ることで基本協定書第 27 条の規程を充足するものと考えられる。

事業計画書において記載されていた業務委託先及び業務の内容は次のとおりである。

駐車場係員派遣業務	・・・	A 社
駐車場管制装置保守点検業務	・・・	B 社
駐車場内清掃業務	・・・	C 社

しかしながら、上記業務以外にもエレベータ設備や空調関係などについての保守点検の業務を外部の業者に行わせていた。財団法人高崎市都市整備公社としては、当該契約が協定書という形式で締結されているため業務委託に当たらないと考えて事業計画書に記載していなかったとのことであるが、記載内容や協定している業務内容から考えて業務委託と考えられる。

基本協定書第 27 条が指定管理者が第三者に業務を行わせることを制限する趣旨であることから考えて、今回のような不明瞭な契約についても実質的な委託契約として群馬県企業管理者から事前承認を得るべきである。

(改善策)

委託に類する契約についても委託契約と同様に事業計画書に記載し、適切な承認を得るべきである。

(6) 物品管理の不備について

指定管理者が管理物件台帳を有していないので管理物件が明確になっていない。管理物件台帳を作成し、定期的に現物を実査し台帳との照合を実施する必要がある。

(現状及び問題点)

指定管理者が管理する施設・設備についての台帳を指定管理者が有していない。

群馬県自動車駐車場条例第 4 条により「駐車場の施設及び設備の維持管理は指定管理者の業務」とされている。また、「高崎城址地下駐車場の管理及び運営に関する基本協定書」第 13 条により「指定管理者は、県企業局が所有する施設備品を良好な状態で保全するとともに、故意・重大な過失により毀損滅失したときは賠償責任を負う」ことになっている。施設・設備の維持管理業務を遂行するためには台帳を作成し、どのようなものを管理しているかが明確にされていることが必要である。しかし、現状では台帳を指定管理者が有していないため物品の紛失等があっても判明しないような状況にあり、指定管理者が所定の管理義務を履行しているとは言いがたい状況にある。なお、当駐車場は、指定管理者制度が導入される以前は、高崎市に管理委託されていたが、当時から台帳は作成されていない。

(改善策)

指定管理者は、所轄部局が有する固定資産管理台帳を参考にしながら、現物の実査をし、管理している施設・設備の台帳を作成することが必要である。そのうえで、定期的に現物の実査を実施し、台帳との照合による現物の管理を実施しなければならない。

意見

(1) 施設の譲渡・運営からの撤退等の検討について

本施設は、高崎市及び本駐車場利用者に対する効用は高いが、県民全体への効用と言う観点からは、県が所有管理するのは適当でなく、高崎市に所有、管理運営とも移管し、受益者である高崎市及び駐車場利用者の負担で管理運営していくのが望ましい。

(現状及び問題点)

本施設は高崎市役所周辺の駐車場需要への対応、市街地の交通混雑緩和、中心商店街の活性化を目的として、高崎市からの要請に、国の制度である「駐車場整備補助制度」を利用して応える形で、当時の県土木部が高崎シティーギャラリー地下に建設したものであり、平成6年4月に営業を開始している。高崎市役所地下に設置されている高崎市所有の城址第二地下駐車場と隣接し、財団法人高崎市都市整備公社が一体で管理している。両駐車場は所有者が県と市とに異なることから、入出庫口は別々であるが、完全に区分されているわけではなく一体使用が可能な構造になっている。また、本施設の利用者は、高崎市庁舎・シティーギャラリー・音楽センター・中心市街地商店街利用者が大勢を占めており、県民全体でそのコスト負担するよりも、より限定的な受益者である高崎市および駐車場利用者という受益者の負担で運営される方が合理的である。

(改善策)

当該事業に係る未償還残高(平成20年3月末現在約4億円)等を考慮して、適正な金額で高崎市に譲渡し、運営から撤退すべきと考える。

(2) 指定管理者の業務と委託契約との関係について

指定管理者が協定している業務内容と、指定管理者から第三者に委託している業務の内容を照らし合わせてみると、大部分の業務が外部委託されている。この状況は指定管理者として業務の遂行能力、効率的な運営の観点から適切な指定管理者であるかどうか疑問である。

(現状及び問題点)

事業計画書及び事業報告書から外部へ業務委託している業務内容と委託費等の金額（平成 19 年度）は以下のとおりである。

委託内容	委託料等の金額	備考
駐車場係員派遣業務	18,721 千円	事業報告書の支出科目としては派遣職員人件費となっている。
駐車場管制装置保守点検業務	780 千円	
駐車場内清掃業務	678 千円	
駐車場設備の保守点検業務	4,512 千円	エレベータ設備や空調設備の保守管理業務について協定書という形式で契約されているが、実質的に委託契約と考えられるもの。
合 計	24,799 千円	

事業報告書にある支出の合計金額は 31,344 千円であり、委託料等の金額 24,799 千円が占める割合は 79.1%になる。

また、事業計画書にある事業の内容と委託内容を比較すると以下のような対応関係にあるものと考えられる。

事業の内容	委託内容
精算所業務	駐車場係員派遣業務
維持管理業務	駐車場管制装置保守点検業務 駐車場内清掃業務 駐車場設備の保守点検業務
報告業務	

上記のように高崎城址地下駐車場にかかる主な業務は外部に委託されている状況にあり、コストの面から見ても支出の大部分を委託料が占めている状況にあることがわかる。

このような状況では指定管理者が主体的に施設を管理運営しているとは言いがたく、効果的、効率的な運営にも限界があるものと思われる。旧来の管理委託方式から指定管理者方式に移行したことにより何が変わったのか疑問である。

（改善策）

指定管理者から外部への委託がやむを得ないのであれば、委託契約を結ぶ際に入札もしくは見積もり合わせを実施するといった条件を協定書に盛り込むことや、そもそも施設運営を主体的に実施できる業者を指定管理者として選定することが必要と考える。

(3) 経費削減への取組み不足について

指定管理料収入に対する派遣人件費の割合は、59%にも上るが、入札の導入等の経費削減策が未検討である。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業報告書によると、指定管理料収入 31,557,000 円に対して、派遣人件費が 18,721,080 円と 59%を占める状況にある。経費節減の観点からは、派遣人件費（実質的には駐車場管理会社への委託費）の圧縮がきわめて重要な課題である。県の財務規則レベルでは 100 万円以上の契約には入札が適用されるが、指定管理者はそれを大きく上回る金額である本派遣人件費契約について、従来より特定の 1 社への発注を繰り返しており、今後も、入札実施の予定もない状況にある。

(改善策)

指定管理者に対して、入札実施を提案する等、経費削減に向けた指導を実施すべきである。

(4) 「収支計画」における安易な計画数値について

「指定管理者申請書」の「収支計画」において 5 年間の収入額・支出額がすべて同額であり、経費の縮減効果、利用者の増加による収入の増加等が考慮されているかどうか疑問である。

(現状及び問題点)

管理者が県に提出した「指定管理者指定申請書」の平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の「収支計画」は以下のとおりである。

		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
収入	受託収入	31,557	31,557	31,557	31,557	31,557
	計	31,557	31,557	31,557	31,557	31,557
支出	人件費	18,963	18,963	18,963	18,963	18,963
	管理費	12,594	12,594	12,594	12,594	12,594
	計	31,557	31,557	31,557	31,557	31,557
収支差額		0	0	0	0	0

指定管理者制度の導入の効果として経費の削減が期待できること、という点があげられるが、5 年間全く同じ数字の羅列であり、真摯に計画が策定されたのかが疑問である。

(改善策)

5 年間の事業計画・行動計画を真摯に策定し、それを収支計画に忠実に落とし込むべきである。

(5) 保守点検実施結果の把握が不十分であることについて

高崎城址地下駐車場の設備について、事業計画書で月例定期点検を実施することが予定されている。エレベータ設備、消火設備、空調設備等の施設の保守点検は外部の業者に委託しているが、保守点検の結果について委託業者から書面で報告を受けていない。保守点検の結果については設備の不備の有無にかかわらず書面にて結果報告を受けることが望ましい。

(現状及び問題点)

事業計画書において、施設の運営管理計画の一環として駐車場管制設備、エレベータ設備空調設備等について月例等の定期点検を実施することが計画されている。事業報告書には事業計画書にしたがって保守点検を実施した旨の報告がなされているが、保守点検の結果について書面で報告を残していないケースがあった。

保守点検の作業は外部の業者に委託しており、点検の内容やその結果については書面で報告を受けるべきである。

(改善策)

保守点検の結果については結果の良否にかかわらず書面にて作業内容と結果の報告を受けるように改善すべきである。

(6) 事業報告書の入手後の調査について

事業報告書等を入手した後、報告書の内容については電話等の口頭ベースで行われているとのことであるが、検討内容や検討結果が書面で残されていない。各種報告書の吟味は重要な作業でありその内容や結果については書類を残しておくべきである。

(現状及び問題点)

群馬県企業管理者は、基本協定書で指定管理者から月例報告や事業報告書といった報告書類を入手している。公の施設が指定管理者によって適切に管理運営されているかどうかは、それらの各種報告によりモニタリングされる必要があるが、群馬県企業管理者においては、それらの報告書を入手した後は指定管理者に対して電話等の口頭での確認作業を行っているとのことである。しかしながら、電話等で実施した検討内容やその結果についての書類が残されていなかった。

(改善策)

指定管理者に対する管理監督の意味合いからも各種報告書の吟味は重要な作業であり、その内容や結果については書類を残しておくべきである。

(7) 指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか・業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料（決算書等）を定期的に入手することが望まれる。

（現状及び問題点）

基本協定書で定期報告を求めているのは指定管理事業についてのみであり、指定管理者の経営状況等に関する資料（決算書等）の提出を求めている。指定管理者制度においては、指定管理者が安定的に指定管理業務を遂行できるかどうかは重要な評価ポイントであると考えられる。指定管理者が指定管理事業以外の事業を行っている場合に、指定管理者の業務継続能力を確認するには指定管理者団体全体の決算書等、指定管理者そのものを知ることのできる資料を指定期間中にも定期的に確認する必要がある。

したがって、指定管理者選定後においても、指定管理者の経営状況等について継続的にモニタリングする手続を実施すべきものとする。

（改善策）

定期報告の一環として指定管理者の経営状況を把握するための書類（決算書等）の提出を求めることとし、それに基づいて指定管理者の業務遂行の安定性等を検証することが望まれる。

(8) 「高崎城址地下駐車場」と「城址第二駐車場」の精算方法の不備について

高崎城址地下駐車場と城址第二駐車場の精算方式が実際の利用状況を反映しているか疑問であるので精算方式を見直す必要がある。

（現状及び問題点）

県営高崎城址地下駐車場と市営城址地下第二駐車場との「利用方法及び駐車料金の徴収、精算方法に関する協定書」によると県営高崎城址地下駐車場と市営城址地下第二駐車場の精算は、1日の駐車料金を駐車可能台数による按分比率で行うこととされている（定期券売上を除く）。これは、利用者がどちらの駐車場でも利用できるための措置であるとされている。

実際に、各駐車場別に利用料金が区分できないのは、平成19年実績で59日のみであり、群馬音楽センターやシティ・ギャラリーの利用者が多いときに渋滞を避けるために両駐車場の境を撤去し、どの出口からでも出られるようにする場合に限られている。圧倒的に日数の多い「その他の場合」には、各別に利用料金が把握可能であるにもかかわらず、1年間

を通じて駐車可能台数による按分比率による駐車料金の区分計算が行われている。

両駐車場の経営主体が別である以上、より実態にあった合理的な、料金計算が行われるべきである。

(改善策)

最低でも、通常の場合は各駐車場で把握される実額を各駐車場の収入として計上し、駐車場出口を共通にした場合のみ利用料金を按分する等の方式に改善することが望ましい。

7. 群馬県総合スポーツセンター

(指定管理者;(財)群馬県スポーツ振興事業団)



(施設の概要)

所管課	スポーツ健康課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	---------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ振興法第12条
群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

スポーツを通して健康の保持増進や生きがいづくりを実現しようとする県民各年齢層の多様なスポーツニーズに応えると共に、全国規模等のスポーツ競技会開催や各種イベント等に対応できる本県スポーツ施設の拠点施設として設置

施設の概要

設置年月日	S56年11月(本館・サブアリーナ・宿泊棟)、S62年11月アイスアリーナ、S63年4月スポーツ資料館、H8年11月(ぐんまアリーナ・テニス管理棟・テニスコート・ふれあいグラウンド)、H12.6仮設アーチェリー場、H13年4月ぐんま武道館、H14.7ぐんま武道館弓道場
建物規模(延べ床面積、階)	本館(4,604.04㎡、3階)、サブアリーナ(4,691.30㎡、2階)、宿泊棟(1,550.92㎡、2階)、アイスアリーナ(5,386.94㎡、2階)、スポーツ資料館(109.20㎡、平屋)、ぐんまアリーナ(20,556.67㎡、4階)、テニス管理棟(596.50㎡、2階)、テニスコート(16面、照明7面)、仮設アーチェリー場(106.92㎡、平屋)、ぐんま武道館(10,368.12㎡、3階)、ぐんま武道館弓道場(2,191.28㎡、平屋)
建設費(単位:千円)	本館(678,082千円)、サブアリーナ(648,838千円)、宿泊棟(264,702千円)、アイスアリーナ(1,284,100千円)、スポーツ資料館(17,000千円)、ぐんまアリーナ(10,100,000千円)、テニス管理棟テニスコートふれあいグラウンド外構含む(1,258,505千円)、仮設アーチェリー場(8,854千円)、ぐんま武道館(5,841,476千円)、ぐんま武道館弓道場(576,923千円)
敷地面積(所有者)	210,659.74㎡[群馬県ほか:内45,899㎡借地:24,236㎡(民地契約者9人)、21,663㎡(前橋市)]
備考(大規模改修等)	本館外壁等改修工事、サブアリーナ外壁等改修工事、宿泊棟屋根等改修工事、テニス管理棟増築工事、テニス人口芝張替工事、西側用地(民地借地)造成工事

監査結果（指摘事項）

（１）群馬県体育協会との業務分担および指定管理業務の区分経理について

群馬県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という）と群馬県体育協会（以下「体協」という）とは所在地が同じであり、事業団の職員は全員が体協職員との兼務である。事業団と体協の間の財産区分・経費区分についての文書の取り決めはなく不明確になっている。したがって、事業団の中での「指定管理者としての業務」と「その他の業務」との区分経理にも問題があるといわざるを得ない。事業団・体協間で協定書を作成し、財産区分・経費分担を明確にする必要がある。

（現状及び問題点）

群馬県スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という）と群馬県体育協会（以下、「体協」という）は所在地が同じであり、事業団の職員は全員が体協職員との兼務になっている。

事業団と体協との間に協定書は締結されておらず、どちらの費用が帰属が明確な直接費は区分しているが、明確でない共通費は事業団負担としているのが実態である。具体的には次のような問題が指摘される。

人件費については、事業団の職員のうち総務課と競技スポーツ課の職員 1 名ずつ計 2 名の人件費のみ体協が負担している。全員が事業団と協会の兼務であることを考慮すると人件費の負担割合が実態に即したものであるか疑問である。

人件費以外の共通費も事業団負担であるが、これが実態に即した処理であるか疑問である。

さらに、基本協定書第 10 条（区分経理）では、「・・・指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。」とされているが、そもそも、事業団としての金額の把握に問題があるとすれば、事業団の行う「指定管理者としての業務」と「その他の業務」の金額も正確に把握されないことになり、この条文の要求を充たしていないことになる。

（改善策）

事業団と体協で協定書を作成し、委託される業務内容・費用分担について明確にする必要がある。どちらの費用であるか明確でない共通費については、実態に即した業務量に応じた負担割合を決めることが必要である。そのうえで、事業団の行う「指定管理者としての業務」と「その他の業務」とを適正に区分経理しなければならない。

（２）事業団負担の群馬県体育施設協会への支出について

「事業団」から日本体育施設協会維持費負担金として支出されている 10 万円は「群馬県

体育施設協会（以下、「県施設協会」という）」の決算報告で「県教育委員会」からの補助金 10 万円として計上され、そのうえで、県施設協会はこの額を「日本体育施設協会」維持費負担金として支出している。県施設協会が負担すべき日本体育施設協会に対する維持負担金が、負担義務のない事業団から支出されている実態がある。

（現状及び問題点）

事業団では収支計算書（２）支出の部 4 受託管理費に日本体育施設協会維持費負担金 10 万円を計上している。この支出は、県施設協会に対しなされており、県施設協会は決算報告書上、県教育委員会からの補助金 10 万円として収入に計上している。県施設協会はこの 10 万円を日本体育施設協会維持費負担金に支出している。資金の流れは事業団 施設協会 日本体育施設協会であり、事業団が財源となり、日本体育施設協会維持費負担金を負担していることになる。事業団は「群馬県総合スポーツセンター管理運営業務仕様書」9 により施設協会の事務局業務を行うこととされているが、日本体育施設協会の会員は県施設協会であって、施設協会の負担すべき日本体育施設協会維持費負担金を負担すべき義務はない。しかしながら、事業団が結果として負担すべき必要のない経費・支出を負担する構図になっている。

（改善策）

事業団が日本体育施設協会の施設維持費負担金を県施設協会に代わって負担する必要はないのであるから、この支払業務を指定管理業務から除外し、県が直接、県施設協会へ支出する方式に変更すべきである。

（３）維持管理業務の実施状況

維持管理業務の実施内容が仕様書別紙に定める管理項目・業務内容・仕様を充足していないものがある。また、仕様書別紙に記載されている業務内容と項目の対応関係が不明確な場合があり、その達成度が明らかにできないものがある。

（現状及び問題点）

「群馬県総合スポーツセンター管理運営業務仕様書（以下、「仕様書」）別紙 6 維持管理の留意事項（７）維持管理計画の作成」において年度当初に計画を作成し、作業状況を記録し、維持管理計画に反映させることになっている。「仕様書別紙「群馬県総合スポーツセンター施設維持管理項目（以下「維持管理項目」という）」では、各業務における管理項目・業務内容・仕様・条件等が決められている。

「維持管理項目」に定められている「業務；施設管理業務、管理項目；定期点検、業務内容；本館体育機器保守点検」業務については年 4 回実施することとされているが、実際に、実施した実績の一覧表である「委託契約実施実績一覧表（以下「一覧表」という）によると、平成 18 年度の実績は年 3 回、実施日が 7 月 26 日と 3 月 16 日の 2 日と記載され

ているのみであり、いずれにせよ「維持管理項目」における年 4 回という仕様は満たしていない。平成 19 年度についても、「一覧表」の業務名に記載されていないため実施の有無及び回数が確認できないため、「維持管理項目」における仕様を満たしているかは不明の状態にある。

また、「維持管理項目」に定められている「業務；施設管理業務、管理項目；法定点検、業務内容；建物環境衛生管理業務」については「一覧表」では業務名が「清掃・建物環境衛生管理」とされ毎日実施と記載されているが、「維持管理項目」において「建物環境衛生管理業務」の仕様は「空気環境測定 1 回 / 2 ヶ月 水質検査（残留塩素）1 回 / 週 1 ヶ所」とされており、「一覧表」の記載からは「維持管理項目」における仕様を満たしているかについて確認することが困難な状況にある。

（改善策）

施設維持管理において「維持管理項目」に定められた業務内容における仕様を満たした業務を実施する必要がある。また、実施状況を管理するための「一覧表」を作成するにあたり「維持管理項目」における業務内容・点検回数等を忠実に記載し、作成された「一覧表」と「維持管理項目」が容易に対比できる様式にしておくことが必要である。そして、確認した結果を次年度の維持管理計画に反映させていくことが望まれる。

（４）月例報告書に係る不備について

月例報告書を翌月 10 日までに提出することになっているが、提出日も不明であり、報告の内容に対して県の適切な指示・指導がなされているかどうか不明である。また、月例報告書の報告内容が指定管理業務全てを網羅した様式になっていない。

（現状及び問題点）

基本協定書第 17 条により月例報告書を作成し、翌月 10 日までに提出することになっているが、提出日が判明する書式になっていないため期限が守られているかどうかの確認ができない。

また、提出した報告書に対し県は納入金額のチェックはしているようであるが、その結果についての報告はなく、指定管理業務に対する指示・指導がなされているか書類がないため確認できない状況にある。

次に報告内容については、基本協定書第 17 条は報告内容を第 1 項で定め（１）指定管理業務等の実施状況（２）指定管理業務等の実施に関する重要又は異例な事項としているが、これに対して、月例報告書の構成は 利用関係の報告 施設関係の報告 協定書第 5 条に基づく使用料収納事務取扱等の使用実績の報告から成っている。この構成内容では、基本協定書第 5 条で規定している指定管理業務（１）から（７）までの事項のうち（２）から（５）までの内容については記載されることにならないため、報告内容とし

ては十分ではない。協定書第 17 条第 2 項で、必要に応じ、指定管理業務及び経理状況に関して、臨時に報告を求める事ができるようになってはいるが、定例報告で（ 2 ）から（ 5 ）の実態も報告する様式に改定するべきである。

（改善策）

報告書の提出日を明確にするため、受付印欄を設けて押印すべきである。

県が月例報告書に対するチェックをしていることを明確にするため、毎月の月例報告書に対する検討内容書面を作成する等の方法により指示・指導内容を明確にする必要がある。

月例報告書の様式を、基本協定書第 5 条（ 1 ）から（ 7 ）までの業務を実施していることがわかるような様式に改定すべきである。

（ 5 ）嘱託職員の給与について

非常勤嘱託職員の本給額が、規程に基づいて決定されていない者がいる。規程に基づいて本給額を決定する必要がある。

（現状及び問題点）

非常勤嘱託職員（ 1 週間の勤務時間が 30 時間）の本給額は、「非常勤嘱託職員の報酬等決定要領」（以下、「決定要領」という）第 3 条において当該職員の号級に応じ別表第 1 に定める額と規定されている。しかし、非常勤嘱託職員である宿泊棟管理人の 2 名の本給額は、「決定要領」別表第 1 で定められた金額より 1 万円高くなっている。非常勤職員の本給額が「決定要領」別表第 1 にしたがって定められていないことは問題である。

（改善策）

「決定要領」第 3 条に従い非常勤嘱託職員の本給額は当該職員の号級に応じ別表第 1 に定める額とする必要がある。

（ 6 ）連番シールの貼付の網羅性について

全ての備品について連番シールを添付することとなっているが、現場監査の結果、連番シールが貼付されていない備品があった。

（現状及び問題点）

全ての備品について連番シールを貼付することとなっている（群馬県総合スポーツセンター管理運営業務仕様書 7・群馬県財務規則第 214 条）が、現場視察の結果、連番シールが貼付されていない備品があった。具体的には群馬アリーナ倉庫内の卓球台および卓球関連の全て、屋外設置の木製ベンチ、武道館内のごみ箱らについて連番シールが貼付されていなかった。備品管理担当者に貼付されていない理由をヒアリングした結果、主な理由は以

下による可能性があるとの回答を受けた。

連番シールは備品管理台帳とリンクしており、平成 11 年にシステム構築時に当時現存したすべての備品に貼付したがあまりにも貼付すべき備品が多かったので貼付漏れが生じた（卓球台はこの可能性が高い）。

屋外に設置している備品は連番シールが剥がれてしまう場合（屋外設置ベンチはこの可能性が高い）。

備品納入時と連番シール発行し教育委員会の担当者がシールを県庁より持参し貼付するまでにタイムラグがあり、貼付を忘れてしまうケース（ゴミ箱はこの可能性が高い）。

（改善策）

連番シールは備品管理台帳と現品を個別に結びつける現品管理上は重要なものであり、全ての備品に貼付されている必要がある。貼付されていない備品については連番シールの再発行を行い貼付する必要がある。また、屋外設置等で連番シールが剥がれる可能性があるもの、また、形状および用途からして連番シールの貼付が困難なものについては、現品と備品管理台帳を個別に結び付けられるよう、別途管理方法を工夫する必要がある。

（ 7 ） 指定管理開始時の現品管理について

平成 18 年に財団法人群馬県スポーツ振興事業団が指定管理者就任時に、管理すべき備品の明細を定めているが、現品を確認した形跡はない。

（現状及び問題点）

平成 18 年に財団法人群馬県スポーツ振興事業団が指定管理開始時に、基本協定書において、無償で貸与し管理すべき備品の明細を定めている。しかし、これら備品を個別及び網羅的に確認した形跡がない。

（改善策）

指定管理者として、無償で貸与され管理すべき備品については、教育委員会立会いのもとで、開始時また指定期間満了時に個別に確認しその結果を記録しておく必要がある。

（ 8 ） 定期的な備品の確認について

定期的に備品管理台帳と現品とを突合していない。また、備品管理台帳に計上されていない備品があった。

（現状及び問題点）

定期的に備品管理台帳と現物を突合していない（群馬県総合スポーツセンター管理運営

業務仕様書 7・群馬県財務規則第 231 条) ため、備品の存在を網羅的に確認できていない。

実際、備品管理台帳に計上されていない備品(ぐんまアリーナ医務室内保管 備品番号 H11-30484 車イス)があった。

(改善策)

指定管理者として備品の無償貸与および管理責任を受けているのであり、定期的(1年に1回程度)備品の棚卸を行いその結果を記録しておく必要がある。定期的な棚卸を実施していれば上記のような簿外在庫も把握可能であったと思われる。

(9) 個人情報保護規程の未制定について

指定管理者である財団法人群馬県スポーツ振興事業団は、事業団としての個人情報保護規程はあるが指定管理者としての個人情報保護規定はない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第 2 によれば、

「乙(財団法人群馬県振興事業団)は、指定管理業務等に係る個人情報の適正な取り扱いに資するため、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び群馬県個人情報保護条例(平成 12 年群馬県条例第 85 号)の趣旨に即して、収集、利用、提供及び適正管理等のほか、開示、訂正、利用停止の申し出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

2 乙は、前項の規定により制定した規程について、甲に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。」とされている。

財団法人群馬県スポーツ振興事業団は「財団法人群馬県スポーツ振興事業団個人情報規定」を制定し、群馬県教育委員会に報告しているが、上記規程は事業団として収集した個人情報の取り扱いに対する規定内容であり、指定管理者として収集した個人情報に対する規程内容ではない。そのため、指定管理者として収集した利用登録者の個人情報について上記規程で定められている個人情報データベース簿は作成されていなかった。

(改善策)

個人情報特記事項に即して規程を制定し教育委員会に報告する必要がある。また、指定管理者ゆえに指定期間満了後に教育委員会に返還することを前提に規程の制定には以下の点に留意し事前に教育委員会と調整することが必要であると思われる。

- ・ 財団法人群馬県スポーツ振興事業団が収集する個人情報を指定管理業務とそれ以外に明確に区分できるようにすること
- ・ 個人情報取扱特記事項第 9(資料等の返還等)に則せるように、記録された資料が磁気データである場合の対応

意見

(1) 指定管理者について

指定管理者である、財団法人群馬県スポーツ振興事業団（以下「事業団」という）は、その職員の全てが財団法人群馬県体育協会（以下「体協」という）との兼務になっている。

いわば、「普及団体」と、その対極にある「競技団体」という立場の職を兼務しているが、両団体にそれぞれの存在意義がある以上、両団体からの立場で議論調整等をして、業務が実行されるべきであると思うが、兼務という立場から、指定管理業務の遂行に関して、中途半端にならずに、その時々に応じて両方の立場を使い分け的確な判断が可能かどうか疑問がある。

(現状及び問題点)

事業団は、県民総スポーツを目標として、日常生活に密着した地域、家庭におけるスポーツ振興を図り、もって健康で明るく豊かな県民生活、生涯スポーツを実現することを目的としており、「普及団体」である。一方、体協は競技力の向上を目的とした「競技団体」である。両者は、公共の施設の利用を巡って、体協所属の競技団体に優先使用を認めるか、それとも一般開放をするのか否か等の論争を例にとるまでもなく、重複する局面においては相反することの多い団体である。職員が、このような対極の立場になることもある団体を兼務する体制は、全国で本県のみとのことである。この施策自体は、行政コストの削減、生涯スポーツ・競技スポーツが県民スポーツの両輪であるということの認識の下で施行されてきている点では理解できないではないが、大元の母体となる全国レベルの組織で「普及団体」と「競技団体」が兼務合体とならず、格別の意義を持って存在していることを考えると、本県の体制が、両団体の機能・目的を忠実に実行できる体制にあるかどうかという点で疑問が残る。即ち、ある局面で、両者の利害を突き詰めて検討した場合には、相容れない判断を求められる場合もあり、その運営が、その場しのぎに陥ることなく、的確に遂行できるか否かに不安が残るところである。

(改善策)

兼務体制による人員の効率的配置という発想から、現行の兼務体制が敷かれたと考えられるが、何のために両団体が存在しているかという意義に立ち返ったときに、現状の体制は極めて中途半端な体制であると考えられる。両団体の並存を認めるという立場からは、現在の全員が兼務であるという体制については、両団体の存在意義に鑑みて、一部職員はいずれかの団体専任になる等の体制について、検討を加える必要があるかと考える。

(2) 指定管理業務の範囲の適正化について

指定管理業務の中に、最も民間のノウハウを活用することが可能と考えられる「施設の

「利活用促進のための自主事業の実施等」が仕様書・協定書に記載されていない。

(現状及び問題点)

施設の稼働率を上げ、利用者数を増加させ、有効利用を促進することも、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活かせる重要な業務と考えられるが、仕様書・協定書のいずれにも記載がない。

(改善策)

指定管理業務の一つとして、集客・施設の利活用促進のための自主事業の実施等を掲げるべきである。

(3) 「総合スポーツセンター」という名称の曖昧さについて

「総合スポーツセンター」の冠がつくのは、教育委員会の管理している、前橋市関根町と渋川市伊香保町に存在する運動施設の総称であるとのことであるが、それらの施設を「総合スポーツセンター」という冠で囲うことが、県民にとって、どのようなメリットがあるか判然としない。

(現状及び問題点)

県の「総合スポーツセンター」といっても、前橋市敷島町にある陸上競技場、野球場、プール等は含まれていない。関根と伊香保の施設を「総合スポーツセンター」と冠をつけて括ることが、県民にとってわかりやすい等のメリットがあればよいが、意味不明の観がある。別欄記載の意見の通り、保険契約の契約者名や減免申請書の承認印についても、誤認が生じる等のデメリットも発生している。

(改善策)

複数施設を括る名称を付する必要があるのであれば、それは県民にとってわかりやすい、イメージしやすい等の観点から考案されるべきである。

(4) 使用料減免申請書の事後承認について

使用料減免申請書の承認権限者である教育長の承認は、現状の手続き上は、事後承認になっている。改善すべきである。

(現状及び問題点)

現状の事務手続きでは、減免申請書は半月単位で教育委員会に回付されるため、実態としては、教育長は事後承認、形式的な判断しかできない状況になっている。

(改善策)

教育委員会内での権限委譲等により、事後承認の手續とならない処理方式等を検討すべ

きである。

(5) 減免申請書の承認印の印章について

減免申請書に押印される承認印の印章が、承認権限者の印章になっていない。正式名称で印章を作り直すべきである。

(現状及び問題点)

減免申請書に押印される承認印の印章が、群馬県総合スポーツセンター承認となっている。利用者にはわかりやすいかもしれないが、承認したスポーツセンターの責任者は(「センター長」等の組織はなく)教育長印が権限者であり、今の印章は不明確である。

(改善策)

印章を正式権限者名に変更すべきである。

(6) 月例報告書の予算執行額の未記載について

事業団は基本協定書に従い、毎月定例報告書を提出しているが、報告書には予算執行に関する記載がない。

(現状及び問題点)

事業団は、「群馬県総合スポーツセンターの管理及び運営に関する基本協定書」の第17条、「月例報告書の提出等」に基づき毎月報告書を提出している。当該報告書には、当該月に開催された各種大会や施設の利用者数、使用料の徴収に関する記載はあるが、予算の執行に関する記載はなく、これに関して県からの指導等も全くないとのことである。

しかし、毎月の報告書に予算の執行状況の記載が無いのでは、毎月どの程度の管理経費を要するのかわからないばかりでなく、効率的な運営がなされているのか否かの分析すら出来ない。現状では年に一度の決算報告書を見て初めて管理経費の内容がわかるということである。月例報告書に予算執行の記載をし、効率的な管理運営を心がけることが必要である。

(改善策)

県は指定管理者に対して毎月提出される月例報告書に予算執行額を記載するよう指導すべきである。そのうえで県は管理経費の月次比較表等を作成し、管理経費の縮減等、効率的な運営に努める必要がある。

(7) 事業計画書の項目と事業報告書の項目の不一致について

年度開始前に提出される事業計画書と年度終了後に提出される事業報告書の項目が一致

していないため指定管理に係る評価が困難である。

(現状及び問題点)

指定管理者は基本協定書第 16 条に基づき、毎年度 9 月末日までに翌年度に係る事業計画書を提出し、県から承認を受けるとともに、第 18 条では毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を県に提出しその確認を受けなければならないこととなっている。これに基づきそれぞれ各年度ごとに計画書、報告書が提出されているが、平成 19 年度の実業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 基本方針	1. 利用状況
2. 管理運営施設	2. 運営業務実績
3. 管理運営体制	3. 維持管理業務実績
4. 施設の活用	4. 事故・破損等
5. 利用料の徴収	5. うけたまわりボックスの結果
6. 収支計画に関する事項	6. 収支状況
	7. その他報告事項

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、各項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(8) 施設管理者賠償責任保険等の契約者名等について

事業団は施設に関連して発生する不慮の事故に際して施設管理者賠償責任保険等に加入しているが、契約者名等及び期間に問題がある。

(現状及び問題点)

事業団は、施設に関連して発生する不慮の事故に際して、施設管理者賠償責任保険、スポーツ災害補償保険、昇降機賠償責任保険がセットになった保険に加入している。

この保険の加入に関して、まず、契約者名等が「財団法人 群馬県スポーツ振興事業団」ではなく、「群馬県スポーツセンター館」となっている。保険加入に関しては正式名称で加入すべきである。

また、保険期間については、開始時期が平成 20 年 6 月 1 日午後 4 時から平成 21 年 6 月 1 日午後 4 時までとなっている。仮に指定管理者の変更があった場合、保険契約の変更、保険料の精算等の問題が発生することのないように、できるならば開始期間と終了期間は指定期間に合わせ 4 月 1 日を始期とする保険期間とすることが望ましい。

(改善策)

保険契約者の契約者名等は正式名称に変更すべきである。また保険期間は変更が可能であれば指定管理期間に合わせて変更することが望ましい。

(9) 県(教育委員会)の文書・帳簿類のチェック不足について

県は週に一度程度、施設に往査しているが、会計帳簿等の確認は行っていない。

(現状及び問題点)

県の担当者は通常は週に一度程度、施設に往査している。このとき、施設の老朽化の状況や修繕が必要な箇所等の確認はしているが、会計帳簿の閲覧や証憑書類の確認、メンテナンス報告書等の書類は確認された形跡がない。

(改善策)

県は指定管理者の指導的立場にあるのであるから、会計帳簿やそれにかかわる証憑書類やその他の管理書類を循環的に確認することが望ましい。

(10) 事業報告書における指定管理業務以外の実績報告の記載について

平成 19 年度の事業報告書には指定管理者としての業務以外の実績が記載されている。指定管理業務の履行状況と区別して、明確にわかるように工夫して記載されることが望ましい。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業報告書の項目 2. 運営業務実績では、教室等、トレーニング指導、アドバイス報告、研修会、講習会等の実績報告がなされているが、これらは事業団の指定管理者としての業務実績ではなく、指定管理者としての業務以外の業務として、別途個別に県から受託した事業であり、指定管理者の業務実績とは明確に区分して報告されることが望ましい。

(改善策)

事業報告書の内容は指定管理者としての業務に関する履行実績が、先ず第一に明確に判別できるように記載されるべきである。事業報告書の記載様式が定まっていなかったことも一つの要因と考えられるが、県の指導のもと、適切な報告書を作成することが望まれる。

(11) 維持管理業務の実施状況と効率性について

指定管理業務である施設設備の維持管理業務のほとんどが外部に再委託されている。外部に再委託されている業務を直営でできる者に管理させる場合と比較すると非効率・不経済である可能性が高い。

(現状及び問題点)

基本協定書第5条で指定管理者の管理及び運営の業務が以下のように定められている。

- (1) 総合スポーツセンターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用の承認等に関する業務
- (2) 施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- (3) 総合スポーツセンターの使用期間の変更等に関する業務
- (4) 総合スポーツセンターの休館日の変更等に関する業務
- (5) 総合スポーツセンターの開館時間の変更に関する業務
- (6) 施設等の維持管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、総合スポーツセンターの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

それを受けて仕様書・4指定管理者が行う業務の範囲が以下のように定められている。

- (1) 総合スポーツセンターの施設及び附属設備の承認等に関する業務
- (2) 総合スポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の使用返還・減免に関する業務
- (3) 総合スポーツセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) その他の業務

更に、(3)施設及び附属設備の維持管理業務の留意事項が以下のように定められ、

- (1)建物設備維持管理業務 (2)施設設備の法定・定期点検業務 (3)清掃業務
- (4)警備業務 (5)植栽管理業務 (6)芝生管理業務 (7)維持管理計画の作成

そのうち(1)から(6)までは、外部業者に再委託されている。したがって、事業団が行う維持管理業務は(7)だけになり、指定管理者は維持管理業務のほとんどを外部に再委託していることになる。これら外部委託されているものの契約総額は平成18年度115,921千円、平成19年度は115,461千円であり、総支出に占める割合は各々37%、38%であった。

(改善策)

外部への再委託の比率が高いことによる非効率・不経済の発生を防止するためには、事業団が当該業務について入札を実施することが必要である。また、次回の指定管理者の選定においては、当該業務を自ら実施できる者が指定管理者として応募できるような条件の整備を図るべきである。

(12) 需用費の管理費と受託管理費の区分について

需用費は施設管理に伴う消耗品、光熱水費等を処理する科目であり、さらに管理費と受託管理費に区分されている。光熱水費は全て受託管理費となっているのに対して、消耗品は、発注者の別により管理費と受託管理費に区分されている。管理費・受託管理費の区分は消費された業務内容等を考慮して区分されるのが望ましい。

(現状及び問題点)

現在、採用されている費用区分は、以下の通りとなっており、十分改善の余地がある。

需用費のうち光熱水費は、下記の理由により全て受託管理費とされている。

メーターが一つしかないため管理費と受託管理費に区分することができない。

光熱水費はほとんどがアリーナ等で発生している。

しかし、管理費の需用費のうち光熱水費が0というのは実態に合致していない。

一方、需用費のうち消耗品は発注者の所属する部署により管理費と受託管理費とに区分されている。

(改善策)

光熱水費はメーターの各施設単位での取付けにより、管理費と受託管理費に区別することが可能になると考えられるので、検討願いたい。

また、消耗品費を、現在のように発注者の所属する部署毎に区分する方法では、恣意性が入る余地があるので、科目の区分は発注者の所属ではなく、発注されたものが利用された業務内容により管理費と受託管理費に区分されることが望ましい。

(13) 未利用金額(前受金)の把握について

未利用金額であるプリペイドカード(回数使用券)の未利用残高、利用料金の前受残高を把握していない。

(現状及び問題点)

スポーツセンターの使用料収入額は現金主義であり、未利用である前受残高の金額を把握していない。未利用である前受残高は、プリペイドカードである回数使用券の未利用残高及び施設の占有利用時の前金により発生する。これら前受残高を把握して正確な損益管理をすることが望まれる。また、プリペイドカード(期限なし、最高33,000円のチャージ可能)については、払い戻し及び換金は不可であるが、実質は将来のサービスの対価としての負債であり、仮に多額のプリペイドカードの不正発行があったとしても、異常残高の把握もできない現状では、不正発生の認識が不能あるいは遅れる可能性が大きいといわざるを得ない。

(改善策)

未利用残高を把握して、損益管理の向上及び負債管理を行うことが望ましい。プリペイドカードについては、カードごとの個別管理が理想であるが、管理コスト等を考慮し最低限未利用残高の総額を把握し、プリペイドカードの不正発行の有無等の管理を行う必要がある。

(14) 備品台帳のロケーション(置場)管理について

指定管理者である財団法人群馬県スポーツ振興事業団は、現場備品台帳として教育委員会管理の備品台帳を用いているが、教育委員会管理の備品台帳はロケーション(置場)まで管理していないため、備品台帳に計上されている備品の現物を特定することが困難となっている。

(現状及び問題点)

現場での備品の管理台帳は、教育委員会管理の備品台帳(県庁の財務会計システム)を用いて管理している。

各備品に財務会計システムのデータを基に作成した連番シールを貼付しており、現品から備品台帳への突合は容易であるが、台帳にロケーション(置場)が区分されていないため備品台帳から現品への突合は困難である。特に総合スポーツセンターは備品置場が多場所であり備品個数も約2,700件ある。ゆえに、備品台帳に計上されている備品の存在を個別及び網羅的に確認できない状況である。

(改善策)

備品に貼付している連番シールと連携している、県庁のシステムのデータを使うことは良いが、現品管理としては何らかの工夫をして現場の備品台帳はロケーション管理を行い、備品台帳に計上されている備品の存在について個別及び網羅的に確認できる状況とすべきである。

(15) 指定管理者として管理すべき備品の範囲について

基本協定書において無償貸与及び管理すべき備品の範囲(備品1体 3万円以上)を明確にしているが、指定管理者として現物管理すべき備品の範囲を見直す必要がある。

(現状及び問題点)

基本協定書において無償貸与及び管理すべき備品の範囲は個別にリストアップされ明確にされている。このリストアップされた備品は「群馬県財務規則-物品の分類及び重要物品の指定」に定められ物品であり、基本的に1体が3万円以上である。

群馬県財務規則において資産計上すべき備品を1体が3万円以上としているのは経理事

務の効率性等を考慮してのことであり、指定管理者に無償貸与また管理責任の範囲を目的としているものではないと思われる。ゆえに、指定管理者に無償貸与また管理責任の備品の範囲について見直す必要がある。

(改善策)

椅子などは1脚 3万円未満であるが、多数あり総合スポーツセンター全体としては多額である。このように全体として多額になる物品については、指定管理者として管理すべき備品として、個々に台帳管理はしなくても、最低限どの会議室に何脚あるか程度の管理をする必要があると思われる。管理効率の観点から、管理基準が、細かくなり過ぎて支障が生じるとする考えもあり得る、信頼性の高い庁内の基準と外部の指定管理者に対する貸与物品の管理の基準とは県民財産保全の観点からも別でよいと考える。

(16) 個人情報取扱特記事項の見直しについて

個人情報取扱特記事項の内容が現状に合致していない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第7において

「乙(財団法人群馬県スポーツ振興事業団)は、指定管理業務等処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲(教育委員会)の承諾なしに複写し又は複製してはならない。」とされている。

特記事項の趣旨は理解できるが、総合スポーツセンターの利用登録情報のように、個人用情報がコンピュータ・システムで管理されている場合は、システム内のデータ転送、紙面への印刷、データバックアップ等において複写又は複製は常時行われている。

(改善策)

実態に即して特記事項の記載方法の見直し、または、包括的な教育委員会の文書で承諾が必要である。

(17) 個人情報の取扱における従事者への周知及び監督の不足について

指定管理者は、指定管理業務等に従事している者に対して、個人情報の取扱いについて必要な事項を周知するとともに、適切な監督を行わなければならないが、周知すべき必要事項の文書化がなく、また、監督方法も明確にされていない。

(現状及び問題点)

個人情報取扱特記事項第10によれば

「乙(財団法人群馬県スポーツ振興事業団)は、指定管理業務等に従事している者に対し

て、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、指定管理者業務等処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。」とされている。しかし、周知すべき必要事項の文書化がなく、監督方法も明確にされていない。

(改善策)

財団法人群馬県スポーツ振興事業団は、個人情報保護についての必要事項を文書化(個人情報保護に関する必要知識及びルールのマニュアル化)し、周知し監督する必要がある。具体的な周知及び監督方法としては、入社時および定期的な研修や退職時の確認書への署名等が考えられる。

(18) 緊急時の対応について

基本協定書及び管理運用業務仕様書において事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に通報しなければならないとなっているが通報すべき事故や災害等の範囲が明確となっていない。

(現状及び問題点)

基本協定書第22条(緊急時の対応)において

「乙(指定管理者)は、総合スポーツセンターにおいて事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲(教育委員会)を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。」とされている。

同様に管理運用業務仕様書において8 安全確保・危機管理業務 (2)緊急対応体制の確立
ウ重大な事項については、直ちに教育委員会スポーツ健康課に報告し、その指示に従うこと。」とされている。

総合スポーツセンターにおいては、利用者の怪我による事故で救急車を呼ぶケースも多発している状況であるが、具体的にどの様な場合に報告をするのか明確でない。

(改善策)

教育委員会と協議し報告すべき事故及び災害等の範囲を明確に文書化する必要がある。

8 . 上記往査 6 施設の基本協定書について

往査先として選定した 6 施設（群馬ヘリポート、つつじが岡公園(花山部分を除く)、群馬の森、新玉村ゴルフ場、高崎城址地下駐車場、群馬県総合スポーツセンター）の基本協定書の比較を試みたのが、添付資料「群馬県・指定管理者・基本協定書比較」である。

基本協定書は文字通り、県と指定管理者間の最も基本的で重要な事項を定めた取り決めであり、記載すべき事項の大部分は共通しているが、何点か異なる点もある。それらの中で、改善を要すると思われる事項を意見として以下にまとめた。

意見

(1)協定書における目的が明確にされていないことについて（全施設）

県と指定管理者との基本協定書において、施設の目的・使命が明確でない。

（現状及び問題点）

指定管理者基本協定書における施設の目的が明確になっていない。

たとえば、比較的具体性のある、群馬ヘリポートを例にとっても、設置条例における目的は「群馬県民の航空交通の用に供するため」となっており、指定管理者基本協定書における目的は「群馬ヘリポートを適正かつ円滑に管理運営すること」となっているに過ぎない。「群馬ヘリポートを適正かつ円滑に管理運営すること」とは、具体的に、ヘリポート施設を安全に管理することで足りるのか、県民の足として定期便を誘致することまでも含むのか等、今ひとつ明確ではない。指定管理者制度導入の目的は、施設の目的・使命を最も効率的・効果的に具現することにあると思われるが、目的・使命が曖昧なままでは、効率性・有効性を測る尺度も判然とせず、資源の選択や集中ができず、最大の効果・効率を發揮することは困難と考えられる。

（改善策）

公の施設の設置目的、もしくは協定の目的を、指定管理者、延いては県民にも明確に判明するように掲げ、その目的を最大限効果的、効率的に発揮しやすくするとともに、県民から、その管理状況、業務の履行状況を評価しやすくすべきである。

(2)協定書において「災害時の体制」を事業計画項目として明示すべきことについて（群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く)）

基本協定書における事業計画書の記載項目として、災害時非常時等の連絡動員体制が掲げられていない。

（現状及び問題点）

事業計画の記載項目として、災害時非常時等の連絡動員体制が掲げられていない。

(改善策)

公の施設では、利用者の安全確保を第一に考え、非常時の避難体制等、防災面での対策を十二分にとっておく必要がある。事業計画書の重要な項目の一つと位置づけ、基本協定書条文上に明示することが必要である。

(3) 秘密の保持条項について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

秘密の保持条項がないので、設定すべきである。

(現状及び問題点)

個人情報関連の情報管理は謳っているものの、個人情報以外の業務上知りえた秘密保持についての条文が設けられていない。

(改善策)

個人情報以外の秘密保持についても、条文を設けて協定すべきである。

(4) 責務としての善良なる管理者の注意義務について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

指定管理者が、善良なる管理者の注意をもって業務を実施することが明記されていない。

(現状及び問題点)

指定管理業務実施にあたって、設置目的および公共性を十分に理解し、尊重することが記載されているが、善良なる管理者の注意をもって業務を実施することが明記されていない。

(改善策)

善良なる管理者の注意をもって業務を実施することも、1項追加しておくのが望ましい。

(5) 規程の適用関係について(高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

基本協定・年度協定・募集要項・事業計画間に、齟齬がある場合の適用関係を定める条項がない。

(現状及び問題点)

基本協定・年度協定・募集要項・事業計画間に、齟齬がある場合の適用関係を定める条文が盛られていない。

(改善策)

適用関係を明確にするため、条文として記載するのが望ましい。

(6) 業務の引継ぎにおける事前準備すべき人材資材等について(群馬ヘリポート・総合スポーツセンター・群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く))

業務実施に先立ち、必要な人材・資材等の確保と職員に対し必要な研修の実施を義務付ける条項がない。

(現状及び問題点)

業務実施に先立ち、必要な人材・資材等の確保と職員に対し必要な研修の実施を義務付ける条項がない。

(改善策)

指定管理業務実施までに、当然、指定管理者が準備しておくべき事項であり、基本協定書に盛り込むことが望ましい。

(7) 施設および備品の購入時の所有権等について(群馬の森・つつじが岡公園(花山部分を除く))

管理費用を充て購入した備品であっても、その備品が、事業継続上、不可欠な重要性の高い備品である場合は、例外的に県に帰属させる旨の条項が記載されていない。

(現状及び問題点)

管理費用を充当して購入した備品は、指定管理者に帰属することとなる。しかしながら、事業継続に不可欠な重要性の高い備品については、指定期間満了とともに、引き上げられ、事業が実施できない事態を未然に回避する観点から、県に帰属させる規定が設けられているが、群馬の森、つつじが岡公園(花山部分を除く)では、削除されている。

また、この規程条文、「乙(指定管理者)が群馬県財務規則第210条第1項第1号に規定する備品を、第7条に規程する管理費用を充てて購入した場合、当該備品の所有権は甲(県)に帰属するものとする。」については、上段の文意を理解するのが難解な文章になっていると思われるので、文意が明確になるような条文改正が望まれる。

(改善策)

事業継続に重大な影響を与える備品が想定しにくい場合もありうるが、そもそもが未然のリスク回避の規定であり、削除することなく、基本協定書に規定しておくのが望ましい。

また、文意をわかりやすくするために、条文をより平易な文章に書き換えることが望ま

れる。

(8) 不可抗力による業務免除規定について (高崎城址地下駐車場)

不可抗力による業務の全部又は一部の免除条項が設けられていない。

(現状及び問題点)

不可抗力による業務の全部又は一部の免除と免除された場合の費用について定めた条項が設けられていない。

(改善策)

事前に、基本協定書に設けておくことが望ましい。

(9) 協定の改定条項について (高崎城址地下駐車場・新玉村ゴルフ場)

協定の改定についての条項が設けられていない。

(現状及び問題点)

事情の変更が生じたときに、協定の改定ができる旨の条項が設置されていない。

(改善策)

事前に、基本協定書に設けておくことが望ましい。

添付資料：群馬県・指定管理者・基本協定書比較

群馬県・指定管理者・基本協定書比較

項目	群馬へりポート		つつじが岡公園		群馬の森		新玉村ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
契約日		平成19年10月29日		平成18年3月31日		平成18年3月31日		平成18年3月14日		平成18年3月15日		平成18年3月30日
委託者(群馬県)		群馬県知事 大沢正明		群馬県知事 小寺弘之		群馬県知事 小寺弘之		群馬県企業管理者 関根宏一		群馬県企業管理者 関根宏一		群馬県教育委員会 教育長 内山征洋
受託者		日本空港コンサルタント・大成サービスマン株式会社 日本空港コンサルタント株式会社 代表取締役 松前真二 構成員 大成サービス株式会社 代表取締役 日比野宏明		財団法人 群馬県公園緑地協会 理事長 岩淵哲		グリーンクラフトマン 群馬県申園株式会社 代表取締役 山口建賢		金井興業株式会社 代表取締役 清水英樹		財団法人高崎市都市整備公社 理事長 松浦幸雄		財団法人群馬県スポーツ振興事業団 代表者 理事長 職務代行者 事務理事 上村一志
目的	1	へりポートを適正かつ円滑に管理運営するため、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	つつじが岡公園を適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める	1	群馬の森を適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める	1	群馬県ゴルフ場管理条例第2条の規定により、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	群馬県自動車駐車場条例第3条の規定により、業務を適正かつ円滑に管理運営するために基本事項を定める	1	総合スポーツセンターを適正かつ円滑に管理運営するため、基本事項を定める
信義誠実の原則	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認	2	信義誠実による履行の確認
指定管理者の責務	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務 ・受託者2社の連帯責任の確認	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務	3	公共性の理解・尊重	3	公共性の理解・尊重	3	・公共性の理解・尊重 ・重畳注意義務
対象施設	4	受託者が管理すべきへりポートの施設等は、別記1「管理物件」とおりとする	4	受託者が管理すべきつつじが岡公園の施設等は年度協定書で定める業務仕様書に基づきつづつとする	4	受託者が管理すべき群馬の森の施設等は年度協定書で定める業務仕様書に基づきつづつとする	4	受託者が管理すべきゴルフ場施設は以下 ・新玉村ゴルフ場 ・附属するすべての施設及び設備	4	高崎城址地下駐車場 附属するすべての施設及び設備	4	受託者が管理すべき総合スポーツセンターの施設等は、別記1「管理物件」とおりとする

項目	群馬ヘリポート		つつしが岡公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
指定期間	6	H19.4.1～H23.3.31 業務は「群馬ヘリポート」の設置及び管理に関する条例」第2条の3の規定に基づき以下の業務を実施する ・使用の届出、許可条件の変更に関する事項 5条 第1項 第4項	6	H18.4.1～H21.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する ・公園施設の実施に実施させる 5	6	H18.4.1～H21.3.31 群馬県は、「群馬県立公園条例」第3条の3の規定に基づき以下の業務を実施する ・公園施設の維持管理に関する業務、使用の受付及び業内に関する業務、利用の禁止又は制限に関する業務 5	5	H18.4.1～H23.3.31 -	5	H18.4.1～H23.3.31 -	6	H18.4.1～H23.3.31 群馬県は、「群馬県総合スポーツセンター」の設置目的及び管理に関する条例」第2条の3の規定に基づき以下の業務を受託者に実施させる 5条 第1項 第4項
利用料金	-	徴収および収納については条例による他群馬県財務規則及び別紙「群馬ヘリポート使用料徴収納付事務取扱要領」の定めるところによる	-	-	-	ゴルフ場の利用に係る料金はすべて受託者の収入とする ・利用料金は条例に規定する範囲内において予め群馬県の承認を得たうえで定めることとする ・変更についても同様である	6	-	-	-	-	-

項目	群馬ヘリポート		つつしが岡公園		群馬の森		新玉村ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
使用料の取納等	5条 第2項 第3項	・地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第18条に規定する使用料の取納等の事務を委託する ・使用料の徴収および取納については、条例による他群馬県財務規則及び別紙1「群馬ヘリポート使用料徴収取納事務取扱要領」の定めるところによる	—	—	—	—	6	地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第8条に規定する使用料の取納等の事務を委託する	5条 第2項 第3項	・地方自治法施行令第158条第1項の規定により、条例第18条に規定する使用料の取納等の事務を委託する	—	—
実施方法＝管理運営業務等	—	—	—	—	—	—	7	指定管理業務について、群馬県と高崎市が締結した協定書等に従い実施する	—	—	—	—
管理費用	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は81,068,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,660,381円)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は197,904,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は111,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	8	・指定期間中に支払う管理費用の総額は群馬県議会で議決された消費負担限度額を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	7	・指定期間中に支払う管理費用の総額は1,509,038,000円(うち消費税及び地方消費税の額71,858,953円)を上限とする ・各年度の管理費用は毎年度の予算の範囲内で年度協定に定める額とする	—	—
管理費用の変更	8	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	9	協議のうえ変更することができる	8	協議のうえ変更することができる	—	—
規程の適用関係	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する	—	—	—	—	9	規程間に齟齬がある場合は、基本協定、年度協定、募集要項及び事業計画の順に解釈が優先する

項目	群馬ヘリポート		つつしが回公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
区分経理	10	受託者は指定管理業務について他の口座とは區別して口座を管理し、受託にかかる業務とその他の業務の経理の区分を明確化する	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する	9	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する。他の事業となる場合には予めその負担割合については群馬県と協議しその承認を得なければならない	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する	10	受託者の受託にかかる業務とその他の業務の経理の区分を明確化する	10	受託者は、指定管理業務に係る収入・支出とその他の業務にかかるとを区分して整理する
文書等の管理および保存	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	10	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する	11	指定管理業務に関する文書等について群馬県文書管理規程に準じて管理および保存する
業務の引継	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する	11	業務が終了した場 合の引継ぎに 関しての定め ・業務の引継ぎに要する費用は受託者が負担する	11	業務が終了した場 合の引継ぎに 関しての定め ・業務の引継ぎに要する費用は受託者が負担する	12	業務が終了した場 合の引継ぎに 関しての定め ・業務の引継ぎに要する費用は受託者が負担する	26	指定期間の満了、指定の取り消しに際しての業務の引継ぎについての定め ・受託者は引継ぎに要する費用を負担する
施設及び備品の使用	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・管理費用充当購入の所有権は県	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認	12	受託者は受託者負担 ・受託者の故意、重過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・業務以外で使用する場合の事前許可	12	受託者は受託者負担 ・受託者の故意、重過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・業務以外で使用する場合の事前許可	13	受託者の無償使用の確認 ・受託者の故意、重過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・業務以外で使用する場合の事前許可	12	群馬県は受託者に無償で備品を貸与する ・受託者は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つこと ・受託者の故意、過失による毀損滅失時の賠償の確認 ・管理費用充当購入の所有権は県

項目	群馬ヘリポート	つつしが回公園	群馬の森	新五科ゴルフ場	高崎城址地下駐車場	群馬総合スポーツセンター
管理区分	条文 12条 第4項 内容 群馬県財務規則第210条に規定する備品を、管理費用を充てて購入した場合、備品の所有権は群馬県に帰属する	条文 — 内容 —	条文 — 内容 —	条文 13 内容 ・管理区分の確認(別紙) ・備品を修繕または取得した場合の所有区分の確認	条文 14 内容 ・管理区分の確認(別紙) ・備品を修繕または取得した場合の所有区分の確認	条文 12条 第4項 内容 群馬県財務規則第210条に規定する備品を、管理費用を充てて購入した場合、備品の所有権は群馬県に帰属する
緊急時の対応	条文 22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	条文 22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	条文 22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	条文 15 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	条文 15 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ	条文 22 内容 事故や災害等の緊急事態が発生した場合には、群馬県や関係機関に対して緊急事態の発生を通報しなければならぬ
事業計画等	条文 16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	条文 16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	条文 16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。記載事項に災害等非常時の体制がない。	条文 16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。	条文 16 内容 受託者は毎年度群馬県が指定する期日までに翌年度の事業計画書を提出し、承認を受けなければならない。	条文 16 内容 受託者は毎年度9月末までに翌年度に係る事業計画書を群馬県に提出し、承認を受けなければならない。記載事項の項目に災害等非常時の体制がない。
定期報告	条文 17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	条文 17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	条文 17 内容 受託者は月例報告書を毎月作成し、翌月の10日までに提出する。 ・指定管理業務の実施状況 ・重要または異例な事項	条文 17 内容 受託者は群馬県に対し以下の事項について報告するものとする ・利用状況 月報翌月5日まで ・収支状況 四半期ごと翌月20日まで	条文 17 内容 ・使用状況、収支状況についての報告の実施 使用状況 月報翌月10日まで 収支状況 四半期ごと翌月20日まで ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について	条文 17 内容 ・使用状況、収支状況についての報告の実施 使用状況 月報翌月10日まで 収支状況 四半期ごと翌月20日まで ・事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について
定期報告	条文 18 内容 事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・実施状況 ・利用状況 ・使用料の納入状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について	条文 18 内容 事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・自主事業の収支決算 ・管理経費の収支決算	条文 18 内容 事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・自主事業の収支決算 ・管理経費の収支決算	条文 17 内容 事業報告書は年度終了後60日以内に群馬県に提出する	条文 17 内容 事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について	条文 18 内容 事業報告書の提出と承認 年度終了後60日以内 ・業務の実施状況 ・利用状況 ・使用料の納入状況 ・指定が取り消された場合の事業報告書の提出について

項目	群馬ヘリポート	つつしが回公園	群馬の森	新五科ゴルフ場	高崎城址地下駐車場	群馬総合スポーツセンター
調査等	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 18 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 18 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について	条文 17条 2項 内容 ・業務内容の改善の指示または指導に ついて、その場合の 改善報告書の提出 について
リスク等の分担	19 想定されるリスク等の分担については、別記4f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する	19 想定されるリスク等の分担については、別記3f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する	19 想定されるリスク等の分担については、別記4f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する	19 想定されるリスク等の分担については、別記3f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する	19 想定されるリスク等の分担については、別記4f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する	19 想定されるリスク等の分担については、別記4f 指定管理業務の実施に係るリスク等の分担表)のとおりとする。疑義が生じた場合には協議によりリスクを分担する
指定の取り消し等	24 以下の場合における指定管理者の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・その他指定管理者として業務の継続が妥当でないときと判断したとき	24 以下の場合における指定管理者の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・その他指定管理者として業務の継続が妥当でないときと判断したとき	24 以下の場合における指定管理者の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・その他指定管理者として業務の継続が妥当でないときと判断したとき	19 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・業務継続のための資力社会的信用の欠如等指定管理者としてふさわしくないとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・関係法令、条例等に違反したとき ・指示または指導に見られないとき	19 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・業務継続のための資力社会的信用の欠如等指定管理者としてふさわしくないとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・関係法令、条例等に違反したとき ・指示または指導に見られないとき	24 以下の場合における指定管理者の取り消しまたは業務の停止の命令ができ、停止の確認 ・業務の実施に関し不正行為のあること ・虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだとき ・協定内容の不履行または協定に違反したとき ・その他指定管理者として業務の継続が妥当でないときと判断したとき

項目	群馬ヘリポート		つつしが岡公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
協定解除の申し出	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	20	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	20	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内	25	受託者からの契約の解除の申し出について ・解除をしようとする日から6か月以内
秘密の保持	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	—	—	—	—	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること	13	受託者は指定管理業務の実施に関し、知りえた情報を指定管理業務の実施以外の目的に使用してはならない。役員・使用者に対しては必要措置を講ずること
個人情報等の保護	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	21	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認	14	個人情報保護法、群馬県個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」の遵守と受託者の指定期間中の守秘義務の確認
情報公開	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	22	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する	15	群馬県情報公開条例の趣旨に則り情報公開規程等を整備し、情報公開について適切に対応する
重要事項の変更の届出	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	定款、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	定款、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	23	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る	29	寄附行為、事務所の所在地、代表の変更等重要事項を変更した場合には群馬県に届け出る
諸規則等の提出	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	24	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける	30	指定管理業務等の実施に必要な諸規則を整備し、群馬県に届ける

項目	群馬ヘリポート		つつじが岡公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
損害の賠償	28	受託者が本協定履行にあたり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償	28	受託者が本協定履行にあたり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	25	受託者および代理人・使用人・請負人の故意または過失による損害賠償の補償	28	受託者が本協定履行にあたり、その責めに備すべき事由により群馬県または第三者に損害を与えた場合の損害賠償の補償
権利義務の譲渡の禁止等	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	26	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止	21	権利義務の第三者への譲渡、承継の禁止
委託の禁止	20	予め群馬県の書面による承諾を受けた場合以外には指定管理業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。	20	受託者は受託業務の全部を第三者に委託し、または譲け負わせてはならない。一部を委託した場合の責任および費用は受託者が追う。	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	27	軽微な委託または予め群馬県の承認を得た場合以外の業務委託の禁止	20	受託業務の全部を第三者に委託し、または譲け負わせてはならない。一部を委託した場合の責任および費用は受託者が追う。
原状回復	27	指定期間満了時における原状回復の確認	27	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	28	指定期間満了時における原状回復の確認	27	指定期間満了時における原状回復の確認
管轄裁判所	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	29	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする	31	訴訟が定義された場合は群馬県を管轄する裁判所とする
疑義等の協議	33	疑義が生じた場合の協議について	33	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	30	疑義が生じた場合の協議について	33	疑義が生じた場合の協議について
不可抗力による業務の全部または一部の免除	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる	7	不可抗力などによりゴルフ場の運営業務の全部又は大部分が履行不能となった場合、協議のうえ委託者への納付金を変更することができる。	7	不可抗力などによりゴルフ場の運営業務の全部又は大部分が履行不能となった場合、協議のうえ委託者への納付金を変更することができる。	—	—	23	不可抗力により指定管理業務の全部または一部の実施が困難な場合には、協議のうえ、不可抗力により影響を受ける限度において受託者の義務を免除することができる

項目	群馬ヘリポート		つつしが回公園		群馬の森		新五科ゴルフ場		高崎城址地下駐車場		群馬総合スポーツセンター	
	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容	条文	内容
協定の改定	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。	—	—	—	—	32	指定管理業務に関し、前提条件や内容が変更したときは、協議のうえ基本協定を改定することができる。
企業局納付金	—	—	—	—	—	—	7	受託者はゴルフ場の設置者として必要な経費に充てるための納付金を群馬県に払わなければならない。納付金は年額203,700,000円とする。四半期ごとに支払う状況により協議のうえ変更できる。	—	—	—	—
企業局納付金の調整	—	—	—	—	—	—	8	受託者のゴルフ場に係る経常利益(税引前)から、45%を控除した額が、ゴルフ場の5%に相当する額を超えた場合には、超えた額の70%を企業局納付金として第4四半期分に加算するものとする。	—	—	—	—
河川管理	—	—	—	—	—	—	14	ゴルフ場は河川敷にあることに鑑み、安全に十分配慮する。修繕の必要が発生した場合には群馬県と協議する。	—	—	—	—

9. その他の指定管理者制度対象施設（往査6施設以外）について

[生活文化部 人権男女共同参画課] 関係

(1) 群馬県女性会館（指定管理者；(財)群馬県女性会館）

施設の概要

所管課	人権男女共同参画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県女性会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

女性団体活動を振興し、女性の教養を高め、もって県民の生活文化の向上を図るとともに男女共同参画の実現に寄与するため。

施設の概要

設置年月日	昭和40年3月
建物規模(延べ床面積、階)	3,452.833㎡ 鉄筋コンクリート地上3階、地下1階
建設費(単位:千円)	169,000千円(うち9千万円強は女性団体からの寄付)
敷地面積(所有者)	1,226.129㎡(群馬県)、1,534.302㎡(前橋市)
備考(大規模改修等)	昭和58年改修工事实施(変電施設及びボイラー設備交換改修、各部屋及びトイレ改装、各種内装設備更新、身障者用向トイレ増設など:310,370千円)

(指定管理費用；平成20年度契約額 38,380 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

群馬県女性会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は女性問題に関して専門性が必要であり、秘密性が高いからとのことである。しかしながら、対象となっている事業は女性相談支援室の業務であり、会館全体の業務からすると小規模であり、さらに専門相談については、支援事業実施基準において弁護士や特定非営利活動法人被害者支援ネット「すてっぷぐんま」に委託して実施するとなっており、非公募理由としている高度の専門性や秘密性が要求されているようには思われない。また、施設管理と女性問題に関するソフト面は分離して指定管理者を選定することも考えられるため、非公募により指定管理者を選定することについては疑問である。

(改善策)

公募による指定管理者選定の可能性を十分に検討することが望まれる。

アンケート等の有効活用について

アンケート箱を設置してアンケートを実施しているが、回収状況や回収後の利用状況を見る限り有効活用しているとは思われないので、アンケートを充実させて有効活用できるように検討されたい。

(現状及び問題点)

アンケートについて、ロビーにアンケート箱を設置して回収しているが、年間の回収は数件程度である。指定管理者から提出されている事業報告書にはアンケートに対する対応等についての記載もない。

(改善策)

施設の利便性向上のためにアンケートなどを充実させて有効活用することが望まれる。

指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について

建物の耐震強度不足の関係で、会館が閉鎖されることが決まっており、現指定管理者の退任も決まっている。残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。

(現状及び問題点)

建物の耐震強度不足の問題もあり、平成 18 年からの指定管理期間は平成 21 年 3 月で終了する。それまで、指定管理者の指定管理期間は残余期間が 5 カ月ほどある(平成 20 年 10 月末ヒアリング時点)が、その間、消耗品の買い控え等管理運営の質の低下が生じないよう留意する必要がある。

(改善策)

指定管理者の残任期間のモラルの低下に留意する必要がある。

[生活文化部 文化振興課] 関係

(1) 群馬県民会館 (指定管理者 ; (財) 群馬県教育文化事業団)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県民会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の福祉の向上と文化の発展に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和46年10月29日
建物規模(延べ床面積、階)	延べ床面積13,503㎡ 地下1階地上5階建
建設費(単位:千円)	1,844,845千円
敷地面積(所有者)	19,949.09㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	平成11年11月～12年10月 地下室主要設備改修工事、舞台設備改修工事、外壁防水劣化に伴う防水工事ほか(2,083,980千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 133,684 千円)

意見

レストランとの一体化について

売店及びレストランは、ホールの有効利用の観点からは、重要な構成要素であり、一体管理とすることが望ましい。

(現状及び問題点)

現在、売店とレストランは、県が他の業者に直接委託契約しているため、指定管理者が関与できない構造になっている。しかし、レストラン等は、県民会館の運営方針とも関連する業務であり、県はレストランも含めて指定管理者に管理運営させることが望ましい。

(改善策)

レストラン等の管理運営についても考慮した上で、指定管理者を選定するのが望ましい。

自主事業に係る収支計画の未作成について

自主事業は、指定管理者の管理する事業であるにもかかわらず、自主事業の収支計画が作成されていない。

(現状及び問題点)

指定管理業務の一つである自主事業についての収支計画が作成されていない。したがって、計画書上の収支計画は、指定管理業務についての収支計画としては、不十分なものになっている。計画・目標に対する実績報告書である年度報告書においては、自主事業に係る収支が計上されており、報告書の様式を、目標・実績対比様式に改定する等して、計画目標・管理意識の一層の徹底が必要である。

(改善策)

自主事業に係る収支計画も必ず作成させるべきである。目標管理意識の徹底をはかるためにも、事業報告書等の実績報告書は、目標と対比する形式での様式に改訂することが必要である。

管理費用の監査的管理について

利用料金に不足する金額を見積もり管理費用として採用しているが、この管理費用の金額の妥当性は、収支の正確性が前提となるので、監査的な管理が重要である。

(現状及び問題点)

群馬県民会館は利用料金制を採用し、利用料金で不足する額 133 百万円が管理運営費として支出されている。不足分 133 百万円が妥当であるかどうかを確認するためには、収入支出の適正性が前提になる。したがって、監査的観点を強化して、収入支出の適正性についての管理を強化することが必要である。

(改善策)

管理費用の額の妥当性を担保するために、監査的観点強化による収支チェックが望まれる。

(2) 群馬県みかぼみらい館(指定管理者;(財)藤岡市文化振興事業団)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県みかぼみらい館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の文化及び学習活動を援助し、もって豊かな県民文化の創造と発展に寄与するため、群馬県みかぼみらい館を藤岡市に設置。

施設の概要

設置年月日	平成7年2月10日(条例施行日及び開館日)
建物規模(延べ床面積、階)	9,531平方メートル、地下1階地上4階
建設費(単位:千円)	5,966,790千円
敷地面積(所有者)	35,000平方メートル(藤岡市から無償貸与)
備考(大規模改修等)	平成20年1月29日～3月31日、大小ホール・ギャラリー/舞台リヤーン・電気ケーブル等交換工事(工事総額:5,523万円)

(指定管理費用;利用料金制採用)

意見

施設のあり方について

設置目的;多野藤岡地域の文化育成及び文化芸術振興、及び、非公募で指定管理者として(財)藤岡市文化振興事業団を選定する事情からも、県の施設として所有するよりも、藤岡市等に移管することが望ましい。

(現状及び問題点)

- ・非公募で(財)藤岡市文化振興事業団が指定管理者になっている理由は、本施設の目的が、多野藤岡地域の文化育成及び文化芸術振興にあることから、それを担うのは(財)藤岡市文化振興事業団が最良であるということにある。
- ・本施設の建物は県の所有であるものの、敷地は藤岡市の所有である。また、運営費の状況(平成19年度)を見ても、利用料金収入24百万円と藤岡市の負担132百万円となっている。

上記の実態からも、本施設が、県内の特定地域の文化振興のためのホールとしての要素を強く持っており、本来、県民全体の負担で建設、維持すべきものであったのか、藤岡多野広域圏で建設すべきものだったのではないのか、疑問である。

今後も、従来通りの目的での運営が予想されることから、その運営コストの一部でも、県民全体で負担するのは望ましくなく、藤岡・多野広域圏の施設として、管理運営するの

が望ましいと思われる。

(改善策)

本施設は、平成21年4月からの藤岡市への移管が決定したが、もっと、早い段階での移管があってもよかったのではないかと考える。

(3) 群馬県立自然史博物館附帯ホール(かぶら文化ホール)(指定管理者;富岡市)

施設の概要

所管課	文化振興課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

地方自治法第244条の第11項

施設の設置目的

自然の生い立ちや郷土の豊かな自然環境に関する県民の理解を深め、併せて県民の文化活動を援助し
もって教育及び文化の発展に寄与する。

施設の概要

設置年月日	平成8年10月22日
建物規模(延べ床面積、階)	延べ床面積3281.88㎡ 地上2階地下1階 プロセニウム型 自然史博物館全体延べ床面積12,122.38㎡
建設費(単位:千円)	自然史博物館(10,509,920)に含まれる
敷地面積(所有者)	自然史博物館と同じ 18,120.8㎡
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 17,186 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

指定管理者を非公募で選定した理由に疑問がある。現在の指定管理業務を前提とするので

あれば、今回は公募実施すべきである。

(現状及び問題点)

本施設の非公募理由は、「富岡市が管理するもみじ平総合公園内に存在し、公園施設との一体的運営が不可欠であるため。」となっているが、基本協定書における管理運営業務等は、施設・ハードの維持・保守業務としての管理業務がほとんどであり、特に、富岡市の公園との一体感を必要とする事業を管理している状況にないと思われる。また、同様に本ホールの母体施設である博物館は直営のままであるから、附帯の本ホールだけを取

り上げて、富岡市に一体管理という主張にも違和感がある。このような実態からは、指定管理者が富岡市でなくても、民間の所謂、施設管理会社であっても、管理可能な業務であり、同様の指定管理業務が予定されるのであれば、次回は公募を実施すべきであると思われる。

(改善策)

指定管理者選定時において、現在と同様の指定管理業務が予定されるのであれば、次回は公募を実施すべきであると思われる。

区分経理（共通費の配分）について

自然史博物館（県直営）との共通費の区分経理に問題がある。

(現状及び問題点)

本施設は群馬県自然史博物館と出入口を共有する等、一体化している。管理経費についても、両者の区分ができていない状況にあり、基本協定書で規定している区分経理ができていない。たとえば、水道光熱費については、かぶら文化ホールと自然史博物館で、熱源機器が同一であるため、両施設間で区分ができない状況にあるとしてかぶら文化ホールには計上されず、自然史博物館に全額計上されている等、区分不能な経費はすべて博物館の負担となっている。

(改善策)

自然史博物館との区分を明確にして、合理的な配賦基準のもとに指定管理者制度対象施設の区分経理がなされ、そのうえで適正な管理費用が算定されなければならない。

施設のあり方について

現状の使用実態を前提にするのであれば、富岡市への適正な価額での移管も視野に入れ検討すべきである。

(現状及び問題点)

本施設の設置目的は、文化ホールとしての機能である。平成 19 年度の用途別利用状況(人数)は、発表会(26%)、演劇(18%)、クラシック(14%)、映画(6%)、式典(6%)、歌謡(5%)が大きな構成比を占めている状況にある。また、利用者の地域別の割合は、友の会の会員数で見ると、富岡市(58%)、甘楽郡(13.3%)、安中市(19%)となっている。平成 19 年度現在の維持費用の負担関係は、県負担が 17 百万円、富岡市負担が、11 百万円となっているが、一部地域の文化ホールとしての利用度が高い状況であり県民全体の負担で本施設を維持していくべきものか検討の余地があると思われる。

(改善策)

適正な価額での富岡市への移管も視野にいれて、今後のあり方を検討すべきである。

市所有施設との一体管理について

将来的には、隣接敷地内にある「もみじ平総合公園」と「群馬県立自然史博物館」、
「かぶら文化ホール」を一体の複合施設として運営した方が望ましいと思われる。

（現状及び問題点）

施設は富岡市の「もみじ平総合公園」と県直営の「群馬県立自然史博物館」、富岡市が指定管理者となっている「かぶら文化ホール」を全体として一つの複合施設として捉えた運営が有効と考えられる。現在は、これらは設置条例や設置目的が異なるので一体として扱うことは困難とのことであるが、条例等の改正も視野に入れて検討の余地があるのではないかとと思われる。博物館の運営には特別のノウハウが必要ではあるが、そのようなソフトの部分は全体最適の中で専門家に委ねるとして場所（ロケーション）や相乗効果を考え、一体のものとして運営管理するのが有効であると思われる。 の意見は、そのような前提で、段階的に、まず、かぶら文化ホールから、富岡市への移管を検討してはとする案である。

（改善策）

将来的には、「もみじ平総合公園」「群馬県立自然史博物館」、「かぶら文化ホール」を全体として一つの複合施設として捉えた運営が有効と考えられる。

[健康福祉部 健康福祉課]関係

(1) 群馬県社会福祉総合センター(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団・
群馬県ビルメンテナンス協同組合)

施設の概要

所管課	健康福祉課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

社会福祉施策の総合的な推進を図り、県民が心豊かで健やかに暮らせる福祉社会の実現に寄与するための拠点となる施設として設置。

施設の概要

設置年月日	平成10年2月1日
建物規模(延べ床面積、階)	14,655.856m ² (地上9階、地下2階)
建設費(単位:千円)	約9,700,000千円
敷地面積(所有者)	7,237.082m ² (群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 107,554 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

顧客満足度については、ホールに来場した人にサンプルにてアンケートを実施しているとのことであるが、事業報告書にはその結果は記載されていない。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

(2) 群馬県福祉マンパワーセンター(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉協議会)

施設の概要

所管課	健康福祉課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県福祉マンパワーセンターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

社会福祉に関する人材の養成、確保及び資質の向上を図り、並びに社会福祉に関する調査研究及び啓発活動に取り組むことにより、社会福祉の発展に寄与し、あわせて福祉に関する県民の理解を深めることを目的に設置した施設である。

施設の概要

設置年月日	平成10年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	822.95㎡・県社会福祉総合センター6階
建設費(単位:千円)	9,662,784千円(社会福祉総合センター建設費)
敷地面積(所有者)	7237.08㎡(社会福祉総合センター敷地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 61,310 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、重要指標である利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在は、目標利用者数が設定されていないので実績との比較ができていない。インターネットでの利用も可能であり、こちらの方は全国規模のものであるため群馬県の利用者数が把握できないので目標管理は不明とのことである。しかしながら、窓口利用者の目標設定だけであっても、目標管理による施設の稼働率向上を図ることが望まれる。

(改善策)

重要な管理指標である目標利用者数を設定し、その達成に向けての目標管理を実施し、利用者数の増加を図るべきである。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを実施しているとのことであるが、平成19年度の事業報告書には記載

されていない。

（改善策）

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

[健康福祉部 障害政策課]関係

(1) 群馬県立点字図書館(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団、(社)群馬県
視覚障害者福祉協会)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法第28条第1項、群馬県立点字図書館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与することを目的とし、次の業務を行う。
点字図書・視覚障害者用録音物(音訳図書)の製作・収集及び視覚障害者への貸出、点訳・音訳奉
仕員の養成、点字図書・視覚障害者用録音物の普及・奨励及び相談

施設の概要

設置年月日	昭和48年9月1日
建物規模(延べ床面積、階)	312.98㎡、群馬県社会福祉総合センター内(3階)
建設費(単位:千円)	群馬県社会福祉総合センター内の施設のため、施設単体での建設費は不明。
敷地面積(所有者)	入居施設のため敷地面積はなし。
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 45,507千円)

意見

利用者数目標の設定について

提示された利用者数目標と実績の対比表において、平成17年度以降、毎年設定されている目標利用者数が前年度実績を大幅に下回るように設定されている状況が、示されていたが、報告数値に間違いがあることが判明した。目標管理は、指定管理者に対する管理方法として極めて重要な管理方法であるが、基礎的な部分での過誤であり、目標管理意識の浸透が必要である。県民サービス・満足度向上の重要指標のひとつである利用者数目標の、適切な設定と管理の充実が望まれる。

(現状及び問題点)

利用者数の状況と目標利用者数の状況を確認したところ、平成17年度の利用者数が4,473人であったのに、平成18年度の目標利用者数が3,400人となっており、平成18年度の利用者数が4,513人であったのに、平成19年度の目標利用者数が3,600人と設定されていた。

後日調査の結果、目標利用者数に誤った数値が記載されたまま報告されていたことが判明した。目標利用者数は経営管理上最もわかりやすく、行動に直結しやすい日頃から意識すべき最も基本的な数値の目標の一つであるだけに、目標管理意識が不足していたと言わ

ざるを得ない。指定管理者は目標設定にあたっては、利用者数の増加が県民サービス・満足度の向上の重要指標であると認識したうえで、持続可能で、意欲的な数値を設定すべきであり、県は目標管理意識を持ち、目標達成に向けて指定管理者を指導すべきである。

(改善策)

県民サービス・満足度向上の重要指標のひとつである利用者数目標の、適切な設定と管理の充実が望まれる。

アンケート等の実施状況について

アンケートを実施していないが、施設に対する要望等を入手するためにアンケート等を実施していくことが望まれる。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業報告書を見たところ、アンケートに関する事項の記載がない。利用者から見た施設の利便性について情報を入手する手段としてはアンケートの実施は有効と考えられるが、これを実施していないことは疑問である。

(改善策)

施設の利便性向上につなげるため、アンケートなど利用者からの要望等を入手する手段を設けることが望まれる。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが必要である。

(現状及び問題点)

県の当該施設に対する管理運営コストの状況を確認したところ、指定管理制度導入前の平成 15 年度から平成 17 年度にかけて管理費用は 41,346 千円にまで減少しているが、指定管理制度になった平成 18 年度以降は管理費用(指定管理料)の金額が 43,795 千円に増加している。これはそれまで県職員で対応していた業務について、県職員の引き上げにより平成 17 年度は一時的に嘱託職員で対応したため人件費が減少し、結果的に 18 年度の費用の方が高くなったためとのことであるが、指定管理制度の導入目的の一つが、費用の削減であることを考えれば、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが必要である。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民

サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが必要である。

(2) 群馬県立ふれあいスポーツプラザ (指定管理者 ; (社福) 群馬県社会福祉事業団)
施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

障害者及び高齢者のスポーツ及びレクリエーション活動の振興、社会参加の促進

施設の概要

設置年月日	平成3年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	4,241㎡、2階
建設費(単位:千円)	2,042,550
敷地面積(所有者)	46,412㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	16年度 プール改修工事8,400千円、芝生改修工事3,570千円、18年度 陸上競技場補修工事5,670千円、19年度 体育室照明設備工事4667千円、冷温水器等工事33,606千円

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 126,571 千円)

意見

利用者数目標の設定について

利用者数目標が設定されていない。住民・利用者満足度測定的面からも重要な指標である、利用者数目標を設定し、目標達成に向け管理して行くことが必要である。

(現状及び問題点)

現在、利用者数目標は定められていない。利用者数目標は、施設に対する住民・利用者満足度を測るための重要指標の一つであり、わかりやすい数値目標であることから、経営管理上も導入しやすく有効な数値目標である。本施設では、利用者数実績も把握可能な管理状況にあることから、早急な利用者数目標の導入が可能であると思われる。

(改善策)

早急に利用者数目標を設定し、目標管理を徹底し利用者数の増加を促進する必要がある。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを、年に2回、1月と7月に主催事業が終了したときに実施しているということであるが、平成19年度の事業報告書には記載されていない。アンケート結果は、利用者の満足度等を図る上で重要な資料であるから、県にも報告され、分析、評価等に有効に利用されることが望まれる。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

(3) 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

(指定管理者;(社福)群馬県社会福祉事業団)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

身体障害者福祉法第28条第1項、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とし、次の業務を行う。
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、聴覚障害者用録画物の製作・収集及び貸出、聴覚障害者用情報機器の貸出、聴覚障害者からの相談対応

施設の概要

設置年月日	平成10年2月1日
建物規模(延べ床面積、階)	425.39㎡、群馬県社会福祉総合センター内(3階)
建設費(単位:千円)	群馬県社会福祉総合センター内の施設のため、施設単体での建設費は不明。
敷地面積(所有者)	入居施設のため敷地面積はなし。
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 44,148 千円)

意見

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方法がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 42,890 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用(指定管理料)が 44,148 千円となっている。

これは平成 17 年度は、正規職員の休業により一時的に嘱託・臨時職員で対応したため人件費が減少し、結果的に平成 18 年度管理費用の方が高くなったためとのことであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが必要である。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが必要である。

(4) 群馬県立ゆうあいピック記念温水プール

(指定管理者 ; (社福) 群馬県社会福祉事業団)

施設の概要

所管課	障害政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

障害者及び高齢者のスポーツ及びレクリエーション活動の振興、社会参加の推進

施設の概要

設置年月日	平成9年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	1,692㎡
建設費(単位:千円)	753,967
敷地面積(所有者)	9,972㎡(渋川市、渋川広域市町村圏振興整備組合)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 57,845 千円)

意見

収支計算書の表示について

事業報告書の収支計算書上、他会計からの繰入金収入が計上されているが、収支差額の不足である旨が明確になるように表示を工夫する必要がある。

(現状及び問題点)

事業報告書の平成 19 年度資金収支決算内訳表に、「公益事業会計繰入金収入」11,695 千円が計上されている。「他の会計区分からの補填金収入」もしくは「他の会計区分からの一時的な借入金収入」であろうと思われる。区分経理における収支差額を、民間の指定管理業者との比較可能性の確保の観点からも、当該経理区分における資金収支の余剰金もしくは欠損金として明確に表示する必要があり、注記等も利用してその旨をより明確に表示すべきである。

(改善策)

収支計算書上、「他会計からの繰入金収入」が収支差額の不足 = 欠損である旨が明確になるように表示を工夫する必要がある。

多額の欠損について

予算規模に比して、人件費の増大による多額の欠損が生じている。

(現状及び問題点)

平成 19 年度に約 11 百万の欠損金が発生しているが、この理由は計画に比して人件費がほぼ同額増加したことに起因している。予算支出規模 58 百万円弱の中で、11 百万円もの、固定支出である人件費予算と実績の乖離が生じたわけであり、予算管理の甘さあるいは予算設定の杜撰さが指摘される。

(改善策)

指定管理者の予算管理面での指導を徹底願いたい。

アンケート等の有効活用について

利用者アンケートの結果が、事業報告書で報告されていない。

(現状及び問題点)

利用者アンケートを、年に 2 回、1 月と 7 月に主催事業が終了したときに実施しているということであるが、平成 19 年度の事業報告書には記載されていない。アンケート結果は、利用者の満足度等を図る上で重要な資料であるから、県にも報告され、分析、評価等に有効に利用されることが望まれる。

(改善策)

利用者からのアンケート結果は、満足度等を図る重要な資料であり報告書に記載され、有効活用されることが望まれる。

[環境森林部 自然環境課]関係

(1) つつじが岡公園(花山部分)(指定管理者;館林市)

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法第2条第1項第2号
群馬県立公園条例

施設の設置目的

県民の公共の福祉の増進と観光振興、樹齢800年を超えるヤマツツジの巨樹をはじめとする古木群の保護増殖。

施設の概要

設置年月日	大正12年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	93.56m ² (木造平屋)
建設費(単位:千円)	44,345
敷地面積(所有者)	12.6ha(公園面積。所有者:群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 46,950 千円)

意見

公園としての一体管理について

県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討すべきである。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園は県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。

つつじが岡公園(花山部分を除く)...県土整備部(都市計画課)

つつじが岡公園(花山部分)...環境森林部(自然環境課)

群馬県水産学習館...農政部(蚕糸園芸課)

県は、これら3施設についてそれぞれ管理者の選定作業や月例報告、事業報告等の管理作業を行っており非効率である。管理部局の別により施設管理も別に行うというのはいわゆる縦割り管理の弊害といわざるを得ない。むしろ、つつじが岡公園を一体として運営することが指定管理者の管理においてまた、公園自体の維持管理や整備の点からも有効であると思われる。

(改善策)

つつじが岡公園一体としての一元的な管理・整備の方法を検討すべきである。このことについては、「つつじが岡公園（花山部分を除く）」に対する意見として既に述べているので、参照されたい。

（２）群馬県クレー射撃場（指定管理者；日本装弾（株））

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県クレー射撃場の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

クレー射撃を通じて、県民の健全な心身の発達並びに狩猟者の銃器の正しい取扱い技術の習得及び射撃技術の向上を図る

施設の概要

設置年月日	昭和47年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	1,408.29㎡
建設費(単位:千円)	88,710千円
敷地面積(所有者)	47,252㎡
備考(大規模改修等)	昭和57年管理棟新築

（指定管理費用；平成20年度契約額 3,290 千円）

意見

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

基本協定書では指定管理者の経営状況に関する資料の提出を求めているが、指定管理業務を指定管理者が安定的に運営できるか、業務継続能力を継続的にモニタリングするためには指定管理者の経営状況等を把握する資料（決算書等）を、指定管理者選定時以外にも、定期的に入手しチェックすることが必要である。

（現状及び問題点）

基本協定書で定期報告を求めているのは指定管理事業についてのみであり、指定管理者の経営状況等に関する資料（決算書等）の提出を求めている。指定管理者制度においては、指定管理者が安定的に指定管理業務を遂行できるかどうかは重要な評価ポイントであると考えられる。指定管理者が指定管理事業以外の事業を行っている場合に、指定管理者の事業継続能力を確認するには指定管理者団体全体の決算書等、指定管理者そのものを知ることのできる資料を指定期間中にも定期的に確認する必要がある。

したがって、指定管理者選定後においても、指定管理者の経営状況等について継続的にモニタリングする手続を実施すべきものとする。

(改善策)

定期報告の一環として指定管理者の経営状況を把握するための書類(決算書等)の提出を求めることとし、それに基づいて指定管理者の業務遂行の安定性等を検証することが必要である。

指定管理者交代に伴うモラル低下の防止について

指定管理者の残任期間中のモラルハザードに留意する必要がある。

(現状及び問題点)

平成18年からの指定管理期間は平成21年3月で終了となるが、現在の指定管理者は次の選定には辞退を表明している。現在の指定管理期間には残余期間が5ヶ月ほどある(平成20年10月末ヒアリング時点)が、その間例えば消耗品の買い控え等管理運営の質の低下が生じないように留意する必要がある。

(改善策)

指定管理者の残任期間のモラルの低下に留意して管理する必要がある。

施設のあり方について

民間施設の利用により設置目的の達成は可能と考えられ、県がクレー射撃場を所有する意味合いは薄いと考えられる。

(現状及び問題点)

クレー射撃は原則として有資格者でないと行えない競技であり、射撃場の利用者は限定的(平成19年度年間利用者数累計6,693人、うち県内4,279人)である。また、安中市に隣接する富岡市に民間のクレー射撃場もあり、この施設を利用することで、施設の設置目的が達成できるのであれば、県有の施設を所有する意味は薄いのではないかとと思われる。施設を存続させるとしても受益者負担を増加させて良いのではないかと考える。

(改善策)

クレー射撃場を所有することの意義を含めて、そのあり方について検討する必要がある。

(3) 群馬県野鳥の森施設(指定管理者;安中市)

施設の概要

所管課	自然環境課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の自然に関する知識及び教養の向上を図るとともに、県民の保健及び休養に資する

施設の概要

設置年月日	昭和48年6月(鳥獣資料館は昭和51年設置)
建物規模(延べ床面積、階)	871.48㎡
建設費(単位:千円)	115,454
敷地面積(所有者)	13,296㎡(国:群馬森林管理所)
備考(大規模改修等)	平成8年3月展望台改築(27,748千円)

(指定管理費用;平成20年度契約額 6,570 千円)

意見

指定管理者選定理由について

指定管理者の選定理由に疑問がある。

(現状及び問題点)

野鳥の森施設は公募により安中市が指定管理者になっているが、その理由は公園の運営のノウハウがあるからということになっている。しかし、県は国から施設設置場所及び道路の土地のみを借り上げ、その部分の施設の管理を委託しているに過ぎない。森林は国の所有であり国が管理している。公園の維持管理に特に専門的なノウハウは必要ないと思われる、そのことを選定理由とすることの合理性は乏しいと思われる。

(改善策)

指定管理者の選定理由が合理的かつ理解されやすい内容で説明できるようにする必要がある。

施設のあり方について

国有地の一部を県が借り上げ、本施設が設置されている形態及び利用者が少数である現状を鑑み、施設のあり方そのものを検討する余地があると思われる。

(現状及び問題点)

本県の森林公園のほとんどは県有地に設置されているが、本施設については、敷地の所有者は、国（群馬森林管理署）であり、県はそのうちの一部である施設設置場所と域内の道路を借り上げた上で管理している状況にある。また、利用者数も年間9,167人（平成19年度実績）と他の類似施設比べて少ないことから、現状のような形態で、6,570千円（平成19年実績）の負担を続けて、施設を設置していることの意味があるかどうかについて検討する余地があると思われる。

（参考）類似施設の状況（平成19年実績）

施設名	利用者数(人)	敷地の状況
野鳥の森施設	9,167	県有地なし 100%国有地
伊香保森林公園	99,672	県有地 100%
赤城森林公園・ふれあいの森	336,397	県有地 100%
さくらの里	116,225	県有地 60%
桜山森林公園	102,159	県有地なし 100%藤岡市
みかほ森林公園	5,893	県有地 100%
21世紀の森	51,005	県有地 60%

（改善策）

主要施設である鳥獣資料館（昭和49年）ビクターセンター（昭和55年）の老朽化が進んでいることもあり、現状の形態で施設を維持するかどうか検討の余地がある。

[環境森林部 緑化推進課]関係

(1) 伊香保森林公園(指定管理者; 渋川市)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	昭和54年5月18日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て73m ²)
建設費(単位:千円)	179,000千円
敷地面積(所有者)	224ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成20年度契約額 3,610千円)

意見

非公募理由の妥当性について

指定管理者制度の導入当初に非公募により指定管理者を選定している。また平成21年度の2度目の選定でも非公募としているが、公募による指定管理者選定の可能性を十分に検討されたい。

(現状及び問題点)

平成18年度より指定管理者制度が導入され、渋川市の管理する公園と一体管理が合理的であるとの理由から非公募とされてきたが、2回目の指定期間となる平成21年度からについても非公募である。業務の内容は森林の整備や大規模修繕の県への報告といったものであり、非公募とする理由が乏しく民間でも十分対応が可能であると思われる。

一体管理を非公募理由としているにもかかわらず、本公園のパンフレット等では渋川市の管理する上ノ山公園部分についても一体となっているような案内が十分にされているといは言いがたく、改善が必要である。

また、一体管理の相手方である上ノ山公園を管理する渋川市が民間等の指定管理者を選定する可能性も全くないとは言えず、その場合には一体管理の前提が崩れることになりかねない。一方で、県はこのようリスクについても、渋川市と日頃から十分な意見交換をしていくことが必要である。

(改善策)

指定管理者を公募により選定することの可能性を十分に検討されることが望まれる。

アンケート等の有効活用について

利用者満足度調査のために雑記帳を設置しているが、記載内容を十分に検討されていない、また事業報告書により県に報告もなされていない。

(現状及び問題点)

利用者の満足度、要望調査については雑記帳を設置しているが、内容は十分には検討がされていない。県への事業報告書にも内容についての記載はない。

(改善策)

施設の利用向上、満足度向上のためにも実施したアンケート等の内容を十分に検討し、アンケート結果に対する指定管理者の対応状況を事業報告書に記載させるなど県もその状況を把握することが望まれる。

(2) 赤城森林公園、赤城ふれあいの森(指定管理者;群馬県森林組合連合会)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	赤城森林公園:昭和58年4月1日 赤城ふれあいの森:平成元年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	あかぎ木の家(木造2階612㎡)
建設費(単位:千円)	924,875千円 (赤城森林:169,653千円 赤城ふれあいの森:755,222千円)
敷地面積(所有者)	443ha(赤城森林公園:367ha 赤城ふれあいの森:76ha(群馬県))
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 16,128 千円)

意見

統一的な愛称の検討について

赤城森林公園・赤城ふれあいの森は、隣接地域にあり、地理的にも一体化しており、設置条例も、指定管理者の選定も、一本になっている。このよう実態に合わせて、二つの別々の施設であるかのような印象を与える名称を一本化する等の工夫が望まれる。

(現状及び問題点)

赤城森林公園(367ha)・赤城ふれあいの森(76ha)合計443haは、隣接一体化しており、イメージ的には「赤城森林公園」の中に、「(赤城)ふれあいの森」があるといった方が、実態を表していると思われる。現在の名称の使い方では、個々別々の施設が異なる場所にあるような印象も与えかねない、名称が長過ぎる等のデメリットは感じるが、メリットはあまり感じられない。

(改善策)

実態に合わせて、統一的な愛称を検討し、県民によりわかりやすくすることが望まれる。

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

(3) さくらの里 (指定管理者 ; (社) 群馬県林業公社)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	昭和58年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	さくらの里センター(木造平屋建て160m ²)
建設費(単位:千円)	357,321千円
敷地面積(所有者)	4.7ha(群馬県:2.9ha 借地:1.8ha)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 9,967 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。

(現状及び問題点)

指定管理者が実施すべき業務として、「利用者の意見・要望等の調査」があるが、アンケートが実施されているものの、その内容についての結果報告が、事業報告書に記載されていない。

(改善策)

アンケート等を実施するだけでなく、その内容を報告書に記載して報告することが必要である。事業報告書の報告様式の改訂(記載欄の設置)も含めて検討することが望ましい。

(4) 桜山森林公園(指定管理者; 藤岡市)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成2年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て101m ²)
建設費(単位:千円)	446,000千円
敷地面積(所有者)	15ha(借地:藤岡市)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 3,663 千円)

指摘事項

区分経理が適切に行われていないことについて

県有施設と市有施設の両方を藤岡市が維持管理しているが、事業報告書に記載されている収支報告は県有施設、市有施設両方で要した収支となっており、基本協定書で区分経理を要求していることに対して違反している。

(現状及び問題点)

桜山森林公園は県有施設と藤岡市の施設が並存しており、県有施設については藤岡市が指定管理者として管理し、市の施設は市が直接管理している。指定管理者に関する基本協定書第10条では指定管理業務に係る収入と支出は他の業務と区分して経理することとなっているが、事業報告書に記載されている収支は桜山公園全体(県有施設及び市有施設)の維持管理に関する収支であり、県有施設に係る収支として区分経理されたものが記載されておらず基本協定に反している。

(改善策)

基本協定書に従って県有施設に係る収支を適切に区分経理すべきである。

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等を実施することが望まれる。

施設のあり方について

桜山森林公園は藤岡市所有の土地に県が施設を整備して藤岡市を指定管理者として維持管理しているが、藤岡市の施設として維持管理するほうが合理的であると考えられる。

(現状及び問題点)

公園の敷地は藤岡市の所有地であり、県は市より当該敷地を借受けて施設を整備し、藤岡市に指定管理を委託している。指定管理者の選定は非公募であるが、その理由は藤岡市の管理する公園と一体管理することが合理的であるとのことである。しかしながら、そもそも藤岡市の所有地にある施設であることを考えると、桜山森林公園は県の施設として管理するよりも、藤岡市に施設を譲渡し藤岡市が管理するほうが合理的であると思われる。

また、指摘事項にもあるとおり、収支報告も指定管理事業と市の固有事業部分を区分けせずに報告しているが、このことは、藤岡市側が本公園の全体を管理し、県からの助成をもって運営しているという意識に根ざしたものとも考えられる。

(改善策)

桜山森林公園を県有施設として維持することのあり方を見直し、施設を藤岡市に譲渡する方向を模索することが望まれる。

(5) みかぼ森林公園(指定管理者;(社)群馬県林業公社)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成3年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て78m ²)
建設費(単位:千円)	88,000千円
敷地面積(所有者)	255ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 5,894 千円)

意見

アンケート等の有効活用について

施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等が実施されているが、事業報告書に報告記載されていない。

(現状及び問題点)

指定管理者が実施すべき業務として、「利用者の意見・要望等の調査」があるが、アンケートが実施されているものの、その内容についての結果報告が、事業報告書に記載されていない。

(改善策)

アンケート等を実施するだけでなく、その内容を報告書に記載して報告することが必要である。事業報告書の報告様式の改訂(記載欄の設置)も含めて検討することが望ましい。

(6) 21 世紀の森 (指定管理者 ; 利根沼田森林組合)

施設の概要

所管課	緑化推進課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

森林が持つ優れた自然環境を保全するとともに、県民の保健及び休養に資する。

施設の概要

設置年月日	平成10年10月11日
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(木造平屋建て106m ²)
建設費(単位:千円)	998,000千円
敷地面積(所有者)	427ha(群馬県:252ha 借地:175ha)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 9,700 千円)

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等が実施されていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等を実施することが望まれる。

[農政部 蚕糸園芸課] 関係

(1) 群馬県立日本絹の里 (指定管理者 ; (財) 群馬県蚕糸振興協会)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠 (法律、条例等)

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

本県蚕糸業振興の拠点として、養蚕から織物まで親しむことのできる展示機能や染織等体験機能を備えた施設を設置し、広く県民に蚕糸業の理解と興味を深める。

施設の概要

設置年月日	平成10年4月24日
建物規模 (延べ床面積、階)	本館RC造2階建・展示館木造平屋建 延べ床面積1,559㎡
建設費 (単位:千円)	850,010千円
敷地面積 (所有者)	8,917㎡ (群馬県)
備考 (大規模改修等)	事務室増築 (H13年度:27,615千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 100,103 千円)

意見

予算管理の徹底について

予算管理を徹底することにより、費用の削減に尽力する必要がある。

(現状及び問題点)

管理費用の内容は主として人件費、施設の維持費、企画費である。管理経費の一律カット等の効率化係数を導入すると企画が貧弱化し来場者が減少する懸念があるということで、予算設定に当たっては、その計算の根拠を、管理委託時の数値をそのまま使用している。しかしながら、県の負担は、平成 18 年度指定管理者制度導入後も 1 億円を超えたまま推移しており何らかの対策が必要である。平成 19 年度の事業報告書を見ると企画展示費は 12,972 千円の予算に対して実績が 16,370 千円と、3,398 千円の大幅な予算超過となっており、予算管理の徹底を図ることにより、一段の削減の余地はあるものと思われる。

(改善策)

予算管理の徹底により、管理費用の削減を図るべきである。

(2) 群馬県水産学習館 (指定管理者;(財)群馬県公園緑地協会)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県水産学習館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

「魚と親しむ憩いの場」、「淡水生物の生き方を知り、その環境を大切に考える心を育てる」、「内水面漁業に関する学習材料を提供し理解を深める」等を目的につくられた。群馬県の生息魚類を中心に、両生類、爬虫類、甲殻類等を一堂に展示した淡水生物専門の水族館方式の学習施設。

施設の概要

設置年月日	昭和62年4月15日
建物規模(延べ床面積、階)	鉄骨造平屋建、延べ床面積 381.5m ² 、1階
建設費(単位:千円)	190,000 (千円)
敷地面積(所有者)	417.7m ² (群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 18,480 千円)

意見

つつじが岡公園との一体管理について

県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。公園全体を一体としての一元的な管理・整備の方法を検討することが望まれる。

(現状及び問題点)

つつじが岡公園は県の異なる管理部局の元に以下の3つの施設に区分してそれぞれ異なる管理者に管理されている。水産学習館はそのうちの1施設である。

つつじが岡公園(花山部分を除く)...県土整備部(都市計画課)

つつじが岡公園(花山部分)...環境森林部(自然環境課)

群馬県水産学習館...農政部(蚕糸園芸課)

県は、これら3施設についてそれぞれ管理者の選定作業や月例報告、事業報告等の管理作業を行っており不効率である。管理部局の別により施設管理も別に行うというのはいわゆる縦割り管理の弊害といわざるを得ない。むしろ、つつじが岡公園を一体として運営することが指定管理者の管理においてまた、公園自体の維持管理や整備の点からも有効であると思われる。

(改善策)

つつじが岡公園一体としての一元的な管理・整備の方法を検討することが望まれる。こ

のことについては、「つつじが岡公園（花山部分を除く）」に対する意見として既に述べているので、参照されたい。

協定書・計画書と報告書の項目不一致について

協定書・計画書に謳われている調査研究業務が、事業報告書においては、報告項目としても支出項目としても記載されていない。

（現状及び問題点）

水産学習館は水産試験場のような専門的な調査研究機関ではないが、地元に着した調査研究を行うことが基本協定書第5条に記載されている。しかし、事業計画書、事業報告書の収支状況をみると、支出項目に調査研究に関する項目がない。基本協定書に調査研究が記載されている以上、計画書や報告書にも支出項目に調査研究項目を設けるべきである。調査研究業務が実施されたのかどうか不明である。

（改善策）

事業報告においても、指定管理業務の一つである調査研究業務の実施状況を明確に記載する必要がある。

利用者数目標の設定について

重要な指標である利用者数の目標値設定ができていないので、事業計画において明確な目標値を設定する必要がある。

（現状及び問題点）

利用者数は施設の満足度等を図る重要な指標の一つと考えられ、事業報告書においても重要な報告数値となっているが、目標設定がなされていない。事業計画において利用者数の目標が記載されていないため利用者に関する評価ができないので、計画数値としても利用者数目標を設定すべきである。

（改善策）

利用者数目標を事業計画上も明記して、その達成に努めるべきである。

(3) ぐんまフラワーパーク (指定管理者;(株)ぐんまフラワー管理)

施設の概要

所管課	蚕糸園芸課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民に花と緑に親しむ憩いの場及び花と緑に関する学習の場を提供するため、設置する。

施設の概要

設置年月日	平成4年4月23日
建物規模(延べ床面積、階)	建物延べ床面積10,262㎡ 1階
建設費(単位:千円)	7,171,000千円
敷地面積(所有者)	敷地面積215,230㎡
備考(大規模改修等)	夜間照明施設設置(H15.16 123,128千円) イングリッシュガーデン整備(H15 157,899千円)

(指定管理費用;平成20年度契約額 190,000 千円)

意見

管理費用の見積もり方式について

管理費用が多額に見積もられていた可能性がある。市場価格を反映させる方式の導入を検討する必要がある。

(現状及び問題点)

ぐんまフラワーパークは、公園の運営、広報、維持管理業務、園芸等の指導業務、レストラン、ショッピングセンター、遊具等の運営業務を行っており、県はこれらの業務を一括して指定管理の対象としている。利用料金制を導入しており入園料の他、レストラン、ショッピングセンター、遊具等の収益は自主事業として指定管理者が自ら料金を徴収している。その他に県は指定管理者に管理費用を支払う形態になっており、管理費用の金額は平成19年度185,830千円である。平成19年度の収支の状況は総収入424,635千円に対し総支出が418,669千円で5,966千円の利益を計上している。

管理費用の金額の算定方法は、実績に基づきコストを積み上げる方式によっている。この算定方式によると、過去の実績に対して予測値の計算が行われるので、市場における現況が反映されにくいというデメリットがある。本施設では、過去からの時系列情報に経費削減係数等が加味されているにしても、平成19年度の利用料収入等が計画値(除く委託費収入185,830千円)を61,875千円も下回ったにもかかわらず、上記の通り5,968千円とは

いえ、利益が計上できている要因として、利用者数の増減による影響を受けない固定収入である県が支払う管理費用(委託料収入)が寄与していると推測することが可能であるが、この点について検証してみる必要がある。繰り返しになるが、管理費用を過去のコストの積み上げ方式によっている場合には、単価が過去から高いまま推移していると、その年度年度の市場価格が反映されないまま、コストが高い単価のままで積み上げられるというデメリットが発生し、積算コストが次第に市場価格と乖離してしまう可能性がある。平成 19 年度の管理費用の額は、市場価格に比して、やや高めのコストが積み上がって算定された余剰のある額であり、その結果、利用料収入の減少を補完した可能性も考えられる。積算時の市場価格の動向も踏まえながら、適正な管理費用が算定されているかどうかについて分析しておくことが有効であると思われる

また、平成 20 年以後の管理費用(委託料収入)については、利益額は漸減すると思われるが、平成 19 年度利益計上の要因が、自主事業の利益にあるのであれば、指定管理者のモチベーションを冷まさない範囲で、利益の一部を県に還元させるような制度も検討の余地がある。

(改善策)

管理費用の算定にあたり、過去の実績の積み上げに加え、個々の要素の価格を市場価格と比較しながら、積み上げる方式等の導入を検討願いたい。

利用者数の減少について

指定管理者導入後、入場者数が減少傾向にあり、住民満足度の向上の観点からの検証が必要である。

(現状及び問題点)

県の負担するコストは指定管理者制度導入前に比して、導入直前の平成 17 年度と比しても 80 百万円以上減少しており、経費削減には寄与している。また、指定管理者側から見ても利益が計上できており、損益面では順調に推移しているように思われる。しかしながら、利用者数に目を転じて見ると、年間利用者総数は目標利用者数を大幅に下回り、また指定管理者制度導入(平成 18 年度)以前の利用者数を下回る状況にある。このことは、利用者のサービスに対する満足度という観点からは、満足度を下げていることが懸念される。指定管理者の実施している自主事業の内容も含め、利用者ニーズにあった、満足度を向上させる内容になっているか等を、検討する必要がある。

区分	19 年度	18 年度	17 年度	16 年度	15 年度
年間利用者総数	257,029	289,193	324,455	298,689	363,730
有料利用者総数	157,312	189,159	223,546	193,130	242,191
無料利用者総数	99,717	100,034	100,909	105,559	121,539
目標利用者数	350,000	400,000			

(改善策)

現状実施している事業を、住民満足度の向上の観点から、洗い出し、検討する必要がある。

[農政部 畜産課] 関係

(1) 群馬県馬事公苑 (指定管理者 ; (財) 群馬県馬事公苑)

施設の概要

所管課	畜産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-----	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の動物愛護精神を養うとともに、馬に関する知識の普及及び乗馬技術の向上を図る。

施設の概要

設置年月日	昭和61年3月
建物規模(延べ床面積、階)	管理棟(900.23㎡、鉄骨造2階)、第2厩舎(195.24㎡、鉄骨造) 第3厩舎(431.20㎡、RC造2階)、宿舎(82.30㎡、木造)
建設費(単位:千円)	229,548千円
敷地面積(所有者)	15,915.60㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 42,500 千円)

意見

施設の所管課について

群馬県馬事公苑は現在畜産課が所管しているが、施設の設置目的(動物愛護精神・乗馬技術の向上)等を考慮したときに、より相応しい所管課があるのかどうか検討の余地がある。

(現状及び問題点)

群馬県馬事公苑は、現在畜産課が所管しているが、施設の設置目的「県民の動物愛護精神を養うとともに、馬に関する知識の普及及び乗馬技術の向上を図る」を考慮すると、必ずしも、畜産の振興をはかる畜産課が所管することに合理性があるのかどうか疑問である。施設設置目的を達成するのに、より相応しい所管課があるのかどうか、所管課の変更も含めて検討の余地があるのではないかと思われる。

(改善策)

施設の実状から所管課の見直し等を検討することが望まれる。

[産業経済部 労働政策課] 関係

(1) 群馬県勤労福祉センター（指定管理者；(財)群馬県勤労福祉センター）

施設の概要

所管課	労働政策課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県勤労福祉センター設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

勤労者の福祉向上の拠点として設置した勤労者福祉施設であり、会議、研修、体育館などの福利厚生施設を自ら確保できない企業や各種団体等のため、低価格で活動の場を提供する。

施設の概要

設置年月日	昭和59年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	本館：鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,917.81㎡ 体育館：鉄筋コンクリート一部鉄骨造、1,410㎡
建設費(単位：千円)	本館：330,000千円、体育館：149,500千円
敷地面積(所有者)	17,034㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用；平成20年度契約額 11,333 千円)

意見

指定管理者の業務継続能力について

指定管理者である財団法人群馬県勤労福祉センターは常勤職員が1名しかおらず他は非常勤職員と県からの派遣職員となっているが、常勤職員に不測の事態が生じた場合も想定して対応できるようにしておくことが必要である。

(現状及び問題点)

指定管理の委託先は財団法人群馬県勤労福祉センターであるが、同財団の人員構成は常勤者が1名、非常勤者が3名、県からの派遣が4名(但し県からの派遣は若者の就職支援活動業務であり指定管理業務には関わっていない)となっている。常勤者に不測の事態が生じた場合、指定管理業務の継続および財団の存続が困難となる可能性がある。

(改善策)

指定管理者について事業の継続能力を検証し、不測の事態が発生しても対応できるようにしておくことが望まれる。

[産業経済部 観光物産課]関係

(1) 宝台樹キャンプ場(指定管理者; 武尊山観光開発(株))

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため
--

施設の概要

設置年月日	昭和51年6月
建物規模(延べ床面積、階)	キャンプ場休憩舎(平屋建て480.78㎡)ほか炊事場等建物、工作物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	554,592千円(宝台樹スキー場を含む)
敷地面積(所有者)	キャンプ場敷地10ヘクタール(地元地権者の土地を町が借り受け、その土地を県と町とで使用貸借)
備考(大規模改修等)	汚水処理施設の新築工事(平成19年度新設工事費38,934千円・平成20年度解体予算25,034千円)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 1,447千円)

意見

施設の一体管理の可能性について

宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。
--

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の施設の敷地10ヘクタールは、みなかみ町が地元の地権者から借り受け、県はみなかみ町より使用貸借している。また宝台樹スキー場(115ヘクタール)も同様の運営状況であり、両施設の指定管理者は同一のA社である。県はこれらの施設を別々に指定管理者の選定を行っているが、一体管理させることで、夏はキャンプ場、冬はスキー場として年間を通じて営業可能な施設としてより有効な管理が出来るのではないかとと思われる。

(改善策)

施設をより有効に管理運営するために、一体的な管理の方法も十分に検討することが望まれる。

非公募理由の妥当性について

宝台樹キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有の管理棟やオートキャンプ場との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

公募による指定管理者の選定を検討することが必要である。

利用料金の積算根拠が不明確であることについて

テントサイトの貸出料金の積算根拠が不明確であるので、施設の維持費等を考慮し貸出料金を積算し適切な受益者負担を求めることが望まれる。

(現状及び問題点)

テントサイトの貸出料金の積算根拠が不明確である。

(改善策)

施設の維持費等を考慮し貸出料金を積算し、適切な受益者負担となるように料金の見直しを検討することが望まれる

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で1枚半に7項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、

本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目が十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. キャンプ場利用状況
(1)サービス等を向上させるための取組	3. 使用料の収入実績
(2)利用者を増加させるための取組	
(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	4. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかが事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(2) 宝台樹スキー場(指定管理者; 武尊山観光開発(株))

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため
--

施設の概要

設置年月日	昭和54年12月
建物規模(延べ床面積、階)	スキー場休憩舎(平屋建て511.00㎡)ほか管理棟等建物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	554,592千円(宝台樹キャンプ場を含む)
敷地面積(所有者)	スキー場敷地115 ² / ₁₀₀ (地元地権者の土地を町が借り受け、その土地を県と町とで使用貸借)
備考(大規模改修等)	安全対策の万全を図るため連絡用コースの付替工事を予定(平成20年度予算 2,205千円)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 6,723 千円)

意見

施設の一体管理の可能性について

宝台樹キャンプ場と宝台樹スキー場は同じ指定管理者により管理運営されていることや、一体管理によって年間を通じて利用可能な施設の運営となるため、一体管理によるメリットを十分に検討されたい。
--

(現状及び問題点)

宝台樹キャンプ場の施設の敷地10ヘクタールは、みなかみ町が地元の地権者から借り受け、県はみなかみ町より使用貸借している。また宝台樹スキー場(115ヘクタール)も同様の運営状況であり、両施設の指定管理者は同一のA社である。県はこれらの施設を別々に

指定管理者の選定を行っているが、一体管理させることで、夏はキャンプ場、冬はスキー場として年間を通じて営業可能な施設としてより有効な管理が出来るのではないかと思われる。

(改善策)

施設をより有効に管理運営するために、一体的な管理の方法も十分に検討することが望まれる。

非公募理由の妥当性について

宝台樹スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のリフトや休憩舎等との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

公募による指定管理者の選定を検討することが必要である。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方策がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 6,433 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用(指定管理料)が 6,723 千円となっている。従来から県が負担すべきであった水質検査料を正規に負担することに変えた等の理由でコストの増加になったようであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが望まれる。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

宝台樹スキー場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で半ページに4項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続きが実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成19年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成19年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. スキー場の利用状況
(1) サービス等を向上させるための取組	
(2) 利用者を増加させるための取組	

(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	3. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたかが事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(3) 武尊牧場スキー場（指定管理者；武尊山観光開発（株））

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和54年12月
建物規模(延べ床面積、階)	スキー場休憩舎(平屋建て226.76㎡)ほか建物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	160,202千円
敷地面積(所有者)	スキー場敷地60㊦(片品村から使用貸借)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用；平成20年度契約額 3,476 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

武尊牧場スキー場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のリフトや管理棟等との一体的管理が必要であることとしている。

しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

施設内の他者所有施設との調整、条件を整えたうえで、公募により指定管理者を選定することが望まれる。

指定管理者制度導入によるコスト増加について

指定管理者制度を導入したことにより県の管理費用が増加しているが、指定管理者制度の導入のひとつの目的がコストの削減であることを考えると、コスト増を吸収する方策がなかったかどうか再検証することが望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者制度の導入直前の平成 17 年度の管理費用は 3,017 千円であったが、指定管理者制度導入後の平成 18 年度では管理費用（指定管理料）が 3,476 千円となっている。

従来から県が負担すべきであった水質検査料を正規に負担することに変えた等の理由でコストの増加になったようであるが、指定管理制度の導入目的の一つが費用の削減であることを考えると、住民満足度を落とさない範囲で、他のコストの減少を図り、この増加分を吸収できなかったかどうか、再検証することが望まれる。

(改善策)

指定管理者制度の導入のひとつの目的が管理コストの削減であることを踏まえて、住民サービス・満足度の向上との兼ね合いの中で、指定管理料の金額の合理性について十分に吟味されることが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

武尊牧場スキー場の仕様書は、基本協定書別記という形式で A4 用紙で半ページに 4 項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書（本文だけで 7 ページ、付属の別記を加えると 40 ページ以上に及ぶ）と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要ある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理及び運営の体制	1. 指定管理者業務の実施状況
2. 事業の概要及び実施の時期	2. スキー場の利用状況
(1)サービス等を向上させるための取組	
(2)利用者を増加させるための取組	
(3)施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4)情報公開及び個人情報保護への取組	
(5)緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6)利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7)利用者等の要望の把握及び対応策	
(8)その他	
3. 指定管理業務等に係る経費の総額及び内訳	3. 管理経費の収支決算

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

(4) 川場キャンプ場 (指定管理者; 川場村)

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和55年7月
建物規模(延べ床面積、階)	キャンプ場管理棟(2階建て222.36㎡)ほか炊事場等建物、工作物その他付帯施設など
建設費(単位:千円)	135,922千円
敷地面積(所有者)	キャンプ場敷地5㌥(川場村から使用貸借)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成 20 年度契約額 1,520 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

川場キャンプ場の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募としている理由が十分とは考えられないため公募による選定について再検討が望まれる。

(現状及び問題点)

指定管理者は非公募により選定されているが、非公募とした理由は、施設内に存在する指定管理者所有のコテージやバンガロー等との一体的管理が必要であることとしている。しかしながら、何よりも現在実施している事業自体は民間が実施することが十分可能な事業であると考えられること、及び、県が指定管理者所有の施設を借り上げる等の工夫により、一体的運営をする指定管理者を公募するという方式も可能と考えられ、透明性の向上の観点からも、現在の理由で、非公募により指定管理者を選定することについては一考を要する。

(改善策)

施設内の他者所有施設との調整、条件を整えたうえで、公募により指定管理者を選定することが望まれる。

利用料金の設定方法について

施設の利用料金は周辺の類似施設の料金を参考に設定されているが、当該施設の維持管理コストの観点から積算し、適正な受益者負担を求めていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

施設の利用料金は施設の維持管理コストをベースに積算した結果に基づくものではなく、他の地域の類似した施設で設定されている料金との横並びで決められている。県民サービスの観点からは安価な料金で施設提供することは望ましいとも考えられるが、維持管理コストを考慮した経済性の観点が欠落していることは適当ではない。

(改善策)

適正な受益者負担を求めるためにも維持管理コストの面から利用料金を積算し、現在の利用料金の妥当性を検討することが望まれる。

仕様協議と選定手続きについて

指定管理者の選定が非公募により行われるとしても、選定に当たっては公募によるのと同様の観点から、協定書や仕様書の作成を通して、指定管理者の的確性について検討を加え、選定された者が指定管理業務を実行できるかどうかを判断すべきであるが、この過程が十分活用できているのか疑問である。

(現状及び問題点)

川場キャンプ場の仕様書は、基本協定書別記という形式でA4用紙で1枚半に7項目が簡単にまとめられているに過ぎず、他の施設の仕様書と比べ、極めて大雑把な内容にとどまっている。民間業者を指定管理者としている公園施設である群馬の森の仕様書(本文だけで7ページ、付属の別記を加えると40ページ以上に及ぶ)と比べると、協議内容が、本当に十分なのか、また協議の過程で指定管理者の的確性の判断手続が実行されたのか疑問である。

(改善策)

指定管理業務の仕様についての協議を、指定管理者の管理業務実行可能性を判断する過程として、有効に利用する必要がある。また、後日、指定管理業務の範囲、精緻さ等について、齟齬が生じることのない程度に、仕様書には必要にして十分な取り決めを記載しておくべきである。

事業報告書の報告内容の不足について

事業計画書で取り組むこととされている項目に対して、事業報告書での報告項目は十分ではない。

(現状及び問題点)

平成 19 年度の事業計画書と事業報告書を比較するとそれぞれ項目が一致していないため、計画書で企図された項目が達成されたのか否か評価、判断が困難である。

平成 19 年度事業計画書・事業報告書の項目比較

事業計画書	事業報告書
1. 管理担当部署に関する事項及び類似施設の実績	1. 概要
2. 管理運営方針に関する事項	2. イベント
3. 実施計画に関する事項	
(1) サービス等を向上させるための取組	
(2) 利用者を増加させるための取組	
(3) 施設・設備の維持管理及び修繕の取組	
(4) 情報公開及び個人情報保護への取組	
(5) 緊急時の体制(連絡網)・対応、防災対策	
(6) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応策	
(7) 利用者等の要望の把握及び対応策	
(8) その他	
4. 管理運営体制に関する事項	
5. 収支計画に関する事項	3. 収支報告書(収入・経費内訳)

また、収支決算についても、事業報告書では、計画と実績を並列に対比記載することが望ましい。

(改善策)

事業計画書は指定管理業務の実施計画であり、計画した業務が実際に実施されたどうか事業報告書で検証されなければならないが、項目間に不一致がある場合には、項目の達成状況の対比が明確でなくなり、計画の履行状況が判明しにくいものとなるので、事業報告書は計画書の各項目と一致させるような様式で作成されなければならない。

県は、事業計画書と事業報告書の関係が明瞭になるように指導し、適切な評価・判断をすべきである。

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

(5) 河川敷運動場・園地

(5) - 1 利根川河川境運動場(指定管理者;伊勢崎市)

施設の概要

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	21,012㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用;平成20年度契約額 0 千円)

(5) - 2 利根川河川尾島児童園地 (指定管理者 ; 太田市)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	11,510㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 0 千円)

(5) - 3 利根川河川尾島運動場 (指定管理者 ; 太田市)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得た土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	25,725㎡(河川用地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 0 千円)

(5) - 4 烏川河川玉村運動場 (指定管理者; 玉村町)

所管課	観光物産課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

県民の健全な観光レクリエーションの場を確保し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため

施設の概要

設置年月日	昭和51年7月
建物規模(延べ床面積、階)	
建設費(単位:千円)	県が河川占用許可を得、もしくは借上げした土地に市町村が設備等を整備
敷地面積(所有者)	62,771㎡(河川用地及び民有地)
備考(大規模改修等)	

(指定管理費用; 平成 20 年度契約額 0 千円)

意見

アンケート等の実施状況について

利用者の要望等を把握するためにアンケート等の施策が取られていないが、施設の利用促進、利用者満足度の向上のためにアンケート等を実施することが望まれる。

(現状及び問題点)

利用者の満足度向上を図るための施策、例えば利用者からのアンケートなどが実施されていない。目安箱等の設置もなく、利用者満足度の調査、確認が行われていない。

(改善策)

施設利用者の満足度の向上、利用の促進のために利用者の要望を入手するためにアンケート等の施策を実施することが望まれる。

施設のあり方について

河川運動場は地元市町村に密着した施設の色が強いことから、指定管理者としてではなく、より直接的に自主的に、地元市町村によって運営されることが実態に即した利用方法と考えられる。

(現状及び問題点)

それぞれの河川運動場は元々県民のグラウンドとして設置されたものであるが、利用者の

状況を見ると地元市町村の利用者が多く、指定管理者が地元の自治体であること、及び河川法関係法令もその周辺の住民による利用を想定していることを考えると、必ずしも県有施設として維持管理する必要性は高くないように見受けられる。

また、現在の県の指定管理者への関与の仕方も、事業計画書、事業報告書も A4 用紙 1 ページで完結する分量であり、通常指定管理者に求めている月例もしくは四半期での報告も基本協定書上も記載されておらず、指定管理者の自主性にほとんど委ねた管理状況になっている。

（改善策）

それぞれの河川運動場が設置されている自治体（伊勢崎市、太田市、玉村町）に施設を移譲し、それぞれの自治体が自主的かつ直接的に運営したほうが実態に即してより良いのではないと思われる。

〔 県土整備部 都市計画課 〕 関係
 (1) 敷島公園 (指定管理者 ; (財) 群馬県公園緑地協会)

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法第2条、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園として設置。

施設の概要

設置年月日	大正11年10月
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約11,000,000
敷地面積(所有者)	17.8ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	S56陸上競技場改修(2.8億円)、S61野球場改修(10.3億円)、S62サッカー・ラグビー場改修(4億円)、H7水泳場改修(23億円)、H16・17陸上競技場バックスタンド改修(4.4億円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 199,953 千円)

意見

個別施設単位の予算管理について

個別施設単位の予算管理が徹底できていない。

(現状及び問題点)

公園内に所在する野球場や陸上競技場、プール等の個々の施設単位での具体的な予算管理は未だ行われていない。電気・水道等のメーターは同一である等、実施上考慮しなければならない事項も多いが、施設の効率的な利用、コスト削減の観点からは個別の施設ごとに予算管理を行うことが望まれる。

(改善策)

個々のスポーツ施設単位での予算設定、管理を実施する必要がある。

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。施設ごとに目標利用者数を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

(2) 金山総合公園 (指定管理者; 山梅造園土木・ケービックスグループ(3社))

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法(第2条)、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保をととして、都市住民の公共の福祉増進のため設置。
・昭和54年の「国際児童年」を記念し、「子どもたちの「豊かな心」「健康な体」「考える力」を太陽と緑のもとで創意工夫し家族とともに利用できる公園」をコンセプトに建設。

施設の概要

設置年月日	平成3年5月
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約6,660,000
敷地面積(所有者)	18.7ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 170,870 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定で

きていない。利用者数目標を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握（決算書の入手等）不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書等の資料を毎年継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

(3) 観音山ファミリーパーク (指定管理者; NPO 法人 KFP 友の会)

施設の概要

所管課	都市計画課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

都市公園法(第2条)、群馬県立公園条例

施設の設置目的

都市における良好な景観の形成、緑とオープンスペースの確保を通じて、都市住民の公共の福祉増進のため設置。
「豊かな自然の息づく夢とやすらぎのある森の公園」をコンセプトに県内のレクリエーション機能の向上を図るために設置。

施設の概要

設置年月日	平成15年5月(第一期開園)
建物規模(延べ床面積、階)	-
建設費(単位:千円)	約9,480,000
敷地面積(所有者)	60.3ha(群馬県)
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 11,333 千円)

意見

利用者数目標の設定について

目標管理の一環として、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。

(現状及び問題点)

現在、行動に直結しやすくわかりやすい重要な数値目標である、利用者数目標が設定できていない。利用者数目標を設定して目標管理を徹底し、利用者数・稼働率を上げるべきである。

(改善策)

重要な管理指標である利用者数目標を設定し、その達成に向けて目標管理を徹底すべきである。

[企業局 財務管理課] 関係

(1) ゴルフ場

(1) - 1 上武ゴルフ場 (指定管理者; スバルリビングサービス (株) 群馬事業所)

施設の概要

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和47年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,529yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	325,574千円
敷地面積(所有者)	409,544m ²
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 2 玉村ゴルフ場 (指定管理者;(株)三商)

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和51年9月19日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,572yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	701,420千円
敷地面積(所有者)	517,711m ²
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 3 前橋ゴルフ場 (指定管理者 ; ライジングプロモーション (株))

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和55年4月28日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,331yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	1,090,071千円
敷地面積(所有者)	420,010㎡
備考(大規模改修等)	上毛大橋建設に伴い12H～14H改造

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 利用料金制採用)

(1) - 4 板倉ゴルフ場 (指定管理者 ; (株) 東急リゾートサービス)

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
 ・群馬県ゴルフ場管理条例

施設の設置目的

河川敷の有効活用を図りながら、幅広く県民が低廉な料金で、大衆スポーツであるゴルフを気軽に楽しむことのできる場を提供することにより、スポーツ振興を通じて、県民福祉の増進に寄与することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	昭和59年10月21日
建物規模(延べ床面積、階)	全長6,505yard、18H、PAR72
建設費(単位:千円)	1,686,601千円
敷地面積(所有者)	446,020㎡
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 利用料金制採用)

意見

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、経営の安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書といった資料を継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

区分経理について

指定管理者が、自社の事業の一部として、指定管理事業を実施している場合には、自社全体に係る共通費の配分等の適正性を検証するのが困難である。

(現状及び問題点)

基本協定書第17条第2項の事業報告書には「管理及び運営に係る収支状況に関する事項」として収支状況報告書の提出が求められている。

県営ゴルフ場の指定管理者は、自社の事業の一部として、指定管理事業を実施しているが、その場合に、当該指定事業の真実の収支状況が報告されるためには、指定管理者の事業全体の帳簿から区分経理・決算期間調整等が誘導的に実施され、一つの事業部門である県営ゴルフ場の収支状況が導出される必要がある。指定管理者の事業全体に係る共通費の配布の問題、決算期のズレの調整の問題等があり、この過程が適正かどうかを判断するのは、極めて困難な作業となっている。

(改善策)

指定管理者全体の帳簿体系において、区分経理を明確にするために、その一部門である指定管理事業である県営ゴルフ場事業について部門別管理(部門別元帳等)を導入する、決算期調整のためには中間決算で用いられている精算表方式による調整処理を実施する等の工夫が必要である。因みに、指定管理者の事業全体の適正性まで担保するためには、会計監査の導入が必要となる。

(2) ウェストパーク1000 (指定管理者;(財)高崎市都市整備公社)

施設の概要

所管課	(企)財務管理課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	----------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

・群馬県公営企業の設置等に関する条例
・群馬県自動車駐車場条例

施設の設置目的

市街地の渋滞解消、交通の円滑化を図り、都市機能を確保することを目的としている。

施設の概要

設置年月日	平成13年4月1日
建物規模(延べ床面積、階)	S造、地上7階自走式立体駐車場、29,702.30㎡
建設費(単位:千円)	5,560,000千円
敷地面積(所有者)	5,942.00㎡
備考(大規模改修等)	-

(指定管理費用;平成20年度契約額 39,635 千円)

意見

利用料金制への移行可能性について

ウェストパーク1000は現在指定管理料方式を採用しているが、施設の規模や性格から利用料金制への移行も可能と思われるので検討されたい。

(現状及び問題点)

ウェストパーク1000は駐車場として大規模なものであり、駐車料金収入も多額に計上される。現在指定管理方式は一定の指定管理料を指定管理者に渡し、駐車料金といった使用料は県が直接収入としているが、事業規模や性格を考えると利用料金制度を採用することも可能ではないかと思われる。

(改善策)

現在の指定管理料方式から利用料金制への移行の可能性を十分に検討し、施設の維持管理、運営に最も適した方式を採用されたい。

[教育委員会 生涯学習課] 関係

(1) 群馬県青少年会館 (指定管理者 ; (財) 群馬県青少年会館)

施設の概要

所管課	教育委員会 生涯学習課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	-------------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

青少年団体活動の振興及び青少年の健全な育成を図る

施設の概要

設置年月日	昭和57年6月5日
建物規模(延べ床面積、階)	3,676㎡(3階)
建設費(単位:千円)	403,700千円
敷地面積(所有者)	8,862㎡(群馬県)
備考(大規模改修等)	平成11年度増築工事(工事費:269,021千円)

(指定管理費用 ; 平成 20 年度契約額 82,908 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

群馬県青少年会館の指定管理者は非公募により選定されているが、非公募理由から考えると公募による選定も可能ではないかと思われるので、公募による選定の道を模索されたい。

(現状及び問題点)

指定管理者は財団法人群馬県青少年会館が非公募で選定されている。その理由は「(財)群馬県青少年会館は、青少年活動推進の中心的団体で、その活発な活動により青少年活動を活性化できるため。」とあるが、中心的団体であることを認めるとしても、そののみで、他の団体の意見も聞くことなしに非公募とすることには合理性がないのではないかと思われる。

所管課から、さらに以下のような理由を聴取した。

- ・ 現行の指定管理者は、各方面に出資を募って財団を形成して創設された。
- ・ 学校教育に対する理解、青少年団体との密接な関係、管理以外の育成ノウハウ、これらの条件を揃えることが不可欠でありこれらの条件を備えているのが現行の指定管理者である。
- ・ 現行の指定管理者は、従来「青年の家」を含む 4 施設の管理委託を受けていたが、

群馬県青少年会館以外の 3 つの施設が県の直営となった。群馬県青少年会館のみ指定管理者制度を導入することとし、財団法人が指定管理者となった。」

しかし、学校教育に対する理解は民間の教育産業、諸団体等でも進んでおり、また管理以外の育成ノウハウ等も有していないとは言えない。要は、現行の指定管理者が優れた団体であることを理由としているのみで、唯一無二の団体であるかどうかという点までは踏み込めていないと思われる。

(改善策)

公募による指定管理者選定の道を模索することが望まれる。

利用料金の設定方法について

「青少年会館」の利用料金は原価の積上げ計算により設定されたのではなく、他県の状況や他施設の状況と比較して設定されている。維持管理コストの面も考慮のうえ利用料金を設定されることが望まれる。

(現状及び問題点)

「青少年会館」の利用料金は原価の積上げ計算により設定されたのではなく、他県の状況や他施設の状況と比較して設定されている。原価の積上げ計算も考慮に入れるべきである。

(改善策)

施設の維持管理コストの面も考慮のうえ利用料金を設定されることが望まれる。

[教育委員会 スポーツ健康課]関係

(1) 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(指定管理者; 渋川市)

施設の概要

所管課	スポーツ健康課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	---------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ振興法第12条
群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

本県のスケート及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図る。(平成11年8月10日に旧伊香保町から移管)

施設の概要

設置年月日	屋外リンク(昭和42年度)、屋内第1リンク(昭和43年度)、屋内第2リンク(昭和60年度)、リンクハウス(昭和43年度)、審判棟(平成14年度)、管理棟(昭和54年度)、競技運営棟(平成4年度)、機械室(昭和54年度)等
建物規模(延べ床面積、階)	屋外リンク(400m×15m)、屋内第1リンク(2,310㎡、2階建)、屋内第2リンク(2,772㎡、2階建)、リンクハウス(1,556㎡、平屋建)、審判棟(130㎡、2階建)、管理棟(908㎡、2階建)、競技運営棟(1,319㎡、3階建)、機械室(486㎡、平屋建)等
建設費(単位:千円)	旧伊香保町当初建設時 屋外リンク:17,850千円、屋内第1リンク:46,415千円、リンクハウス:30,230千円、管理棟:137,400千円、競技運営棟:398,618千円、機械室:75,400千円 県建設 屋内第2リンク:318,010千円、審判棟:13,303千円
敷地面積(所有者)	54,553㎡(渋川市)
備考(大規模改修等)	旧伊香保町 屋外リンク改修工事(昭和56年度):163,390千円、屋内第1リンク改修工事(昭和56年度):163,210千円、リンクハウス改修工事(昭和57年度)94,959千円 県 伊香保リンク整備工事(平成18年度):43,890千円、管理棟施設整備工事(平成18年度):16,275千円

(指定管理費用;平成20年度契約額 80,000 千円)

意見

非公募理由の妥当性について

現在非公募により指定管理者を選定しているが、公募により指定管理者を選定する可能性を模索されたい。

(現状及び問題点)

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクは非公募により渋川市を指定管理者としてい

るが、非公募理由は製氷管理技術といった施設管理に関する専門職員を有していることや、渋川市として観光振興の一環として運営可能といったものである。民間企業等にも製氷管理技術を有する者はあると考えられ、渋川市の観光振興の一環については特段配慮する必要があるのか疑問である。

(改善策)

非公募による指定管理者選定ではなく、公募により指定管理者を選定する方向も模索されたい。

使用料の設定方法について

施設の使用料の設定は、平成 12 年 4 月から見直しや変更がされていない。維持コストを考慮した利用料金の設定が望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの使用料は、平成 12 年 4 月以降変更されていない。維持管理コストの面からは現在の使用料では低すぎる金額といえる。施設の利用者は比較的限定されている状況を考慮すれば受益者負担を求めることも必要ではないかと思われる。

(改善策)

使用料の設定について、維持コストからの積算も考慮し、適切な受益者負担を求めたものとするのが望まれる。

(2) 群馬県ライフル射撃場(指定管理者; 群馬県ライフル射撃協会)

施設の概要

所管課	スポーツ健康課	現在の運営方法	直営	指定管理者
-----	---------	---------	----	-------

施設の設置根拠(法律、条例等)

スポーツ振興法第12条
群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例

施設の設置目的

ライフル射撃競技を通じて、県民の健全な心身の発達及び射撃愛好者の銃器の正しい取扱技術の習得並びに射撃技術の向上を図るため設置

施設の概要

設置年月日	昭和56年4月
建物規模(延べ床面積、階)	733.70m ² 、2階
建設費(単位:千円)	149,900千円
敷地面積(所有者)	11,732m ² (榛東村)
備考(大規模改修等)	外壁等改修工事(H16年度)

(指定管理費用; 平成20年度契約額 1,900千円)

意見

利用料金の設定方法について

利用料金の設定方法が不明確であり、上記のとおり、利用者が限定的であることを考慮すると、より一層受益者負担を求めていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県ライフル射撃場の料金設定は、他県の類似施設の状況等を勘案して設定したものであると思われるが、利用者が限定的であることを考慮すれば、上記同様、受益者負担の考えをもっと前面に出した料金設定をしても良いのではないと思われる。

(改善策)

ライフル射撃場の維持管理コスト等の面から使用料金を積算し、受益者負担をよりいっそう求めていくことが望まれる。

指定管理者の経営状況・業務継続能力等の把握(決算書の入手等)不足について

県は指定管理者そのものの決算書等を選定時以外に入手していないが、指定管理者の業務継続能力、経営の安全性、安定性をモニタリングする上で、毎年継続的に決算書等入手しチェックすることが望まれる。

(現状及び問題点)

県は事業報告書等により施設の維持管理に関する収支を指定管理者に報告させているが、指定管理者そのものの経営状況や財務内容に関する情報を入手していない。指定管理者に要請される事項の一つとして指定管理者そのものの業務継続能力、経営の安全性、安定性といったものがあるが、指定管理者全体としての経営の安定性や安全性をモニタリングするうえで、指定管理者の決算書といった資料を継続的に入手していないことは問題であると思われる。

(改善策)

指定管理者の事業の安全性や安定性をモニタリングする上で、指定管理者そのものの決算書を毎年入手して経営状況を把握し、継続性に疑問が生じた場合等に適時に対応できる状況を確保することが望まれる。

施設のあり方について

ライフル射撃競技人口を考慮すると、県民全体の負担で競技場を所有することに合理性があるか疑問である。競技団体への譲渡等も踏まえて、そのあり方の検討が望まれる。

(現状及び問題点)

群馬県ライフル射撃場は、あくまでライフル射撃競技を通じての、健全な心身の発達、銃器の正しい技術習得、射撃技術の向上を設置目的としている。ライフル射撃を通じてということになると、県ライフル射撃協会に登録している会員はわずか65人(平成19年度実数)に過ぎない。このような競技人口を考慮すると、県民全体の負担で競技場を所有することに合理性があるのか疑問が生じてくるところである。より受益者負担の考え方を、前面に出して検討する必要がある。

(改善策)

適正な価額での、競技団体への譲渡等も踏まえて、そのあり方の検討が望まれる。